

水俣市議会会議録

令和2年9月第5回定例会（8月28日開会）
（9月18日閉会）

水 俣 市 議 会

令和2年9月第5回定例会（8月28日招集）会期日程表

（会期 8月28日から9月16日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月28日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	29日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	30日	日			市の休日（日曜日）
4	31日	月			議案調査
5	9月1日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	2日	水			議案調査
7	3日	木			議案調査
8	4日	金			議案調査
9	5日	土			市の休日（土曜日）
10	6日	日			市の休日（日曜日）
11	7日	月			議案調査
12	8日	火	午前9時30分		本会議
13	9日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（平岡朱君、牧下恭之君、淵上茂樹君） 議案質疑 委員会付託
14	10日	木	-----	委員会	委員会
15	11日	金	-----	委員会	委員会（予備）
16	12日	土		休 会	市の休日
17	13日	日			市の休日
18	14日	月			議事整理日
19	15日	火			議事整理日
20	16日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

（注）台風10号接近のため、8、9日の本会議を延期し、10日に本会議を開き、18日まで2日間の会期延長を議決した。なお、8、9日に延期した一般質問は、16、17日に行った。

令和2年9月第5回水俣市議会定例会会議録目次

令和2年8月28日（金） — 1日目 —

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3 議第88号 専決処分の報告及び承認について	
専第16号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	4
日程第4 議第89号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	6
日程第5 議第90号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	8
日程第6 議第91号 水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更について	9
日程第7 議第92号 工事請負契約の締結について	10
日程第8 議第93号 令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	12
日程第9 議第94号 令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	18
市長の提案理由説明	22
散 会	24

令和2年9月10日（木） — 2日目 —

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
陳情文書表	2

会期延長及び日程変更等に係る議会冒頭あいさつ	2- 2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会期の延長	3
質 疑	4
日程第2 議第88号 専決処分の報告及び承認について	
専第16号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	4
日程第3 議第89号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	4
日程第4 議第90号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	4
日程第5 議第91号 水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更について	4
日程第6 議第92号 工事請負契約の締結について	5
日程第7 議第93号 令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	5
日程第8 議第94号 令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	5
議案上程	5
日程第9 議第95号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	5
日程第10 議第96号 令和元年度水俣市一般会計決算認定について	6
日程第11 議第97号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	11
日程第12 議第98号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	13
日程第13 議第99号 令和元年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	14
日程第14 議第100号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	16
市長の提案理由説明	18
休憩・開議	19
質 疑	19
委員会付託	19
日程第15 特別委員会の設置について	19
休憩・開議	20
正副委員長互選結果の報告	20
散 会	21

令和2年9月16日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3- 1
-------	------

事務局職員出席者	3- 1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○真野頼隆君の質問	2
1 コロナ禍のなかでの行財政運営について	3
2 令和2年7月豪雨について	4
3 ワークेशन事業の推進について	4
市長の答弁	4
総務企画部長の答弁	4
○真野頼隆君の再質問	6
総務企画部長の答弁	6
○真野頼隆君の再々質問	8
総務企画部長の答弁	8
市長の答弁	8
○真野頼隆君の再質問	9
市長の答弁	10
副市長の答弁	11
○真野頼隆君の再質問	12
副市長の答弁	12
○真野頼隆君の再々質問	12
副市長の答弁	12
休憩・開議	13
○田口憲雄君の質問	13
1 令和2年7月豪雨について	13
2 コロナ禍における地域医療について	13
3 高齢者施設の現状について	14
市長の答弁	14
○田口憲雄君の再質問	16
市長の答弁	17

○田口憲雄君の再々質問	3- 17
市長の答弁	18
病院事業管理者の答弁	18
○田口憲雄君の再質問	19
病院事業管理者の答弁	19
○田口憲雄君の再々質問	21
病院事業管理者の答弁	21
福祉環境部長の答弁	21
○田口憲雄君の再質問	22
福祉環境部長の答弁	22
休憩・開議	23
○杉迫一樹君の質問	23
1 7月豪雨災害の対応に関する評価と今後の対策について	23
2 本市の山間地に計画予定の風力発電について	23
休憩・開議	24
市長の答弁	24
○杉迫一樹君の再質問	25
市長の答弁	26
○杉迫一樹君の再々質問	28
市長の答弁	29
産業建設部長の答弁	30
○杉迫一樹君の再質問	31
産業建設部長の答弁	33
○杉迫一樹君の再々質問	33
市長の答弁	34
散 会	35

令和2年9月17日（木） — 4日目 —

出欠席議員	4- 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1

議事日程第4号	4- 2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○平岡朱君の質問	3
1 7月豪雨を踏まえた市内の雨水対策について	3
2 気候変動問題に対する本市の取り組みについて	3
3 高齢者施設・事業所の利用者、職員等に新型コロナウイルス感染者が発生した 場合の対応について	3
4 サン・エレクトロニクス(株)及びチッソ(株)、JNC(株)の状況について	3
市長の答弁	4
産業建設部長の答弁	4
○平岡朱君の再質問	5
産業建設部長の答弁	5
○平岡朱君の再々質問	6
産業建設部長の答弁	6
総務企画部長の答弁	6
○平岡朱君の再質問	7
総務企画部長の答弁	8
○平岡朱君の再々質問	8
市長の答弁	9
福祉環境部長の答弁	9
○平岡朱君の再質問	10
福祉環境部長の答弁	10
市長の答弁	11
○平岡朱君の再質問	12
市長の答弁	12
○平岡朱君の再々質問	13
市長の答弁	13
休憩・開議	14
○牧下恭之君の質問	14
1 死亡手続等を簡略化する「おくやみコーナー」の設置について	14

2	自転車保険加入促進について	4- 16
3	認知症施策について	17
	市長の答弁	18
○	牧下恭之君の発言	19
	副市長の答弁	19
○	牧下恭之君の再質問	20
	副市長の答弁	20
	福祉環境部長の答弁	21
○	牧下恭之君の再質問	22
	福祉環境部長の答弁	23
○	牧下恭之君の発言	23
休憩・開議		24
○	渕上茂樹君の質問	24
1	新型コロナウイルス感染症対策における本市の経済状況と対応について	24
2	7月豪雨後の具体的な対応について	24
3	下水道事業と合併処理浄化槽事業における現状と対策について	25
	市長の答弁	25
○	渕上茂樹君の再質問	27
	市長の答弁	27
○	渕上茂樹君の再々質問	28
	市長の答弁	29
	産業建設部長の答弁	29
○	渕上茂樹君の再質問	31
	産業建設部長の答弁	32
	上下水道局長の答弁	32
○	渕上茂樹君の再質問	33
	市長の答弁	34
散 会		34

令和2年9月18日（金）　　— 5日目 —

出欠席議員

5- 1

事務局職員出席者	5- 1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第88号 専決処分の報告及び承認についてから日程第6議第95号令和2年度水俣市一般会計補正予算（第11号）について6件に関する委員会の審査報告	3
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	6
委員会審査報告書	7
委員長報告に対する質疑	8
討 論	8
○藤本壽子君の反対討論（議第92号）	8
採 決	9
日程第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	10
採 決	11
閉会中継続審査・調査申出書	11
議案上程	12
日程第8 議第101号 教育委員会委員の任命について	13
日程第9 議第102号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	13
日程第10 議第103号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	13
日程第11 議第104号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	13
日程第12 意見第8号 緊急自然災害防止対策事業の継続を求める意見書について	14
日程第13 意見第9号 軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書について	15
日程第14 意見第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について	16
日程第15 意見第11号 教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書について	17
市長の提案理由説明（議第101号から議第104号）	18
○松本和幸君の提案理由説明（意見第8号）	18
○岩村龍男君の提案理由説明（意見第9号）	19
○真野頼隆君の提案理由説明（意見第10号）	20

○藤本壽子君の提案理由説明（意見第11号）	5- 21
質 疑	22
討 論	22
採 決	22
日程第16 議員派遣について	24
採 決	24
閉 会	24

令和2年8月28日

令和2年9月第5回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

令和2年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和2年8月28日水俣市長第5回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和2年8月28日午前10時0分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和2年9月18日午前10時45分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和2年8月28日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時12分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	渕 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（坂 本 禎 一 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
主 事（岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（一期崎 充 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総合医療センター事務部長（松 木 幸 蔵 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	上下水道局長（岩 井 昭 洋 君）
総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）	総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）

○議事日程 第1号

令和2年8月28日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第88号 専決処分の報告及び承認について

専第16号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

第4 議第89号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

第5 議第90号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

第6 議第91号 水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更について

第7 議第92号 工事請負契約の締結について

第8 議第93号 令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

第9 議第94号 令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

令和2年9月第5回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所 及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第2号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について	水俣市葛渡260-2 新日本婦人の会 水俣支部 代表 久木田 尚子		厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（岩阪雅文君） ただいまから令和2年第5回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（岩阪雅文君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、厚生文教委員会に付託します。

監査委員から、令和2年6月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、堀内総務企画部長、一期崎福祉環境部長、城山産業建設部長、本田産業建設部次長、永田市長公室長、梅下総務課長、設楽企画課長、岡本財政課長、小島教育長、前田教育次長、松木総合医療センター事務部長、岩井上下水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において平岡朱議員、松本和幸議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和2年9月第5回定例会（8月28日招集）会期日程表

（会期 8月28日から9月16日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月28日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	29日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	30日	日			市の休日（日曜日）
4	31日	月			議案調査
5	9月1日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	2日	水			議案調査
7	3日	木			議案調査
8	4日	金			議案調査
9	5日	土			市の休日（土曜日）
10	6日	日			市の休日（日曜日）

11	7日	月			議案調査
12	8日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	9日	水	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
14	10日	木	————	委員会	委員会
15	11日	金	————	委員会	委員会（予備）
16	12日	土		休 会	市の休日
17	13日	日			市の休日
18	14日	月			議事整理日
19	15日	火			議事整理日
20	16日	水	午前10時		本会議

○議長（岩阪雅文君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月16日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

日程第3 議第88号 専決処分の報告及び承認について

専第16号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

日程第4 議第89号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

日程第5 議第90号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議第91号 水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第7 議第92号 工事請負契約の締結について

日程第8 議第93号 令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第9 議第94号 令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（岩阪雅文君） 日程第3、議第88号専決処分の報告及び承認についてから、日程第9、議第94号令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてまで、7件を一括して議題とします。

議第88号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年8月28日提出

水俣市長 高岡利治

専第16号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

専第16号

専 決 処 分 書

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年8月5日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

令和2年7月豪雨に係る災害復旧工事等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和2年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,840千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,934,958千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第9号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
13 国庫支出金		5,375,272	26,680	5,401,952
	1 国庫負担金	1,847,430	26,680	1,874,110
14 県支出金		1,682,241	14,840	1,697,081
	2 県補助金	783,762	14,840	798,602
17 繰入金		682,702	20	682,722
	1 基金繰入金	572,619	20	572,639
20 市債		3,282,700	13,300	3,296,000
	1 市債	3,282,700	13,300	3,296,000
補正されなかった款に係る額		9,857,203		9,857,203
歳 入 合 計		20,880,118	54,840	20,934,958

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 民生費		5,687,256	8,840	5,696,096
	2 児童福祉費	1,962,104	8,840	1,970,944
8 消防費		530,084	6,000	536,084
	1 消防費	530,084	6,000	536,084
10 災害復旧費		401,288	40,000	441,288
	2 公共土木施設災害復旧費	129,087	40,000	169,087
補正されなかった款に係る額		14,261,490		14,261,490
歳 出 合 計		20,880,118	54,840	20,934,958

第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 1,541,500				千円 1,554,800			
補正されなかった事業にかかる額	1,741,200				1,741,200			
計	3,282,700				3,296,000			

議第89号

令和2年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ458,576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,393,534千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加・変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年8月28日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第10号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
13 国庫支出金		5,401,952	258,614	5,660,566
	1 国庫負担金	1,874,110	225,779	2,099,889
	2 国庫補助金	3,522,979	32,835	3,555,814
14 県支出金		1,697,081	47,441	1,744,522
	2 県補助金	798,602	14,257	812,859
	3 委託金	69,204	33,184	102,388
17 繰入金		682,722	△32,450	650,272
	1 基金繰入金	572,639	△32,803	539,836
	2 特別会計繰入金	110,083	353	110,436

19 諸収入		410,999	95	411,094
	4 雑入	311,791	95	311,886
20 市債		3,296,000	184,876	3,480,876
	1 市債	3,296,000	184,876	3,480,876
補正されなかった款に係る額		9,446,204		9,446,204
歳 入 合 計		20,934,958	458,576	21,393,534

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費		6,164,411	18,457	6,182,868
	1 総務管理費	5,812,833	2,294	5,815,127
	2 徴税費	179,903	10,649	190,552
	3 戸籍住民基本台帳費	102,529	5,514	108,043
3 民生費		5,696,096	17,176	5,713,272
	1 社会福祉費	3,113,649	40	3,113,689
	2 児童福祉費	1,970,944	17,116	1,988,060
	3 生活保護費	567,322	20	567,342
4 衛生費		2,070,400	△1,889	2,068,511
	1 保健衛生費	380,308	△1,601	378,707
	4 環境対策費	158,398	△288	158,110
5 農林水産業費		705,265	4,329	709,594
	1 農業費	333,531	4,329	337,860
6 商工費		884,715	△3,391	881,324
	1 商工費	321,626	△3,446	318,180
	2 総合経済対策費	563,089	55	563,144
7 土木費		1,350,683	4,263	1,354,946
	2 道路橋りょう費	603,356	△3,895	599,461
	3 河川費	67,374	0	67,374
	6 住宅費	112,411	8,158	120,569
8 消防費		536,084	88	536,172
	1 消防費	536,084	88	536,172
9 教育費		1,269,837	74,043	1,343,880
	1 教育総務費	307,552	34,766	342,318
	2 小学校費	168,287	70	168,357
	3 中学校費	84,469	0	84,469
	4 社会教育費	391,598	35,676	427,274
	5 保健体育費	317,931	3,531	321,462
10 災害復旧費		441,288	345,500	786,788
	2 公共土木施設災害復旧費	169,087	345,500	514,587
補正されなかった款に係る額		1,816,179		1,816,179
歳 出 合 計		20,934,958	458,576	21,393,534

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
-----	-----	-------

武道館管理委託料 (スポーツ振興課)	自 令和2年度 至 令和5年度	千円 26,082
-----------------------	--------------------	--------------

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
固定資産現況調査事業業務委託料 (税務課)	自 令和2年度 至 令和5年度	31,784	自 令和3年度 至 令和5年度	千円 20,740
要緊急安全確認大規模建築物(水光社本店)建 替え工事補助金 (都市計画課)	自 令和3年度 至 令和3年度	89,106	自 令和3年度 至 令和3年度	97,982

第3表 地方債補正

1 追加

記載の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等(砂防事 業)	千円 3,400	証書借入又 は証券発行	4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金等 について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し 後の利率。)	政府資金については、その融資条件に より、銀行その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。ただし、市財政 の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に 借換えすることができる。
公共事業等(農業農 村事業)	17,600			
計	21,000			

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 1,554,800				千円 1,674,400			
自然災害防止事業	3,800				0			
過疎対策事業	1,158,000				1,184,500			
臨時財政対策債	279,000				300,576			
補正されなかった事業にかかる額	300,400				300,400			
計	3,296,000				3,459,876			

議第90号

令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)

令和2年度水俣市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,750,041千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月28日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正(第2号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
5 支払基金交付金		959,339	9,515	968,854
	1 支払基金交付金	959,339	9,515	968,854
6 県支出金		543,893	10,688	554,581
	1 県負担金	513,673	10,688	524,361
7 繰入金		581,264	66	581,330
	1 一般会計繰入金	581,264	66	581,330
8 繰越金		1	13,307	13,308
	1 繰越金	1	13,307	13,308
補正されなかった款に係る額		1,631,968		1,631,968
歳入合計		3,716,465	33,576	3,750,041

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6 諸支出金		807	33,576	34,383
	1 償還金及び還付加算金	807	33,223	34,030
	2 繰出金	0	353	353
補正されなかった款に係る額		3,715,658		3,715,658
歳出合計		3,716,465	33,576	3,750,041

議第91号

水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更について

水俣市過疎地域自立促進計画の一部を次のように変更することとする。

令和2年8月28日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市過疎地域自立促進計画「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

同計画第7章第3節の表中

「

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校校舎改築事業 校舎外壁改修・トイレ改修等	水俣市	

を

「

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校校舎改築事業 校舎外壁改修・トイレ改修等	水俣市	
	スクールバス・ボート	スクールバス運行事業 スクールバスの購入	水俣市	

に

改める。

(提案理由)

水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

議第92号

工事請負契約の締結について

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その3）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和2年8月28日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工 事 名 生態系に配慮した渚造成整備（護岸その3）工事
- 2 工 事 内 容 鋼矢板設置工事、浚渫工事、大型土のう設置工事
- 3 工 事 場 所 水俣市塩浜町地先
- 4 契 約 金 額 317,900,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 熊本県水俣市洗切町14番1号
坂口・岩井・上野特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 坂口組
代表取締役 坂口 俊一

（提案理由）

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その3）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

議第93号

令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

令和元年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

令和2年8月28日提出

水俣市長 高岡利治

令和元年度水俣市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	7,377,082,000	200,000,000	0
第1項 医業収益	6,808,203,000	200,000,000	0
第2項 医業外収益	567,039,000	0	0
第3項 特別収益	1,840,000	0	0
第2款 久木野診療所事業収益	10,114,000	0	0
第1項 医業収益	5,482,000	0	0
第2項 医業外収益	4,401,000	0	0
第3項 訪問看護事業収益	229,000	0	0
第4項 特別利益	2,000	0	0
収益的収入合計	7,387,196,000	200,000,000	0

支出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 総合医療センター事業費	7,361,229,000	200,000,000	0	0	0	7,561,229,000
第1項 医業費用	7,260,353,000	200,000,000	0	0	0	7,460,353,000
第2項 医業外費用	49,133,000	0	0	0	0	49,133,000
第3項 特別損失	49,743,000	0	0	0	0	49,743,000
第4項 予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
第2款 久木野診療所事業費	17,688,000	0	0	0	0	17,688,000
第1項 医業費用	12,544,000	0	0	0	0	12,544,000
第2項 医業外費用	3,000	0	0	0	0	3,000
第3項 訪問看護事業費用	4,931,000	0	0	0	0	4,931,000
第4項 特別損失	10,000	0	0	0	0	10,000
第5項 予備費	200,000	0	0	0	0	200,000
収益的支出合計	7,378,917,000	200,000,000	0	0	0	7,578,917,000

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
7,577,082,000	7,495,543,453	△81,538,547	
7,008,203,000	6,909,798,635	△98,404,365	内仮受消費税及び地方消費税 22,942,888
567,039,000	582,097,374	15,058,374	” 6,009,162
1,840,000	3,647,444	1,807,444	” 53,280
10,114,000	10,625,207	511,207	
5,482,000	5,331,235	△150,765	内仮受消費税及び地方消費税 5,581
4,401,000	4,400,972	△28	” 0
229,000	0	△229,000	” 0
2,000	893,000	891,000	” 0
7,587,196,000	7,506,168,660	△81,027,340	内仮受消費税及び地方消費税 29,010,911

(単位：円)

地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	不 用 額	備 考
0	7,561,229,000	7,151,371,408	0	409,857,592	
0	7,460,353,000	7,039,572,845	0	420,780,155	内仮払消費税及び地方消費税 191,440,071
0	49,133,000	46,474,007	0	2,658,993	” 73,324 納付消費税等 19,078,400
0	49,743,000	65,324,556	0	△15,581,556	” 97,261
0	2,000,000	0	0	2,000,000	
0	17,688,000	6,464,689	0	11,223,311	
0	12,544,000	5,974,229	0	6,569,771	内仮払消費税及び地方消費税 295,722
0	3,000	0	0	3,000	” 0
0	4,931,000	483,980	0	4,447,020	” 19,980
0	10,000	6,480	0	3,520	” 480
0	200,000	0	0	200,000	
0	7,578,917,000	7,157,836,097	0	421,080,903	内仮払消費税及び地方消費税 191,926,838

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター資本的収入	219,885,000	0	219,885,000	67,700,000
第1項 企業債	216,100,000	0	216,100,000	67,700,000
第2項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第3項 補助金	2,000	0	2,000	0
第4項 負担金	1,000	0	1,000	0
第5項 繰入金	3,780,000	0	3,780,000	0
第6項 貸付金償還金	1,000	0	1,000	0
資本的収入合計	219,885,000	0	219,885,000	67,700,000

支出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費 充当額	小 計	地方公営 企業法第 26条の既定 による 繰越額	継続費 通次 繰越額
第1款 総合医療センター資本的支出	731,638,000	0	0	731,638,000	68,462,000	0
第1項 建設改良費	234,680,000	0	0	234,680,000	68,462,000	0
第2項 企業債償還金	394,518,000	0	0	394,518,000	0	0
第3項 投資	101,440,000	0	0	101,440,000	0	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
資本的支出合計	731,638,000	0	0	731,638,000	68,462,000	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額474,828,443円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,459,478円、減債積立金338,794,836円、過年度分損益勘定留保資金115,574,129円で補てんした。

(単位 円)

継続通次繰越額 に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	287,585,000	245,439,400	△42,145,600	
0	283,800,000	241,200,000	△42,600,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	2,000	389,400	387,400	
0	1,000	0	△1,000	
0	3,780,000	3,850,000	70,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	287,585,000	245,439,400	△42,145,600	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続 費通 次繰 越額	合 計		
800,100,000	720,267,843	0	0	0	79,832,157	
303,142,000	270,212,458	0	0	0	32,929,542	内仮払消費税及び地方消費税 20,459,478
394,518,000	348,615,385	0	0	0	45,902,615	
101,440,000	101,440,000	0	0	0	0	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
800,100,000	720,267,843	0	0	0	79,832,157	内仮払消費税及び地方消費税 20,459,478

令和元年度水俣市病院事業剰余金計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

	資本金		剰 余			
	自己資本金	再評価 積立金	資本剰余金			
			受贈財産 評価額	寄附金	補助金	繰入金
前年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0
前年度処分額	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0
利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0
当年度変動額	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0
減債積立金の取り崩し	0	0	0	0	0	0
当 年 度 末 残 高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0

令和元年度水俣市病院事業剰余金処分計算書(案)

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金		
当年度末残高	2,049,817,507	14,204,500	2,376,337,982
議会の議決による処分額	0	0	△308,000,000
減債積立金の積立	0	0	△308,000,000
処 分 後 残 高	2,049,817,507	14,204,500	(繰越利益剰余 金) 2,068,337,982

(単位：円)

金		利益剰余金					資本合計
その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
0	14,204,500	410,876,917	0	300,000,000	2,115,670,061	2,826,546,978	4,890,568,985
0	0	406,000,000	0	0	△406,000,000	0	0
0	0	406,000,000	0	0	△406,000,000	0	0
0	0	406,000,000	0	0	△406,000,000	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	14,204,500	816,876,917	0	300,000,000	1,709,670,061	2,826,546,978	4,890,568,985
0	0	△338,794,836	0	0	666,667,921	327,873,085	327,873,085
0	0	0	0	0	327,873,085	327,873,085	327,873,085
0	0	△338,794,836	0	0	338,794,836	0	0
0	14,204,500	478,082,081	0	300,000,000	2,376,337,982	3,154,420,063	5,218,442,070

議第94号

令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

令和元年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

令和2年8月28日提出

水俣市長 高岡利治

令和元年度水俣市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	477,007,000	△5,445,000	0
第1項 営業収益	434,765,000	△5,325,000	0
第2項 営業外収益	42,240,000	△120,000	0
第3項 特別利益	2,000	0	0

支出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 水道事業費	362,899,000	7,279,000	0	0	0	370,178,000
第1項 営業費用	349,355,000	△6,983,000	0	0	0	342,372,000
第2項 営業外費用	12,542,000	14,262,000	0	0	0	26,804,000
第3項 特別損失	2,000	0	0	0	0	2,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

(2) 資本的収入及び支出
収入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	209,350,000	15,840,000	225,190,000	0
第1項 企業債	16,500,000	400,000	16,900,000	0
第2項 繰入金	123,500,000	0	123,500,000	0
第3項 負担金	7,589,000	0	7,589,000	0
第4項 補助金	61,760,000	15,440,000	77,200,000	0
第5項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0

支出

区 分	予 算 額						
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費繰越額
第1款 資本的支出	424,637,000	△8,511,000	0	0	416,126,000	0	0
第1項 建設改良費	385,994,000	△8,511,000	0	0	377,483,000	0	0

第2項 企業債償還金	37,643,000	0	0	0	37,643,000	0	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額197,503,120円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整資金17,503,738円で補填した。

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
471,562,000	474,266,012	2,704,012	
429,440,000	426,996,762	△2,443,238	うち仮受消費税及び地方消費税 34,105,103円
42,120,000	41,546,880	△573,120	うち仮受消費税及び地方消費税 339,152円
2,000	5,722,370	5,720,370	

(単位：円)

地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規 定による繰 越額	不 用 額	備 考
0	370,178,000	332,072,256	0	38,105,744	
0	342,372,000	312,098,166	0	30,273,834	うち仮払消費税及び地方消費税 6,155,260円
0	26,804,000	19,974,090	0	6,829,910	消費税及び地方消費税 12,816,600円
0	2,000	0	0	2,000	
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(単位：円)

継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	225,190,000	213,373,986	△11,816,014	
0	16,900,000	16,900,000	0	
0	123,500,000	113,400,000	△10,100,000	
0	7,589,000	7,427,986	△161,014	
0	77,200,000	75,646,000	△1,554,000	
0	1,000	0	△1,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
416,126,000	410,877,106	0	0	0	5,248,894	

377,483,000	373,235,719	0	0	0	4,247,281	うち仮払消費税及び地方消費税 33,354,530円
37,643,000	37,641,387	0	0	0	1,613	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

額15,493,260円、当年度分損益勘定留保資金94,506,122円、建設改良積立金70,000,000円、過年度分損益勘定留保
令和元年度水俣市水道事業剰余金計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

	資本金	剰余金			
		資本剰余金			
		工事負担金	受贈財産評価額	補助金	繰入金
前年度末残高	2,672,265,344	0	423,360	8,323,000	0
前年度処分額	92,808,273	0	0	0	0
議会の議決による処分額	92,808,273	0	0	0	0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0
建築改良積立金の積立て	0	0	0	0	0
資本金への組入れ	92,808,273	0	0	0	0
処分後残高	2,765,073,617	0	423,360	8,323,000	0
当年度変動額	0	0	0	0	0
自己資本金への繰入れ	0	0	0	0	0
自己資本金への組入れ	0	0	0	0	0
減債積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
建築改良積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の受入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の取崩し	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0
当年度末残高	2,765,073,617	0	423,360	8,323,000	0

令和元年度水俣市水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,765,073,617	8,746,360	196,685,930
議会の議決による処分額	104,982,312	0	△196,685,930
減債積立金の積立て	0	0	△40,000,000
建築改良積立金の積立て	0	0	△51,703,618
資本金への組入れ	104,982,312	0	△104,982,312
処分後残高	2,870,055,929	8,746,360	(繰越利益剰余金) 0

(単位：円)

資本剰余金合計	利益剰余金				資本合計
	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
8,746,360	0	261,717,780	161,439,611	423,157,391	3,104,169,095
0	0	68,631,338	△161,439,611	△92,808,273	0
0	0	68,631,338	△161,439,611	△92,808,273	0
0	0	0	0	0	0
0	0	68,631,338	△68,631,338	0	0
0	0	0	△92,808,273	△92,808,273	0
8,746,360	0	330,349,118	(繰越利益剰余金) 0	330,349,118	3,104,169,095
0	0	△70,000,000	196,685,930	126,685,930	126,685,930
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	△70,000,000	70,000,000	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	126,685,930	126,685,930	126,685,930
8,746,360	0	260,349,118	(当年度未処分利益剰余金) 196,685,930	457,035,048	3,230,855,025

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第88号専決処分の報告及び承認について、専第16号令和2年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

本案は、令和2年7月豪雨に係る災害復旧工事等のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,484万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ209億3,495万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費に、熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金給付事業、第8款消防費に、水俣市土砂災害危険住宅移転促進事業、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、地方債の補正といたしまして、災害復旧事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第89号令和2年度水俣市一般会計補正予算第10号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億5,857万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ213億9,353万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、固定資産税等賦課事務経費、市庁舎管理事業、第5款農林水産業費に、農業競争力強化基盤整備事業、第7款土木費に、公営住宅整備事業、第9款教育費に、埋蔵文化財発掘調査事業、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為の補正として、武道館管理委託料の追加、要緊急安全確認大規模建築物建替え工事補助金ほか1件の変更を計上いたしております。

また、地方債の補正として、公共事業等債を追加し、災害復旧事業ほか3件の限度額の変更を

計上いたしております。

次に、議第90号令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,357万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ37億5,004万1,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第91号水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更について申し上げます。

水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものであります。

次に、議第92号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その3）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和2年7月14日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額3億1,790万円で坂口・岩井・上野特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

次に、議第93号令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

なお、説明中の金額については、万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出については、収益的収入75億617万円、収益的支出71億5,784万円となり、差し引き3億4,833万円の利益となります。

消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は3億2,787万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2億4,544万円、資本的支出7億2,027万円となり、差し引き不足額4億7,483万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,046万円、減債積立金3億3,880万円、過年度分損益勘定留保資金1億1,557万円で補てんいたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高23億7,634万円につきましては、減債積立金に3億800万円を積み立てる処分を行います。

次に、議第94号令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出については、事業収益4億7,426万円、事業費3億3,207万円で、差し引き1億4,219万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は1億2,668万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2億1,337万円、資本的支出4億1,087万円となり、差し引き不足額1億9,750万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,549万円、当年度分損益勘定留保資金9,451万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分損益勘定留保資金1,750万円で補てんいたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高1億9,668万円につきましては、減債積立金に4,000万円、建設改良積立金に5,170万円を積み立て、資本金に1億498万円を組み入れる処分を行います。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第88号から議第94号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明29日から9月7日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9月8日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により8日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は9月1日正午まで、議案質疑の通告は9月8日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時12分 散会

令和2年9月10日

令和2年9月第5回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

質疑、追加提案、委員会付託

令和2年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和2年9月10日（木曜日）

午後1時32分 開議

午後1時55分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀧 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（坂 本 禎 一 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
主 事（岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（一期崎 充 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総合医療センター事務部長（松 木 幸 蔵 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	上下水道局長（岩 井 昭 洋 君）
総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）	総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）

○議事日程 第2号

令和2年9月10日 午後1時30分開議

第1 会期の延長

(付託委員会)

第2 議第88号 専決処分の報告及び承認について

専第16号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第9号) (各委)

第3 議第89号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第10号) (各委)

第4 議第90号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第5 議第91号 水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更について (総務産業)

第6 議第92号 工事請負契約の締結について (総務産業)

第7 議第93号 令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について (厚生文教)

第8 議第94号 令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について (総務産業)

第9 議第95号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第11号) (総務産業)

第10 議第96号 令和元年度水俣市一般会計決算認定について ()

第11 議第97号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について (厚生文教)

第12 議第98号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について (厚生文教)

第13 議第99号 令和元年度水俣市介護保険特別会計決算認定について (厚生文教)

第14 議第100号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について (総務産業)

第15 特別委員会の設置について

令和2年9月第5回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第3号	風力発電計画に対する水俣市長の慎重な調査、検討を求める陳情について	水俣市石坂川石飛326-132 「ちょっと待った!水俣風力発電」 代表 道家 哲實		厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(岩阪雅文君) ここで、会議の冒頭ではございますが、今定例議会における会期延長及び

日程変更等にあたり、水俣市議会を代表して、市民の皆様に申し上げます。

先週末、台風10号は、特別警報級に発達し、熊本県に接近または上陸することが予想され、命を守るための最大級の警戒が求められました。

そのため、本市における大規模災害の発生に対し、救助活動、災害復旧に専念できるよう一般質問や常任委員会の日程を延期いたしました。

台風被害は、幸いにも人的被害、大規模な被害はありませんでした。

その状況を受けて、今定例議会は、一般質問や常任委員会の日程を変更し、会期を2日間延長することといたしました。

このような変則的な議会になりますが、私ども議員は、本議会においても、委員会や一般質問等の場において、議案についてしっかりと質疑、議論をして、議決に責任をもって対処してまいる所存でございます。

市民の皆様には、このような日程を取らせていただくことをお詫び申し上げます。

どうか御理解いただきますようお願いいたします。

午後1時32分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から令和2年6月分の一般会計、特別会計等及び令和2年7月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

本日、市長から補正予算1件、決算5件並びに継続費の精算報告、健全化判断比率及び資金不足比率の報告、損害賠償額の決定及び和解について、計3件の報告がありましたので議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情1件は、陳情文書表記載のとおり、厚生文教委員会に付託します。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会期の延長

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、会期の延長を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を2日間延長し、9月18日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定しました。

○議長(岩阪雅文君) これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第88号 専決処分の報告及び承認について

専第16号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

○議長(岩阪雅文君) まず、日程第2、議第88号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第3 議第89号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第10号)

○議長(岩阪雅文君) 日程第3、議第89号令和2年度水俣市一般会計補正予算第10号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第4 議第90号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(岩阪雅文君) 日程第4、議第90号令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第91号 水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更について

○議長(岩阪雅文君) 日程第5、議第91号水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第92号 工事請負契約の締結について

○議長（岩阪雅文君） 日程第6、議第92号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第93号 令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（岩阪雅文君） 日程第7、議第93号令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第94号 令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（岩阪雅文君） 日程第8、議第94号令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第95号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

日程第10 議第96号 令和元年度水俣市一般会計決算認定について

日程第11 議第97号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第12 議第98号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第13 議第99号 令和元年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第14 議第100号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第9、議第95号令和2年度水俣市一般会計補正予算第11号から、日程第14、議第100号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、6件を一括して議題とします。

議第95号

令和2年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,183千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,407,717千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月10日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第11号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 県支出金		1,744,522	14,183	1,758,705
	2 県補助金	812,859	14,183	827,042
補正されなかった款に係る額		19,649,012		19,649,012
歳入合計		21,393,534	14,183	21,407,717

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
5 農林水産業費		709,594	14,183	723,777
	2 林業費	296,389	14,183	310,572
補正されなかった款に係る額		20,683,940		20,683,940
歳出合計		21,393,534	14,183	21,407,717

議第96号

令和元年度水俣市一般会計決算認定について

令和元年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和2年9月10日提出

水俣市長 高岡利治

令和元年度 水俣市 一般会計 歳入歳出決算書

歳入 (単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 市税		2,998,832,000	3,181,994,398	3,018,894,398	6,557,401	156,542,599	△20,062,398
	1 市民税	1,029,688,000	1,081,038,738	1,060,532,598	1,372,043	19,134,097	△30,844,598
	2 固定資産税	1,717,727,000	1,857,762,121	1,719,154,217	5,028,958	133,578,946	△1,427,217
	3 軽自動車税	86,032,000	85,117,724	81,189,293	156,400	3,772,031	4,842,707
	4 たばこ税	160,034,000	152,661,815	152,661,815	0	0	7,372,185

	5 入湯税	5,351,000	5,414,000	5,356,475	0	57,525	△5,475
2 地方譲与税		119,000,000	119,937,510	119,937,510	0	0	△937,510
	1 地方揮発油譲与税	30,000,000	26,801,000	26,801,000	0	0	3,199,000
	2 自動車重量譲与税	73,000,000	77,188,000	77,188,000	0	0	△4,188,000
	3 特別とん譲与税	4,000,000	2,459,500	2,459,500	0	0	1,540,500
	4 森林環境譲与税	12,000,000	13,489,000	13,489,000	0	0	△1,489,000
	5 地方道路譲与税	0	10	10	0	0	△10
3 利子割交付金		3,000,000	1,322,000	1,322,000	0	0	1,678,000
	1 利子割交付金	3,000,000	1,322,000	1,322,000	0	0	1,678,000
4 配当割交付金		9,000,000	5,447,000	5,447,000	0	0	3,553,000
	1 配当割交付金	9,000,000	5,447,000	5,447,000	0	0	3,553,000
5 株式等譲渡所得割交付金		9,000,000	3,628,000	3,628,000	0	0	5,372,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	9,000,000	3,628,000	3,628,000	0	0	5,372,000
6 地方消費税交付金		500,000,000	463,956,000	463,956,000	0	0	36,044,000
	1 地方消費税交付金	500,000,000	463,956,000	463,956,000	0	0	36,044,000
7 自動車取得税交付金		11,000,000	12,996,488	12,996,488	0	0	△1,996,488
	1 自動車取得税交付金	11,000,000	12,996,488	12,996,488	0	0	△1,996,488
8 環境性能割交付金		7,000,000	3,244,000	3,244,000	0	0	3,756,000
	1 環境性能割交付金	7,000,000	3,244,000	3,244,000	0	0	3,756,000
9 地方特例交付金		45,152,000	29,273,000	29,273,000	0	0	15,879,000
	1 地方特例交付金	7,000,000	11,910,000	11,910,000	0	0	△4,910,000
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	38,152,000	17,363,000	17,363,000	0	0	20,789,000
10 地方交付税		5,088,000,000	5,045,436,000	5,045,436,000	0	0	42,564,000
	1 地方交付税	5,088,000,000	5,045,436,000	5,045,436,000	0	0	42,564,000
11 交通安全対策特別交付金		3,211,000	2,602,000	2,602,000	0	0	609,000
	1 交通安全対策特別交付金	3,211,000	2,602,000	2,602,000	0	0	609,000
12 分担金及び負担金		93,035,000	91,920,799	87,993,505	1,535,920	2,391,374	5,041,495
	1 分担金	14,941,000	13,201,474	12,201,474	0	1,000,000	2,739,526
	2 負担金	78,094,000	78,719,325	75,792,031	1,535,920	1,391,374	2,901,969
13 使用料及び手		189,023,000	195,711,961	194,010,456	0	1,701,505	△4,987,456

教料							
	1 使用量	172,122,000	180,261,001	178,558,896	0	1,702,105	△6,436,896
	2 手数料	16,901,000	15,450,960	15,451,560	0	△600	1,449,440
14 国庫支出金		2,597,160,000	2,415,577,027	2,287,638,832	0	127,938,195	309,521,168
	1 国庫負担金	1,848,061,000	1,834,432,033	1,834,432,033	0	0	13,628,967
	2 国庫補助金	743,574,000	576,831,350	448,893,155	0	127,938,195	294,680,845
	3 委託金	5,525,000	4,313,644	4,313,644	0	0	1,211,356
15 県支出金		1,601,899,000	1,326,034,612	1,323,810,612	0	2,224,000	278,088,388
	1 県負担金	735,699,000	745,593,952	745,593,952	0	0	△9,894,952
	2 県補助金	775,973,000	491,840,305	489,616,305	0	2,224,000	286,356,695
	3 委託金	90,227,000	88,600,355	88,600,355	0	0	1,626,645
16 財産収入		73,371,000	64,495,201	61,401,259	3,093,942	0	11,969,741
	1 財産運用収入	8,620,000	11,102,078	8,008,136	3,093,942	0	611,864
	2 財産売却収入	64,751,000	53,393,123	53,393,123	0	0	11,357,877
17 寄附金		63,573,000	60,913,831	60,913,831	0	0	2,659,169
	1 寄附金	63,573,000	60,913,831	60,913,831	0	0	2,659,169
18 繰入金		869,911,000	776,665,147	776,665,147	0	0	93,245,853
	1 基金繰入金	851,254,000	757,839,147	757,839,147	0	0	93,414,853
	2 特別会計繰入金	18,657,000	18,826,000	18,826,000	0	0	△169,000
19 繰越金		191,121,725	191,122,184	191,122,184	0	0	△459
	1 繰越金	191,121,725	191,122,184	191,122,184	0	0	△459
20 諸収入		568,112,000	664,096,973	451,143,368	721,930	212,231,675	116,968,632
	1 延滞金加算金及び過料	7,560,000	4,042,890	4,042,890	0	0	3,517,110
	2 市預金利子	2,000	27,048	27,048	0	0	△25,048
	3 貸付金元利収入	91,570,000	92,708,712	91,707,970	0	1,000,742	△137,970
	4 雑入	461,838,000	561,105,675	349,152,812	721,930	211,230,933	112,685,188
	5 受託事業収入	7,142,000	6,212,648	6,212,648	0	0	929,352
21 市債		2,848,413,000	2,083,813,000	2,083,813,000	0	0	764,600,000
	1 市債	2,848,413,000	2,083,813,000	2,083,813,000	0	0	764,600,000

歳入合計	17,888,813,725	16,740,187,131	16,225,248,590	11,909,193	503,029,348	1,663,565,135
------	----------------	----------------	----------------	------------	-------------	---------------

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		152,267,000	148,273,962	0	3,993,038	3,993,038
	1 議会費	152,267,000	148,273,962	0	3,993,038	3,993,038
2 総務費		2,180,037,600	2,069,238,659	2,338,000	108,460,941	110,798,941
	1 総務管理費	1,790,867,600	1,706,067,777	2,338,000	82,461,823	84,799,823
	2 徴税費	184,038,000	173,150,686	0	10,887,314	10,887,314
	3 戸籍住民基本台帳費	83,612,000	79,450,138	0	4,161,862	4,161,862
	4 選挙費	74,196,000	65,541,580	0	8,654,420	8,654,420
	5 統計調査費	15,537,000	13,282,895	0	2,254,105	2,254,105
	6 監査委員費	31,787,000	31,745,583	0	41,417	41,417
3 民生費		5,779,364,000	5,580,215,237	41,813,166	157,335,597	199,148,763
	1 社会福祉費	3,240,943,000	3,139,013,628	38,530,000	63,399,372	101,929,372
	2 児童福祉費	1,941,454,000	1,867,637,653	3,283,166	70,533,181	73,816,347
	3 生活保護費	596,967,000	573,563,956	0	23,403,044	23,403,044
4 衛生費		2,061,291,400	1,996,426,857	7,492,000	57,372,543	64,864,543
	1 保健衛生費	357,258,400	325,462,713	0	31,795,687	31,795,687
	2 清掃費	828,155,000	812,034,349	0	16,120,651	16,120,651
	3 簡易水道設置費	7,399,000	5,548,452	0	1,850,548	1,850,548
	4 環境対策費	175,079,000	159,981,343	7,492,000	7,605,657	15,097,657
	5 病院費	580,000,000	580,000,000	0	0	0
	6 上水道費	113,400,000	113,400,000	0	0	0
5 農林水産業費		595,687,000	515,362,824	59,355,000	20,969,176	80,324,176
	1 農業費	253,417,000	237,051,460	4,150,000	12,215,540	16,365,540
	2 林業費	195,893,000	153,076,990	35,205,000	7,611,010	42,816,010
	3 水産業費	146,377,000	125,234,374	20,000,000	1,142,626	21,142,626
6 商工費		1,209,086,965	378,470,393	634,229,000	196,387,572	830,616,572

	1 商工費	416,107,965	248,689,164	7,964,000	159,454,801	167,418,801
	2 総合経済対策費	792,979,000	129,781,229	626,265,000	36,932,771	663,197,771
7 土木費		1,869,836,000	1,481,312,323	360,719,000	27,804,677	388,523,677
	1 土木管理費	15,813,000	3,480,950	12,000,000	332,050	12,332,050
	2 道路橋りょう費	817,502,000	539,337,802	269,951,000	8,213,198	278,164,198
	3 河川費	120,084,000	40,998,575	78,768,000	317,425	79,085,425
	4 港湾費	95,000	80,440	0	14,560	14,560
	5 都市計画費	592,128,000	577,492,657	0	14,635,343	14,635,343
	6 住宅費	324,214,000	319,921,899	0	4,292,101	4,292,101
8 消防費		589,219,000	562,883,801	0	26,335,199	26,335,199
	1 消防費	589,219,000	562,883,801	0	26,335,199	26,335,199
9 教育費		1,742,934,760	1,523,073,294	157,951,650	61,909,816	219,861,466
	1 教育総務費	819,635,000	655,169,241	156,880,000	7,585,759	164,465,759
	2 小学校費	136,615,997	125,873,158	0	10,742,839	10,742,839
	3 中学校費	108,023,963	96,435,540	0	11,588,423	11,588,423
	4 社会教育費	377,505,800	362,092,738	0	15,413,062	15,413,062
	5 保健体育費	301,154,000	283,502,617	1,071,650	16,579,733	17,651,383
10 災害復旧費		110,492,000	102,231,128	3,906,000	4,354,872	8,260,872
	1 農林水産施設災害復旧費	29,209,000	24,683,645	3,906,000	619,355	4,525,355
	2 公共土木施設災害復旧費	70,177,000	66,447,228	0	3,729,772	3,729,772
	3 文教施設災害復旧費	7,866,000	7,860,309	0	5,691	5,691
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3,240,000	3,239,946	0	54	54
11 公債費		1,593,189,000	1,592,291,330	0	217,670	217,670
	1 公債費	1,593,189,000	1,592,291,330	0	217,670	217,670
12 予備費		5,409,000	0	0	5,409,000	5,409,000
	1 予備費	5,409,000	0	0	5,409,000	5,409,000
歳 出 合 計		17,888,813,725	15,950,459,808	1,267,803,816	670,550,101	1,938,353,917

歳入合計 16,225,248,590円

歳出合計 15,950,459,808円

歳入歳出差引残額 274,788,782円

内
基金繰入金 120,000,000円

議第97号

令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和2年9月10日提出

水俣市長 高岡利治

令和元年度 水俣市 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険税		320,444,000	367,484,642	318,936,902	4,934,868	43,612,872	1,507,098
	1 国民健康保険税	320,444,000	367,484,642	318,936,902	4,934,868	43,612,872	1,507,098
2 使用料及び手数料		300,000	212,250	212,750	0	△500	87,250
	1 手数料	300,000	212,250	212,750	0	△500	87,250
3 国庫支出金		3,862,000	3,833,000	3,833,000	0	0	29,000
	1 国庫補助金	3,862,000	3,833,000	3,833,000	0	0	29,000
4 県支出金		3,149,601,000	3,162,686,212	3,162,686,212	0	0	△13,085,212
	1 県補助金	3,149,601,000	3,162,686,212	3,162,686,212	0	0	△13,085,212
5 財産収入		461,000	162,358	162,358	0	0	298,642
	1 財産運用収入	461,000	162,358	162,358	0	0	298,642
6 繰入金		252,035,000	247,225,795	247,225,795	0	0	4,809,205
	1 他会計繰入金	252,035,000	247,225,795	247,225,795	0	0	4,809,205
	2 基金繰入金	0	0	0	0	0	0
7 繰越金		154,207,000	1,296,190,953	1,296,190,953	0	0	△1,141,983,953
	1 繰越金	154,207,000	1,296,190,953	1,296,190,953	0	0	△1,141,983,953
8 諸収入		8,924,000	14,228,702	12,995,572	0	1,233,130	△4,071,572
	1 延滞金加算金及び過料	7,450,000	2,479,725	2,479,725	0	0	4,970,275
	2 市預金利子	1,000	42,130	42,130	0	0	△41,130
	3 雑入	1,473,000	11,706,847	10,473,717	0	1,233,130	△9,000,717
歳入合計		3,889,834,000	5,092,023,912	5,042,243,542	4,934,868	44,845,502	△1,152,409,542

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		77,456,000	75,423,810	0	2,032,190	2,032,190
	1 総務管理費	40,198,000	39,389,861	0	808,139	808,139
	2 徴税費	30,977,000	30,795,446	0	181,554	181,554
	3 運営協議会費	174,000	51,420	0	122,580	122,580
	4 国民健康保険特別対策費	6,107,000	5,187,083	0	919,917	919,917
2 保険給付費		2,827,921,000	2,787,432,196	0	40,488,804	40,488,804
	1 療養諸費	2,512,051,000	2,479,838,973	0	32,212,027	32,212,027
	2 高額医療費	311,948,000	305,813,223	0	6,134,777	6,134,777
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 出産育児諸費	2,940,000	840,000	0	2,100,000	2,100,000
	5 葬祭諸費	980,000	940,000	0	40,000	40,000
3 国民健康保険事業費納付金		893,050,000	893,048,201	0	1,799	1,799
	1 医療給付費分	734,137,000	734,136,736	0	264	264
	2 後期高齢者支援金等分	140,411,000	140,410,070	0	930	930
	3 介護納付金分	18,502,000	18,501,395	0	605	605
4 共同事業拠出金		3,000	590	0	2,410	2,410
	1 共同事業拠出金	3,000	590	0	2,410	2,410
5 保健事業費		35,868,000	24,478,101	0	11,389,899	11,389,899
	1 保健事業費	7,937,000	4,974,249	0	2,962,751	2,962,751
	2 特定健康診査等事業費	27,931,000	19,503,852	0	8,427,148	8,427,148
6 基金積立金		461,000	162,358	0	298,642	298,642
	1 基金積立金	461,000	162,358	0	298,642	298,642
7 公債費		137,000	0	0	137,000	137,000
	1 公債費	137,000	0	0	137,000	137,000
8 諸支出金		15,896,000	15,519,311	0	376,689	376,689
	1 償還金及び還付加算金	5,377,000	5,000,311	0	376,689	376,689
	2 操出金	10,519,000	10,519,000	0	0	0

9 予備費		39,042,000	0	0	39,042,000	39,042,000
	1 予備費	39,042,000	0	0	39,042,000	39,042,000
歳 出 合 計		3,889,834,000	3,796,064,567	0	93,769,433	93,769,433

歳入合計 5,042,243,542円
歳出合計 3,796,064,567円
歳入歳出差引残額 1,246,178,975円
内
基金繰入金 0円

議第98号

令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和2年9月10日提出

水俣市長 高岡利治

令和元年度 水俣市 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1 保険料		261,574,000	249,798,936	249,163,336	88,800	546,800	12,410,664
	1 後期高齢者医療保険料	261,574,000	249,798,936	249,163,336	88,800	546,800	12,410,664
2 使用料及び手数料		41,000	37,700	37,700	0	0	3,300
	1 手数料	41,400	37,700	37,700	0	0	3,300
3 繰入金		150,109,000	149,882,888	149,882,888	0	0	226,112
	1 一般会計繰入金	150,109,000	149,882,888	149,882,888	0	0	226,112
4 繰越金		2,000	545,343	545,343	0	0	△543,343
	1 繰越金	2,000	545,343	545,343	0	0	△543,343
5 諸収入		660,000	105,300	105,300	0	0	554,700
	1 延滞金加算金及び過料	40,000	27,600	27,600	0	0	12,400
	2 償還金及び還付加算金	619,000	77,700	77,700	0	0	541,300
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
歳 入 合 計		412,386,000	400,370,167	399,734,567	88,800	546,800	12,651,433

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
---	---	---------	---------	--------	-------	-----------------------

1 総務費		411,767,000	398,880,188	0	12,886,812	12,886,812
	1 総務管理費	21,447,000	21,337,849	0	109,151	109,151
	2 徴収費	10,261,000	10,145,027	0	115,973	115,973
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	380,059,000	367,397,312	0	12,661,688	12,661,688
2 諸支出金		619,000	77,700	0	541,300	541,300
	1 償還金及び還付加算金	619,000	77,700	0	541,300	541,300
歳 出 合 計		412,386,000	398,957,888	0	13,428,112	13,428,112

歳入合計 399,734,567円
 歳出合計 398,957,888円
 歳入歳出差引残額 776,679円
 内
 基金繰入金 0円

議第99号

令和元年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

令和元年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和2年9月10日提出

水俣市長 高岡利治

令和元年度 水俣市 介護保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 保険料		643,764,000	648,080,753	643,171,986	1,328,700	3,580,067	592,014
	1 介護保険料	643,764,000	648,080,753	643,171,986	1,328,700	3,580,067	592,014
2 分担金及び負担金		432,000	210,300	210,300	0	0	221,700
	1 負担金	432,000	210,300	210,300	0	0	221,700
3 使用料及び手数料		43,000	47,400	47,400	0	0	△4,400
	1 手数料	43,000	47,400	47,400	0	0	△4,400
4 国庫支出金		964,647,000	954,025,390	954,025,390	0	0	10,621,610
	1 国庫負担金	587,312,000	591,119,000	591,119,000	0	0	△3,807,000
	2 国庫補助金	377,335,000	362,906,390	362,906,390	0	0	14,428,610
5 支払基金交付金		927,136,000	903,565,000	903,565,000	0	0	23,571,000
	1 支払基金交付	927,136,000	903,565,000	903,565,000	0	0	23,571,000

	金						
6 県支出金		519,706,000	506,533,901	506,533,901	0	0	13,172,099
	1 県負担金	489,627,000	476,455,832	476,455,832	0	0	13,171,168
	2 県補助金	30,079,000	30,078,069	30,078,069	0	0	931
7 繰入金		530,371,000	522,524,819	522,524,819	0	0	7,846,181
	1 一般会計繰入金	530,371,000	522,524,819	522,524,819	0	0	7,846,181
8 繰越金		28,060,000	243,182,337	243,182,337	0	0	△215,122,337
	1 繰越金	28,060,000	243,182,337	243,182,337	0	0	△215,122,337
9 諸収入		125,000	780,077	780,077	0	0	△655,077
	1 延滞金、加算金及び過料	112,000	12,900	12,900	0	0	99,100
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	3 雑入	12,000	767,177	767,177	0	0	△755,177
歳 入 合 計		3,614,284,000	3,778,949,977	3,774,041,210	1,328,700	3,580,067	△159,757,210

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1 総務費		70,921,000	67,117,349	1,078,000	2,725,651	3,803,651
	1 総務管理費	34,451,000	31,775,752	1,078,000	1,597,248	2,675,248
	2 徴収費	5,963,000	5,643,392	0	319,608	319,608
	3 介護認定審査会費	30,303,000	29,605,305	0	697,695	697,695
	4 趣旨普及費	24,000	7,400	0	16,600	16,600
	5 運営協議会費	180,000	85,500	0	94,500	94,500
2 保険給付費		3,313,659,000	3,281,549,865	0	32,109,135	32,109,135
	1 介護サービス等諸費	2,957,117,000	2,935,095,327	0	22,021,673	22,021,673
	2 介護予防サービス等諸費	130,376,000	121,264,478	0	9,111,522	9,111,522
	3 その他諸費	3,290,000	2,735,251	0	554,749	554,749
	4 高額介護サービス等費	73,109,000	72,981,054	0	127,946	127,946
	5 高額医療合算介護サービス等費	5,309,000	5,208,057	0	100,943	100,943
	6 特定入所者介護サービス等費	144,458,000	144,265,698	0	192,302	192,302
3 地域支援事業		198,821,000	153,017,049	0	45,803,951	45,803,951

	介護予防・生活支援サービス事業費	81,780,000	63,851,875	0	17,928,125	17,928,125
	一般介護予防事業費	38,504,000	28,063,993	0	10,440,007	10,440,007
	包括的支援事業・任意事業	78,214,000	60,837,940	0	17,376,060	17,376,060
	その他諸費	323,000	263,241	0	59,759	59,759
4	基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
5	公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
6	諸支出金	28,881,000	28,540,765	0	340,235	340,235
	1 償還金及び還付加算金	28,842,000	28,501,765	0	340,235	340,235
	2 操出金	39,000	39,000	0	0	0
7	予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	1 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
歳 出 合 計		3,614,284,000	3,530,225,028	1,078,000	82,980,972	84,058,972

歳入合計 3,774,041,210円

歳出合計 3,530,225,028円

歳入歳出差引残額 243,816,182円

内

基金繰入金 0円

議第100号

令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和2年9月10日提出

水俣市長 高岡利治

令和元年度 水俣市 公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	分担金及び負担金	445,000	623,100	576,780	26,960	19,360	△131,780
	1 負担金	445,000	519,930	473,610	26,960	19,360	△28,610
	2 分担金	0	103,170	103,170	0	0	△103,170

2 使用料及び手数料		278,269,000	278,724,400	252,642,840	58,420	26,023,140	25,626,160
	1 使用料	277,919,000	278,264,400	252,182,840	58,420	26,023,140	25,736,160
	2 手数料	350,000	460,000	460,000	0	0	△110,000
3 国庫支出金		12,450,000	12,258,885	12,258,885	0	0	191,115
	1 国庫補助金	12,450,000	12,258,885	12,258,885	0	0	191,115
4 繰入金		509,013,000	500,713,000	500,713,000	0	0	8,300,000
	1 繰入金	509,013,000	500,713,000	500,713,000	0	0	8,300,000
5 繰越金		2,731,000	7,600,442	7,600,442	0	0	△4,869,442
	1 繰越金	2,731,000	7,600,442	7,600,442	0	0	△4,869,442
6 諸収入		1,938,000	2,315,798	2,315,798	0	0	△377,798
	1 延滞金加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	3 雑入	1,936,000	2,315,798	2,315,798	0	0	△379,798
7 市債		264,600,000	252,700,000	252,700,000	0	0	11,900,000
	1 市債	264,600,000	252,700,000	252,700,000	0	0	11,900,000
歳 入 合 計		1,069,446,000	1,054,935,625	1,028,807,745	85,380	26,042,500	40,638,255

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1 公共下水道事業費		414,937,000	369,858,272	0	45,078,728	45,078,728
	1 公共下水道事業費	414,937,000	369,858,272	0	45,078,728	45,078,728
2 公債費		653,509,000	652,702,807	0	806,193	806,193
	1 公債費	653,509,000	652,702,807	0	806,193	806,193
3 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		1,069,446,000	1,022,561,079	0	46,884,921	46,884,921

歳入合計 1,028,807,745円
歳出合計 1,022,561,079円
歳入歳出差引残額 6,246,666円
内
基金繰入金 0円

なお、この残額は、水俣市公共下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継いだ。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第95号令和2年度水俣市一般会計補正予算第11号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,418万3,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ214億771万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第5款農林水産業費に、被災木材加工流通施設等復旧対策事業を計上いたしております。

この財源といたしましては、第14款県支出金をもって調整いたしております。

次に、令和元年度一般会計及び特別会計決算認定について、順次、御説明申し上げます。

なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第96号令和元年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入合計162億2,524万円、歳出合計159億5,046万円、歳入歳出差し引き2億7,478万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源4,364万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に1億2,000万円を積み立てた残額1億1,114万円を翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入90.7%、歳出89.2%となっております。

次に、議第97号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計50億4,224万円、歳出合計37億9,606万円、歳入歳出差し引き12億4,618万円は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入129.6%、歳出97.6%となっております。

次に、議第98号令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計3億9,973万円、歳出合計3億9,895万円、歳入歳出差し引き78万円は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入96.9%、歳出96.7%となっております。

次に、議第99号令和元年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計37億7,404万円、歳出合計35億3,022万円、歳入歳出差し引き2億4,382万円

から翌年度へ繰り越すべき事業の財源108万円を差し引いた残額2億4,274万円を翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入104.4%、歳出97.7%となっております。

次に、議第100号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計10億2,880万円、歳出合計10億2,256万円、歳入歳出差し引き624万円は全額翌年度に繰り越してしております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入96.2%、歳出95.6%となっております。

なお、議第96号から議第100号までの令和元年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書を併せて提出いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第95号から議第100号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決及び御認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後1時41分 休憩

午後1時41分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第95号令和2年度水俣市一般会計補正予算第11号から、議第100号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、本6件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第96号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第15 特別委員会の設置について

○議長（岩阪雅文君） 日程第15、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

- 1 名称 一般会計決算特別委員会
- 2 構成人員 7人

- 3 審査事項 令和元年度水俣市一般会計決算認定について
 - 4 審査権限 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。
 - 5 審査期間 12月定例会まで
-

○議長（岩阪雅文君） お諮りします。

議第96号令和元年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員7人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって、一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、田中睦議員、高岡朱美議員、瀧上茂樹議員、木戸理江議員、小路貴紀議員、岩村龍男議員、田口憲雄議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午後1時44分 休憩

午後1時54分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 小路貴紀議員

副委員長 岩村龍男議員

以上のとおりであります。

○議長（岩阪雅文君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月16日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により16日の会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。

討論の通告は、17日正午までに御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後1時55分 散会

令和2年9月16日

令和2年9月第5回水俣市議会定例会会議録

(第3号)

一般質問

令和2年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和2年9月16日（水曜日）

午前9時30分 開議

午前11時54分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀧 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（坂 本 禎 一 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
主 事（岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（一期崎 充 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）	総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）
産業建設部次長（本 田 聖 治 君）	教 育 次 長（前 田 裕 美 君）
上下水道局長（岩 井 昭 洋 君）	総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）
総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）	総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）
総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）	

○議事日程 第3号

令和2年9月16日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 1 真野 頼 隆 君 | 1 コロナ禍のなかでの行財政運営について |
| | 2 令和2年7月豪雨について |
| | 3 ワークेशन事業の推進について |
| 2 田 口 憲 雄 君 | 1 令和2年7月豪雨について |
| | 2 コロナ禍における地域医療について |
| | 3 高齢者施設の現状について |
| 3 杉 迫 一 樹 君 | 1 7月豪雨災害の対応に関する評価と今後の対策について |
| | 2 本市の山間地に計画予定の風力発電について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者の出席を要求しました。

本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人40分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 皆さん、おはようございます。真志会の真野頼隆です。

会派を代表して、質問をいたしますので、執行部の明快なる答弁よろしくお願いたします。

市民の皆さんは、大型で非常に強い台風10号がやってくる。しかも今回の台風は暴風に関する特別警報が発令されるかもしれないということで、雨戸のない窓に養生テープを張ったり、窓全体をボードで覆ったりして台風にも備えられたことと思います。

また、停電に備えて、水やパン、インスタントの食料品、乾電池やガスボンベ等を買出しされたのか、お店の棚がすっからかんになっている光景を目にしました。さらに、避難所に避難された人も1,874人で、これまでで最高だそうです。それだけ今回の台風に対する恐怖を皆さんが感じていたということではないでしょうか。

幸いにも九州に近づくにつれて勢力も少しずつ弱まり、はっきりしていた台風の目も崩れたことと、台風9号が海水をかき混ぜたことで、海水温が上がらなかったことが天草沖を通るときが一番危ないと言われているにもかかわらず大きな被害がなかったものと思われまます。

まずは一安心というところですが、まだまだ台風シーズンは続くと思われまますので、引き続き気を付けたいものです。

今年は、災難の年なのか、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨、それに台風と続いております。ここで令和2年7月豪雨により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地域の一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

今年の7月豪雨は、アメダスによると、線状降水帯による500ミリを超える想定外の雨量で、河川の氾濫、床上浸水、土砂崩れ等かなりの被害を受けましたが、芦北、津奈木、八代、人吉、球磨村のように人的被害がなくて幸いでした。

また、今年1月末に発生した新型コロナウイルス感染症も4月7日に緊急事態宣言が出され、その後第2波が来ており、いまだに収束の気配が見えません。そんな中、水俣でも2例目の感染が発生しております。しかし、こういったコロナ禍の中でも私たちは感染症対策と経済の再生に向けて官民一丸となって戦っていかなければなりません。

学校では、新型コロナウイルス感染症のために長期休校となり、夏休みが短縮され、猛暑の中での授業再開となりました。しかし、高岡市長の英断により、昨年度設置されたエアコンのおかげで児童生徒は連日35度を超える猛暑の中でも快適な環境で授業を受けられるようになりました。保護者からも感謝の声が教育委員会に寄せられているそうです。

それでは、これから質問に入りたいと思います。

1、コロナ禍のなかでの行財政運営について。

①、コロナ禍のなかで令和2年度に予定されている諸施策、例えば、新庁舎建設工事等をどのように進めていくのか。

②、今年は新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨と続いたので、さらに財政が逼迫しているように感じるが、その要因をどう分析し、財政改革を行っていくのか。

③、コロナ禍のなかで、市役所もテレワークの推進が必要と思うが、どう取り組むのか。

2、令和2年7月豪雨について。

①、田子ノ須地区の水俣川の氾濫の原因をどう分析し、今後どのような対策をとるのか。

②、白浜地区の浸水の原因をどう分析し、今後どのような対策をとるのか。

③、今回の令和2年7月豪雨において、避難勧告等の発令と、避難所の開設はどのように行われたのか。

3、ワーケーション事業の推進について。

①、企業誘致が難しい中、また、コロナ禍で企業がテレワークを進める中において、水俣市もワーケーション事業に取り組む考えはないか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、コロナ禍のなかでの行財政運営については総務企画部長から、令和2年7月豪雨については私から、ワーケーション事業の推進については副市長から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） コロナ禍のなかでの行政運営について答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 初めに、コロナ禍のなかでの行財政運営についてお答えします。

まず、コロナ禍のなかで、令和2年度に予定されている諸施策をどのように進めていくのかとの御質問にお答えします。

まず、本市の主要事業の1つである新庁舎建設工事に関しましては、4月16日に全国を対象とした緊急事態宣言の発令を受け、4月24日に予定していました安全祈願祭を中止したものの、5月の連休明けに無事着工いたしました。現在、市や工事関係者ともに十分な感染防止対策を行いながら、令和3年10月の本庁舎完成に向け、工期内での完了を目指し、工事を進めているところです。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、水俣病犠牲者慰霊式、水俣ローズフェスタ春、みなまた港フェスティバル、恋龍祭、みなまた競り舟大会、全日本SUP選手権大会など、令和2年度に予定されていた多くのイベントを実施できない状況が続いています。

このような中、全日本SUP選手権大会については、次年度に延期して開催されることとなっております。今後実施予定の事業やイベントにつきましても、新型コロナウイルスの発生状況等

を見極めながら、可能な限り実施に向けて努めてまいりたいと考えます。

コロナ禍の影響が続き、依然として厳しい状況にあります。市民の皆様の健康や安全面を第一に、生活や雇用を守るため、コロナに強い社会環境整備、新たな暮らしのスタイルの確立、新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進の3つの角度から、必要な取り組みを重点的かつ複合的に展開し、新しい生活様式とそれを支える強靱かつ自律的な地域経済を構築していくため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市独自の施策を含め、各種施策を推進してまいります。

次に、今年度は、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨と続いたため、さらに財政が逼迫しているように感じるが、その要因をどう分析し、財政改革を行っていくのかとの御質問にお答えします。

議員が危惧されているとおり、本市の財政は、近年、介護、福祉分野の支出が急伸していること、各施設の老朽化が進み、維持補修費用がかさんでいること等により、経常収支比率は県内14市の中で本市が唯一2年連続で100%を超えている状況にあります。また、大型事業が集中して実施されていることもあり、市債残高が増加し、財政調整基金残高が急激に減少していることから、将来負担比率は、平成29年度決算で38.4%、平成30年度は42.8%、令和元年度は52.6%と増加傾向にあり、非常に逼迫した状況であると認識しております。

新型コロナウイルス感染症対応に当たっては、国から多くの財政支援がなされ、特に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、現時点で5億8,563万4,000円の交付を受けられることとなっており、さらに今後も追加交付を受ける予定があり、市の財政への影響は少ないものと見込んでおります。

令和2年7月豪雨につきましては、災害救助法の適用や激甚災害に指定されたことで財政的な負担の軽減が図れているものの、災害復旧費約7億8,000万円に対し、約2億6,000万円の市債と、約5,000万円の一般財源からの拠出が新たに必要となっており、さらに厳しい財政運営が続くと考えております。

財政状況の改善を図るため、昨年度から、聖域を設けず、全事業を対象とした事業見直し作業に着手しているところでありますが、速やかに改善できる状況にはないため、今後、数年間をかけて、少しずつ、財政状況を好転させていきたいと考えております。

次に、コロナ禍のなかで、市役所もテレワークの推進が必要と思うがどう取り組むのかとの御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症対策としまして、本市としましても、テレワークの推進は必要と考えておりますが、課題の1つとしまして、テレワークに必要な専用端末の不足が挙げられます。そこでまず、各所属に1台ずつの配置ができるよう、専用端末35台を購入する予算を8月4日の

臨時議会で議決いただいたところです。この端末導入により、おおむね10%の職員が利用可能となります。この端末を利用し、テレワークで実施する業務としましては、業務データの集計、会議資料・業務計画表等の作成、議事録・報告書等の作成などを考えております。なお、テレワークに伴う職員のサービスに関しましては、成果物の提出はもちろんのこと、始業・終業の連絡や業務日誌の提出を求めて、勤務状況の把握をしっかり行っていきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問をしたいと思います。

いろんな諸施策は順調に予定どおり進んでいるということでしたけれども、イベントがほとんど中止になっていると。そういうことで、多くの市民の方がイベントの中止によって心のもやもや感というか、何か人と会えないことによって何かやるせない気持ちというか、なんかそういう沈んだ気持ちになってしまっているんじゃないかなと、そういうふうに感じておりますので、やはり市民のみを対象としたイベントをどこかでコロナ対策を十分にした上で実施すべきではないか、開催すべきではないかと思いますが、その点をどうお考えなのかということをまず1点。

2点目は、高岡市長になってから、いろんな新庁舎建設工事は、これはもう代々引き継がれたことですが、例えばクリーンセンターの煙突解体とか各施設の老朽化へのための維持補修とか隣の文化会館の壁補修とかやっていますけれども、そういったいろんな事業、それと令和元年度に行われた小中学校のエアコン設置、これをもう少しやっばり早い時期に宮本市長時代あたりにやっておくべき事業じゃなかったのかなと思っています。

それと、今、水俣川河口臨海部振興構想も前西田市長からの引継ぎでやられていますけれども、そういうのがずっと重なってきて、大きな事業が今の高岡現市長の時代になって、なんかそれがやらなければならないことがいっぱいあって、財政を苦しくしたんじゃないか。宮本元市長、西田前市長のツケが今回ってきているんじゃないかなと。非常に高岡市長は、そういう問題で苦しい財政状況に追い込まれてしまったのではないかなと、そういうふうに感じている次第であります。

その財政状況の改善として、財政調整基金の積み増しとかそういうことももちろん大事ですが、やはり行政のスリム化というのも私はやっていくべき問題ではないかと思っています。

そこで、厳しい財政状況の下、財政改革を進め、歳出の削減を図る上で公共施設の管理・運営コストの削減が必要だと考えますが、その取組として、公民館本館へ指定管理者制度を導入する考えはないか、質問をします。これが2点目であります。

それと、テレワークの推進ですけれども、今年5月に既にテレワークを庁内でも実施されたということですが、そのときの状況と問題点等があれば、それも併せて質問をいたします。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 真野議員の2回目の質問にお答えします。

まず第1番目のイベントの中止が相次いでいるが、市民のみが参加するようなイベントについて、開催することはできないかとの御質問ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全国的、または広域的な人の移動が見込まれ、参加者の把握が困難なイベント等の開催は中止を含めて慎重に判断せざるを得ない状況が続いております。

議員御質問の市民のみを対象にしたイベントの開催については、市民の皆様の健康や安全面への配慮を最優先に3密を避ける等の基本的な感染防止の徹底を行い、イベント参加者の連絡先等の把握を徹底するなど十分な措置を講じた上で開催できないか、今後の新型コロナウイルスの発生状況等を見極めながら判断したいと考えております。

2番目の厳しい財政状況の下、財政改革を進め、歳出削減を図る上で、公共施設の管理・運営コストの削減が必要だと。その取組として、公民館本館へ指定管理者制度を導入してはどうかとの御質問だったかと思われます。

本市では、指定管理者制度について、公の施設の適切な管理・運営により、住民サービスの向上、行政コストの削減を図り、ひいては地域の活性化、行財政改革の推進を図ることを目的に、平成17年に水俣市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針を策定し、それぞれの施設の置かれた状況や特性、利用状況等を考慮して、管理・運営の方針を定めております。

これまで水俣市文化会館、水俣市立総合体育館をはじめとして、32の施設について、指定管理者を定め、管理・運営を行ってきた実績があります。

御指摘の公民館本館については、本市の生涯学習振興に大きな位置を占める社会教育施設として、単に施設管理、貸し館業務にとどまらず、生涯学習振興に係る企画、立案などを担うものとして、市の直営で管理・運営を行っており、運用指針においては、直営施設で制度導入の可能性がある施設としております。

先ほどの答弁で申し上げましたように、本市の財政運営は、非常に厳しい状況にあり、行政コストの削減、効率化の検討は喫緊の課題となっています。そこで、昨年度から全ての事務事業を対象に聖域なき見直しの作業を進めているところであり、各施設の管理・運営経費のほか、本市の公の施設の在り方、必要な規模等についても検討の対象としています。

公民館本館については、図書館とともに建築から37年を経過し、老朽化も進んでいることから、管理・運営方針や効率化の検討に加え、設備の更新計画や長寿命化、さらに統廃合も含めた検討が必要であると考えています。

持続可能な財政運営の確立に向け、公民館本館についても施設の管理・運営の効率化を図るとともに、住民サービスの向上、地域の活性化にもつながるよう、今後指定管理者制度の導入を含め、諸般の検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、今年5月にテレワークを実施したと聞いているが、その状況と問題点等があれば、お尋ねしたいという御質問につきましてですが、新型コロナウイルス感染症対策として、4月26日から5月30日まで12の所属において、出勤抑制の施行を行いました。その中の1つの手段として、4つの所属がテレワークを実施し、実施した人数は延べ51人で行いました。テレワークで行った業務については、会議資料、業務計画表等の作成、議事録、報告書等の作成などです。

テレワークを行った職員の意見として、電話や来客がないので集中して業務に取り組めるという意見がある一方、上司や同僚が近くにおらず相談ができない、印刷して、確認することができない、資料が手元にないために、業務が滞る場合があるなどのデメリットも報告されています。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 もし公民館本館に指定管理者制度を導入する場合、その必要な検討や事前の手續に係る期間を考慮して、どのぐらいの期間が必要か質問します。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 真野議員の3回目の質問にお答えします。

公民館に指定管理者制度を仮に導入する場合、必要な検討、事前の手續にかかる時間を考慮して、どれぐらいの期間が必要かとの御質問についてですが、指定管理者制度の導入に際しては、施設設置条例の改正や規則制定などに先立ち、指定管理者に行わせる業務範囲の確定、管理基準の明確化、募集方針、指定期間、選定基準の明確化、基準価格の積算、直営と指定管理者による管理のメリット、デメリットの比較などの作業が必要となります。

また、年度当初からの委託開始の場合、基準価格の積算に基づき、6か月程度前には、債務負担行為を設定し、募集選定の事務を進める必要があります。このことから2か年程度の期間が必要なものと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、令和2年7月豪雨について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、令和2年7月豪雨について、順次お答えします。

まず、田子ノ須地区の水俣川の氾濫の原因をどのように分析し、今後どのような対策をとのかとの御質問にお答えします。

7月3日から7月4日の豪雨によりまして、水俣市には累計513ミリの降雨量があり、増水した水俣川の水が、田子ノ須地区の右岸のコンクリート壁を越え、周辺が浸水する被害が発生しました。氾濫の原因につきましては一概には言えませんが、観測史上最大の降雨、堆積・流入土砂や

流木等による断面阻害等、様々な要因が考えられます。当地区も含め、重要水防区間については、河川管理者である熊本県と毎年、出水期前に共同巡視を実施しており、堆積が認められた箇所は必要に応じて掘削を行うなどの措置が講じられております。

市としましては、田子ノ須地区の皆様が安心して日常生活を送ることができるよう、必要な水防資材を提供するとともに、河川管理者である熊本県に対しまして、河川氾濫の原因の分析と堤防のかさ上げ等、有効な対策が講じられるよう要望してまいります。

次に、白浜地区の浸水の原因をどう分析し、今後どのような対策をとるのかとの御質問にお答えします。

今回の豪雨により浸水した原因については、線状降水帯による想定外の雨量であったことと思われれます。要因の一つとしては、白浜雨水ポンプ場及び白浜地区の水路の排水処理能力を超える雨量により、浸水があったと考えられます。白浜雨水ポンプ場は、昭和54年度に建設されておりますが、当時の降雨実績に応じた排水処理能力を有するポンプを設置しております。これまで設備の維持更新に関しては行っておりますが、排水処理能力を上げる設備更新には至っておりませんでした。また、白浜地区の水路については、既設水路の維持及び改修、もしくは新設工事を行ってまいりましたが、今回の想定外の雨量には対応し切れず浸水したものと考えております。

今後、さらに浸水に至った要因の検証を行い、短期・中期・長期にわたって効率的に浸水被害の軽減を図ることを目的とした計画を進めることが必要であると考えております。

次に、今回の令和2年7月豪雨において、避難勧告等の発令と避難所の開設はどのように行われたのかとの御質問にお答えいたします。

避難勧告等の発令と避難所の開設については、時系列に申し上げますと、7月3日の18時に自主避難のため市で管理する避難所4か所を開設し、同時に地域で管理する避難所も2か所開設されました。22時20分には、土砂災害警戒情報が発表され、災害対策本部を設置し、23時35分に山間部に対し避難勧告を発令しております。日付が変わり、7月4日0時18分に洪水警報が発表され、0時30分に水俣川が氾濫危険水位を超過したことから、1時15分に市内全域に避難勧告を発令し、市で管理する避難所を4か所追加し、8か所を開設しました。海は、干潮に向かっていたにもかかわらず、水俣川の水位は上がり続け、水俣川の氾濫の危険性があったため、1時55分には市内全域に避難指示（緊急）を発令し、18時までに市で管理する避難所を全部で13か所に増やしております。その後、7月8日の13時に土砂災害警戒情報が解除となり、一旦、全避難所を閉鎖しましたが、翌7月9日19時30分には、自主避難のため、市で管理する避難所4か所を開設しております。最終的には、7月14日17時30分までもやい館を開設いたしました。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 2回目の質問をしたいと思います。

水俣川の氾濫に関しては、今後堤防のかさ上げ等有効な対策が講じられるよう県に要望したいとのことですが、田子ノ須地区を含め、コンクリート壁のかさ上げ等の熊本県への要望はいつ、どのような形でなされるのか。これを質問したいと思います。

それと、白浜地区の浸水の原因ですが、浸水に至った要因の検証を行い、短期・中期・長期にわたって効率的に浸水被害の軽減を図ることを目的とした計画を進めるということですが、具体的にどのような計画を進めようと考えているのか、質問をします。

それと、避難勧告等及び避難所の問題ですけれども、今回、球磨川とか佐敷川の氾濫により車を失われた方が非常に多くいらっしゃいました。そして、それを教訓に今後もし水俣川が氾濫危険水位に達したら車で避難し、新型コロナウイルス感染症対策のために避難所へは入らず、車中泊をする方もかなり多いのではないかと予想されます。もしそうなった場合の対応はどうするのか。また、避難勧告と避難指示の発令の基準は何か。その3つを質問します。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 真野議員の2回目の御質問にお答えいたします。

4点ございました。

まず1点目の田子ノ須地区のコンクリート等のかさ上げの要望は、いつごろ、どのような形で行うのかという御質問でございますが、今年、翌年度の事業につきましては、熊本県に要望する箇所のヒアリングがございますので、水俣川をはじめとした湯出川等のコンクリート壁のかさ上げをお願いする予定であります。

なお、田子ノ須地区につきましては、過去にも越水の被害がっておりますので、コンクリート壁のかさ上げにつきましては、強く要望してまいりたいと考えております。

2点目の計画的にこの浸水被害の計画を計画的に進めるには、どういう計画を考えているのかという御質問でございますけれども、今回は白浜地区だけではなく、各地区で浸水が起きております。そのため、地性や水路系統など改めて細分化をいたしまして、今回のような従来の計画降雨を超える豪雨に対しまして、検証を行い、地区ごとの特性に応じた整備基準を定める必要があるというふうに考えております。その中で、整備優先順位を定めまして、浸水被害の軽減を図りたいと考えています。

具体的な対策としては、ハード面の対策では、雨水ポンプ場の機能の増設や簡易ポンプの設置、水路の拡幅改良、水路系統の分散など、またソフト面の対策としましては、インターネットを活用した市民への情報発信により、早めの避難を促す取組などが考えられますので、検討していきたいと思っております。

また、公共下水道事業では、本市に加え、通常の事業として行う施設整備更新計画などもございますので、本市の財政負担等も考慮して効率的に進めていきたいと考えています。

3点目の今回の災害におきまして、車中泊、この方々がいたのではないかとということで、そういった方々に対する対応をどうするかという御質問でございますが、今回消防本部では、7月4日に車中避難をされた方を確認をしております。今回、車中泊をされた方の人数等は正確には把握しておりませんが、車中避難者で受付をされた方には、感染症対策とエコノミークラス症候群の予防のためのチラシなどを配布しております。今後は可能な限り車中避難者の状況を把握しまして引き続きエコノミークラス症候群等の防止などの周知を図っていきたいというふうに考えております。

4点目の避難勧告と避難指示の発令の基準は何かという御質問ですが、避難勧告や避難指示(緊急)は、气象台等が発表する5段階の警戒レベルのうち、レベル4で土砂災害警戒情報の発表や河川が氾濫危険水位に達したときに市町村が発令をいたします。

具体的な発令基準といたしましては、土砂災害については、避難勧告は、土砂災害警戒情報が発表された場合に発令をし、この発表後、避難指示(緊急)は、气象台が提供する土砂災害警戒判定メッシュ情報で危険度を確認した場合に発令をしております。河川の氾濫、越水については、避難勧告は河川水位が氾濫危険水位に達した場合に発令をして、避難指示(緊急)は、河川水位が危険氾濫水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫や越水のおそれがある場合に発令をしております。

以上です。

○議長(岩阪雅文君) 次に、ワーケーション事業の推進について答弁を求めます。

小林副市長。

(副市長 小林信也君登壇)

○副市長(小林信也君) 次に、ワーケーション事業の推進について、お答えします。

企業誘致が難しい中、またコロナ禍で企業がテレワークを進める中において、水俣市もワーケーションに取り組む考えはないかとの御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症による社会変化により、国も、新しい旅行スタイルとしてワーケーションの普及に向けた方針を示すなど、全国的にワーケーションに取り組む機運が高まっております。ワーケーションとは、テレワークを活用し、リゾート地や温泉地等で余暇を楽しみつつ仕事を行うことと認識しております。本市を代表する観光地である湯の児・湯の鶴地域におきましても、温泉や食、アクティビティなどといった観光資源を有しており、ワーケーションとの親和性が高いものと考えております。

本市におけるワーケーションの普及は、観光客の誘客だけでなく、企業誘致や移住定住促進などに寄与するものと考えておりますが、受入れに当たっては滞在先におけるWi-Fi等の環境整備が必要になってまいりますので、国や県などの支援策の活用も視野に、市内事業者等と協議

してまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問をしたいと思いますが、企業誘致が難しい中、その企業の1部門でも、あるいは1日でも2日でも、あるいは1週間でも一時期でもその風光明媚な水俣に来て、そういうワークとバケーションを楽しんでもらって、そしてそうすることにより、交流人口の増大にもつながり、そしてまた企業誘致への足がかりとなればということで、このワーケーション事業をぜひ本当に強力に推進してもらいたいと思います。

水俣環境テクノセンターが今回閉鎖となりましたので、あそこをサテライトオフィスとして、水俣環境テクノセンターの利用をして、そのワーケーション事業を図るというつもりはないか、それを2回目の質問としたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 真野議員の2回目の御質問にお答えします。

水俣環境テクノセンターをワーケーションのサテライトオフィスとして利用する考えはないかという御質問でございますけれども、水俣環境テクノセンターは、地場企業支援等を目的に設立されました施設で、施設内には、冷暖房完備の大研修室や小研修室、小会議室があり、インターネット環境も整備されております。

これらのことから、当センターは観光地における新しいサテライトオフィス需要に応じた基本的な機能を有しておりますので、今後の当センターの活用策を検討するに当たっての選択肢の一つとして考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 昨年の11月にワーケーション自治体協議会というのが設立されておまして、1道7県73市町村が既に参加をしております。一番進んでいるのが和歌山県南紀白浜町ではないかと思っています。いろんな三菱地所あるいは和歌山県と一体となってこのワーケーション事業を進めていると、民間でも既に取り組んでいるところがありますので、ぜひ水俣としても民間を含む遊休施設に、湯の児の空いてる施設とかあると思います。そういう遊休施設、そういうものにワーケーション事業を足がかりに企業誘致に取り組むつもりはないかということを質問して、この質問を終わりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 真野議員の3回目の御質問にお答えします。

民間が所有する遊休施設も含めてワーケーション事業を足がかりに企業誘致に取り組む考えはないかというお尋ねでした。

ワーケーション事業につきましては、企業誘致に寄与するものと考えられますので、本市とい
たしましても、今後市内遊休施設等の活用を視野に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時22分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田口憲雄議員に許します。

（田口憲雄君登壇）

○田口憲雄君 皆さんおはようございます。自由民主党自民会派、田口でございます。

先日の台風10号では、事前に気象庁と国交省の合同会見が開かれ、事前防災の意識を浸透させ
たことにより、被害が最小化されたと思います。

今回の一般質問では、6月議会と同様に1会派40分の持ち時間となっておりますので、新型コ
ロナウイルス感染症、以降は新型コロナと呼びます。そして令和2年7月豪雨を基本に、市民の
皆様の安心安全な生活を守ることを基本に質問をしていきたいと思っております。

大きな1番、令和2年7月豪雨について。

①、令和2年7月豪雨を教訓に他自治体から学び、本市が災害に見舞われたとき、想定される
問題は何かあり、どのように対策をとっていくのか。

②、本市では7月4日を中心に連続1,000ミリを超える雨量を計測し、幸いにも水俣川氾濫の発
生はなかったが、約300件にも及ぶ床上・床下浸水を経験した。その後、水俣川の護岸、堤防の確
認、または管理者である熊本県とは協議されたのか。

③、今回の本市の内水氾濫による浸水状況を踏まえ、ハザードマップの検証は行われたのか。
また、市内水路等の確認はされたのか。

④、避難所開設に当たり、新型コロナのクラスター対策は十分にできているのか。

⑤、本市も被災した自治体ではあるが、罹災証明の発行件数は何件あったのか。

⑥、被災した他の自治体への支援はどのように対応したのか。

大きな2番、コロナ禍における地域医療について。

新型コロナの感染拡大を受け、全国の医療機関は経営が弱体化していると聞き、本市の医療機
関も同様な状態と認識している。また、そのような中、豪雨水害に見舞われた水俣・芦北医療圏
域においては、芦北地域で多発した浸水被害により診療を受けられていない人々を水俣地域で

バックアップケアしていると聞いているが、①本市の医療センターをはじめとする地域医療の現状と今後の問題点はどうか。

②、新型コロナの対応について、国の2次補正予算において、県内では県北・県央・県南、そして天草の4か所にPCR検査センターを設置、そして他の地域7か所が選定され、11か所になると聞いているが、PCR検査センター設置の現状はどうなっているのか。

③、新型コロナに対応する医療従事者の宿泊所の確保はできているのか。

大きな3番、高齢者施設の現状について。

①、福祉高齢者施設で新型コロナ感染者が発生した場合の具体的な受入れ体制をどのように考えているのか。

②、高齢者施設においては、介護従事者をはじめ、人材不足の中、民間では外国人人材を求め施設が多数あった。新型コロナ拡大により、グローバルな人材活用が停止しているが、本市の人材確保対策の現状と今後の方向性はどうか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 田口議員の御質問に順次お答えします。

まず令和2年7月豪雨については私から、コロナ禍における地域医療については病院事業管理者から、高齢者施設の現状については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

初めに、令和2年7月豪雨について、順次お答えします。

まず、令和2年7月豪雨を教訓に他自治体から学び、本市が災害に見舞われたとき、想定される問題点は、何があり、どのような対策をとっていくのかとの御質問にお答えします。

ソフト面では、各課を対象に災害対応などについて、検証会を開催し、課題や改善策について意見の聞き取りを行いました。待機体制、災害時の各課の協力体制や避難所開設のタイミングなどの問題点が挙げられました。

これらの意見をもとに地域防災計画、避難所開設運営マニュアルや風水害・土砂災害対策マニュアルなどについて見直しを行い、改善を図っていきたいと考えております。

ハード面では、本市は約75%が山林を占めているため、地域によっては想定される災害事案が異なります。山間部においては、急勾配な土地の形状から大雨時は雨水が一気に流れ、斜面が崩れたり、近接する道路に土砂や流木が流れ出したり、また、それらの土砂等が水路や河川へ流入することにより、排水機能を低下させたり、水路や護岸等の施設に支障を与えたりすることが想定されます。

また、市街地域では、山からの水が河川に一気に押し寄せることで、河川の水位が増し堤防を越える氾濫のおそれや河川に流れ込むべき水路の水があふれ、道路や家屋が浸水してしまうなどの被害が想定されます。このようなことへの対策としまして、例年、雨季前の河川パトロールによる確認を行っており、水俣川、湯出川等の県の管理河川につきましては、熊本県と毎年、重要水防区間の共同巡視を行っており、しゅんせつ工事や護岸のかさ上げを熊本県へ引き続き要望してまいります。

次に、本市では、7月4日を中心に1,000ミリを超える雨量を計測し、幸いにも水俣川氾濫の発生はなかったが、約300件にも及ぶ床上床下浸水を経験した。その後、水俣川の護岸堤防の確認、また、管理者である熊本県とは協議はされたのかとの御質問にお答えします。

7月4日豪雨当日から、水俣川に関してパトロールや市民から寄せられた通報ごとに、市の職員が現地を確認し、管理者である熊本県に速やかに報告しており、熊本県におきましても、護岸や堤防に変状が見られないか等の確認を行われております。また、今回発生した7月豪雨災害の被害につきましては、今月実施されます熊本県への事業要望ヒアリングにおきまして、要望箇所として協議を行ってまいります。

次に、今回の本市の内水氾濫による浸水状況を踏まえ、ハザードマップの検証は行われたのか。また、市内水路等の確認はされたのかの御質問にお答えします。

今回の災害で浸水した白浜地区のようにハザードマップでは浸水想定区域として記載されていないところがありますので、浸水状況などの調査を行い、ハザードマップの検証を行いたいと考えます。また、浸水した区域の水路におきましては、上下水道局において、豪雨の翌日から調査確認に入っております。現時点で浸水要因の解析まで至っておりませんが、豪雨の影響で堆積した土砂等のしゅんせつを行うなど、今後の被害拡大防止に努めているところであります。

次に、避難所開設に当たり、新型コロナウイルス感染症のクラスター対策は十分にできているかとの御質問にお答えします。

避難所における新型コロナウイルス感染症のクラスター対策といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設運営方針を策定し、避難所の過密防止や衛生管理、避難者の健康管理の徹底、新たな避難スペースの確保など新たなクラスター対策を行いました。さらに、市職員を対象に避難所運営訓練を実施し、各症状ごとの避難者が来た場合の対応や段ボールベッドの組み立てなどの確認を行いました。なお、パーテーション等の備品が一部不足しておりますが、9月末に納品予定となっております。

次に、本市も被災した自治体であるが、罹災証明の発行件数は何件であったかとの御質問にお答えします。

罹災証明書については、8月末時点で申請がありました46件を発行しております。内訳として

は、大規模半壊1件、半壊11件、準半壊9件、一部損壊25件となっております。

次に、被災した他の自治体への支援はどのように対応したのかとの御質問にお答えします。

今回の豪雨災害では、本市も被災自治体として、熊本県や県市長会から避難所対応支援職員の派遣を受けたほか、福岡県や北九州市からは罹災証明書発行に係る被害認定調査の支援をいただきました。そのような中、7月4日の豪雨災害発生当初から、人吉市、芦北町、津奈木町など近隣自治体へ常時連絡をとり、被災状況や必要物資の確認を行い、7月7日には津奈木町へブルーシート100枚、7月8日には芦北町へトイレトーパー約400ロールなどの物資の支援を行いました。また、7月10日から、浸水した芦北町立図書館の郷土資料の復旧作業等に5日間、延べ9人を、また同町の水没した文化財収蔵庫の文化財の搬出、整理作業に3日間、延べ6人の派遣を行っております。

そのほか、災害対応で保健師が不足する状況から、芦北町・津奈木町の7月の乳幼児健診を本市において合同で実施し、8月には当市の保健師を2人芦北町へ派遣しております。8月13日には、八代市の文化財収蔵庫においても浸水があったため、搬出作業に2日間、延べ4人の派遣を行いました。今月には、被災自治体から災害復旧事業への協力依頼などもあり、今後も引き続き、近隣の被災自治体へ支援してまいりたいと考えております。

また、市内の各団体も様々な支援を行われており、社会福祉協議会からは、災害ボランティアセンターへの職員派遣などを、水俣市建設業協会からは、被災家屋の応急復旧に係る人的支援などを、その他市内の企業、事業所、個人経営者、市民グループほか多くの団体、個人の方が復旧活動、物資の支援、ボランティア活動など行っていると伺っております。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目の質問に入ります。

本市の地形は、主要河川に対して湯出川と久木野川が流れ込み、町なかにおいては、分離型の雨水路が別ルートで白浜ポンプ場、牧ノ内ポンプ場、浜ポンプ場、丸島ポンプ場、百間ポンプ場を経由して主要河川、海へと流れていきます。水俣川については、私も熊本県に確認したところ、平成15年災害以降、工事件数66件、河川改良工事や掘削工事では100万立方メートルの土砂を掘削しています。今後とも管理者の熊本県とは要望を含め、密接に協議を行っていただきたいと考えております。

それでは、2回目の質問に入ります。

まず1つ目です。被災者への対応についてお尋ねします。

豪雨災害で被災に遭った被災者に対して、どのような対応をされたのか、これが1点です。

2つ目です。水路の管理についてお尋ねいたします。

市街地において、水路の泥の堆積や詰まりは浸水災害の要因となると思いますが、定期的に水

路の点検、しゅんせつは行われているのか。

3つ目です。他自治体への支援について、お尋ねします。

民間において、他自治体で被災された住民の皆さんへアパートの提供の話を行いました。本市においては、他自治体の被災者のための住まいの相談はなかったのか。また、提供等の実績はあるのか。

以上、3点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 田口議員の2回目の御質問にお答えします。

3点ございまして、まず1点目が、被災者に対する対応はどのような対応をしたのかということですが、被災者に対しましては、各課で問合せを受けまして、救援物資の配分とか浸水被害があった家屋の消毒などの対応を行っております。

また、災害救助法対応の相談窓口を設けまして、生活必需品の支援や住宅の応急修理、また住宅への土砂の流入に対する障害物の除去などの必要な支援を行っております。

2つ目の水路の定期的な点検やしゅんせつは行っているかという御質問ですが、水路の点検につきましては、下水道施設調査班において、公共下水道マンホール点検と併せまして、1年を通じて毎日実施しております。

しゅんせつにつきましては、調査班、市民の方々からの情報をもとに軽微なものは職員で対応し、予算を伴うものに対しましては、計画的に業者に発注をしているところです。

3つ目の御質問の民間において、アパートの提供、こういったものが自治体への相談はなかったかという御質問でございしますが、7月豪雨災害で被災された芦北町、津奈木町の住民の方から、本市の市営住宅への入居に関する相談が6件ございましたが、空いている居室が3階以上の高層階、または立地が市街地から遠距離であるなどの条件が合わずに入居までは至っておりません。

また、空き家バンクについての相談が芦北町の住民から2件ございました。物件を確認の上、利用登録はされましたけれども、現在までに契約には至っておりません。

相談のあった方々へは今後、再建計画等をお聞きし、災害救助法に基づく応急仮設住宅等の制度説明などを行って、それぞれの自治体への窓口へ御相談をするよう勧めております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 それでは3回目の質問をします。

本市において、浸水被害が出ている地域は、毎回同じ地区のように思いますが、高齢化が進む市民のためにも雨水ポンプ場の新設を含め、地域防災計画の見直し等が必要と考えます。そこで、内水氾濫等を想定した水路浸水対策の総合対策計画を作成するお考えはないのか、1点お願いし

ます。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えいたします。

内水氾濫などの想定をした総合的な対策計画を策定するつもりはないかという御質問ですが、雨水施設の排水処理能力を上回る今回の局地的な大雨によりまして、至るところで浸水被害が起り得る現在、限られた予算の中で浸水対策を進めていくためには、市の整備方針を固める必要がまずあると思っております。

そのためには、浸水要因分析から導かれる現状の課題を整理しまして、整備基準等の基本的な事項を定め、効率的に浸水被害の軽減を図ることができるような計画を策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、コロナ禍における地域医療について答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、コロナ禍における地域医療について、順次お答えします。

まず、本市の医療センターをはじめとする地域医療の現状と今後の問題点はどうかとの御質問にお答えします。

医療センターにおきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による患者の受診抑制等に伴い、外来・入院患者数の減少が見られるところです。この影響が最も大きかった4月・5月においては、前年度同月比で入院患者数が19.4%、外来患者数が16.6%減少しており、それに伴い収益も約1億円の減収となり、今後の経営に大きく影響するのではないかと懸念しております。

水俣・芦北管内の民間医療機関の現状につきましても、水俣市芦北郡医師会にお尋ねしましたところ、当院と同様に各医療機関とも患者の受診抑制等により患者数が減少しており、1から2割程度の減収があるようだとのことでありました。

今後の問題点といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による患者減少により、地域の医療機関の経営状況が悪化していることから、今後も地域医療体制を維持していくためには、国や県からの財政的な支援が急務ではないかと考えております。

次に、新型コロナの対応について、国の2次補正予算において、県内では、県北・県央・県南そして天草の4か所にPCR検査センターを設置、そして他の地域の7か所が選定され、11か所になると聞いているが、PCR検査センター設置の現状はどのようになっているのかとの御質問

にお答えします。

PCR検査センターの県内の設置状況につきましては、熊本県にお尋ねしましたところ、予定されている11か所のうち、現在、熊本市医師会が運営する1か所が開設されており、他の10か所については、開設の準備が進められているとのことでした。そのうち、水俣芦北圏域におけるPCR検査センターの設置につきましては、現在、保健所、医師会、当院において検討を行っているところ です。

次に、新型コロナに対応する医療従事者の宿泊所の確保はできているのかとの御質問にお答えします。

令和2年8月から市内の宿泊施設と契約を締結し、新型コロナウイルス感染者の診療に従事する職員の休養場所として宿泊施設を確保しております。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目に入ります。

地域の安心安全を守るには、その基幹病院である医療センターは、大切であり、管理者をはじめ医療従事者の皆様には日ごろより感謝をしているところです。少子高齢化、人口減少における経営も大変であると認識しております。

そこで、市民が安心安全な医療を受けるためには、医療従事者のマンパワーの確保は大変重要であり、自治体として研究していくべきではないかと考えています。

では、2回目の質問に入ります。

まず1つ目です。コロナ禍の厳しい状況の中で、先日、水俣芦北地域において豪雨災害に見舞われましたが、この状況下で地域医療の体制はどのようになっているのか。また今後の問題点として、国や県からの財政的支援を挙げられましたが、具体的にどのような支援が必要と考えられているのか。

2つ目です。コロナ禍での地域連携について質問いたします。

地域連携の重要性の中で、本市の医療センターは経営されていると思いますが、他県の隣の市からの発熱患者の受け入れをどのように考えておられるのか。

次に3つ目です。コロナ禍での感染防止対策について、質問いたします。

県内や近隣の市町で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、総合医療センターで受け入れをする場合もあると思います。その場合、他の患者様や対応する医療従事者を守る観点から、院内の感染防止対策は万全を尽くしていただきたいと思います。具体的にどのような防止対策を講じられているのか、以上3点です。

○議長（岩阪雅文君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 田口議員の2回目の御質問にお答えします。

まずコロナ禍の厳しい状況の中で、先日、水俣芦北地域においては豪雨災害にも見舞われましたが、この状況下で地域医療の体制はどのようなになっているのかとの御質問ですが、令和2年7月豪雨災害では、芦北町においては多数の医療機関が被災しており、診療が継続できない医療機関も発生する事態となりました。そのため、地元医師会では、地域の医療をストップさせないよう被災した医療機関の早期復旧への支援や被災していない水俣市内の医療機関で患者を受け入れるなどのサポート体制をとったとのことでありました。

当センターにおきましても災害医療拠点病院として、芦北町の被災した医療機関から24名の入院患者を受け入れるなど、対応をとったところです。

次に、今後の問題点として、具体的にどのような支援が必要と考えるかとの御質問ですが、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業では、新型コロナの診療に直接関与する医療機関に対する各種交付金のほか、地域の医療機関・薬局等の感染拡大防止対策等に要する費用が対象となる、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業があり、予算措置がされているところであります。

そのほか、資金繰りを支援するための医療福祉機構等の危機的対応融資などの支援がありますが、コロナ禍における患者減少に伴う収入の減少に対する直接的な財政支援はないのが現状であります。

アフターコロナにおいて、地域の医療提供体制を維持していくためには、経営状況が悪化している医療機関の減収に対する直接的な財政支援が必要と考えております。

次に、病院経営を進める上で地域連携は重要であると考えているが、他県からの発熱患者の受け入れはどのように考えているのかとの御質問ですが、当センターにおいては、他県からの患者さんが外来で年間約20万人のうち4万7,000人、また入院で年間約10万人のうち2万6,000人となっており、地域連携は今後の病院経営において大変重要であると認識しております。したがって、他県からの発熱患者の受け入れも区別することなく、これまでどおり行ってまいります。

次に、県内や近隣の市町で新型コロナ感染者が発生した場合、総合医療センターで受け入れをする場合もあると思われるが、その場合、その他の入院患者さんや対応する医療従事者を守る観点から、具体的にどのような院内感染防止対策を講じておられるかとの御質問ですが、院内感染が発生すると、入院受け入れ停止など、医療崩壊につながるおそれがあるため、当院では、国立感染症研究所や日本環境感染学会が出している新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアルなどをもとに、感染制御室を中心に院内感染防止対策を実施しております。

具体的には、1つの病棟を新型コロナ専用病棟として、一般病棟と完全に区画するとともに、患者さんに対応する医療従事者を限定して、診療に従事させることとしております。

また、診療に当たる医療従事者が感染しないよう、感染制御室によるガウン等の着脱方法の指

導等、院内感染防止対策に万全を尽くしております。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目に入ります。

市民の皆様のためにも安心安全な医療提供を受けるには、医師はもちろん、看護師などを中心とした様々な資格を持つ医療従事者の確保は大変重要と考えております。そこで質問ですが、今後、医療資格者の確保を目的とした奨学金を検討されるつもりはないのか。

もう1点は要望ですが、先ほどからの管理者の答弁では、現在コロナ禍において、地域医療の現状は大変厳しい状況であると答弁をいただきました。今後も安心安全な地域医療を守っていくためには、水俣市として医療センターをはじめとする地域医療への経済的な支援をお願いしたいと考えます。

以上を要望して3回目の質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 田口議員の3回目の御質問にお答えします。

新型コロナ対応も含め、市民が安心・安全な医療を受けるため、医療従事者の確保を目的とした新たな奨学金制度を検討する考えはないのかとの御質問ですが、当センターとしましても安心安全な医療を提供するためにも医療従事者の確保は大変重要であると認識しております。しかしながら、毎年募集をしても業種によっては応募がない状況が続いております。そのため、当院を選んでもらえるようなインセンティブの必要性を感じていたところでもあり、議員御指摘の医療従事者の確保につながる新たな奨学金制度などを検討したいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、高齢者施設の現状について答弁を求めます。

一期崎福祉環境部長。

（福祉環境部長 一期崎充君登壇）

○福祉環境部長（一期崎 充君） 次に、高齢者施設の現状についての御質問に順次お答えします。

まず、福祉、高齢者施設で新型コロナ感染者が発生した場合の具体的な受け入れ体制をどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

本市の福祉、高齢者施設で感染者が発生した場合、現時点では、感染者全員が入院の対象となります。入院先は、水俣保健所が調整し、当圏域内の感染症指定医療機関である国保水俣市立総合医療センターとなります。なお、医療センターでの入院が定員に達した等受け入れが困難となった場合は、水俣保健所が、県庁内にある新型コロナウイルス感染症熊本県調整本部に対し、他圏

域への入院調整依頼を行うよう体制がとられています。

次に、高齢者施設においては、介護従事者をはじめ人材不足の中、民間では外国人人材を求める施設が多数あった。新型コロナ拡大によりグローバルな人材活用が停止しているが、本市の人材確保対策の現状と今後の方向性はどうかとの御質問にお答えします。

介護分野の慢性的な人材不足につきましては、全国的に求人募集を行っても応募が少ないという以前からの状況に変化はなく、また、コロナ禍における離職も懸念される中においては、国における介護保険制度の見直しによる介護従事者の賃金等の処遇の改善が図られなければ、状況の好転は難しいものと考えられ、本市におきましても、有効な対策は見出せていないのが現状です。

今後の方向性につきましては、介護従事者の処遇の改善につながるような制度の改正等、市として関係機関等と連携し、国に働きかけていければと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目の質問に入ります。

社会福祉法人の施設などには、各担当部署から新型コロナ対応の厳しい通達、指導があり、職員はもちろん、来所者にも検温・体調チェックなどが行われています。

新型コロナの感染拡大を受け、利用者の皆さんを守る観点から施設のバックアップ体制を中心に2回目の質問をします。

まず、各事業者の施設内での感染予防、対応はマニュアル化されていると思います。まず1つ目の質問です。新型コロナ対応に各事業者から相談はどのようなものがあつたのかが1つ目です。

2つ目の質問です。職員、介護従事者に陽性判定者、または濃厚接触者が発生し、クラスター化するなど、事業所の運営自体に問題が生じた場合、人的な応援はどうなるのか、以上2点、質問します。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

○福祉環境部長（一期崎 充君） 田口議員の2回目の御質問にお答えします。

新型コロナ対応に各事業者から相談はどのようなものがあつたのかとの御質問です。新型コロナ対応について、各事業者から寄せられた相談につきましては、全国的な問題もありましたが、介護従事者が使用するマスクや消毒液等の衛生用品が手に入らないという相談が複数ありました。そのほかに施設職員が利用者の対応をする際に必要とする防護服等は施設で用意しなければならないのかといった問い合わせや相談がありました。

次に、人的な応援に関する質問だったと思います。

職員や介護従事者等に陽性判定者、または濃厚接触者が発生し、クラスター化した場合における事業所の運営につきましては、厚生労働省から文書が出されております。それによりますと、

都道府県は感染者等が発生した場合に備え、介護保険施設等の関係団体と連携、調整し、応援体制の構築と人材確保策を講じることとされております。熊本県においては応援派遣可能な職員を事前に登録する人材バンクの整備が進められており、現在、県内の入所系施設に対し、応援職員の派遣登録についての協力依頼が行われているところです。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で田口憲雄議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時11分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉迫一樹議員に許します。

（杉迫一樹君登壇）

○杉迫一樹君 皆さん、こんにちは。無限21の杉迫一樹です。

まず最初に、7月豪雨にて被災されました皆様へ心よりお見舞い申し上げます。特に被害の大きかった地域の皆様には、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

また、市役所職員の皆様におかれましては、被害状況の調査や、対策会議など、豪雨に関する諸対応のため、また市民の生活のために、休日返上で対応いただきましたことに感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症においても、収束のめどが立たない状況ですが、それぞれが一層の感染対策を継続しながらの新しい生活様式の中で生活をしておられます。

そんな中、先日、本市でも感染者が確認されましたが、今後も出ないとも限りません。

全国的にも呼びかけていますが、感染者のプライベートに関する情報やうわさ話に左右されることのないよう、特に、誹謗中傷、差別などは、本人はもちろんのこと、家族や友人にまで、心の傷を追わせてしまうこともありますので、この件につきましては、重ねてお願い申し上げます。

それでは、以下、通告に従いまして質問をします。

1、7月豪雨災害の対応に関する評価と今後の対策について。

①、7月豪雨災害での地域防災計画を元にした対応をどのように評価しているか。

②、避難行動要支援者への避難連絡、避難誘導などは十分であったか。また、避難支援等関係者からどのような意見や改善点を聞いているか。

③、今回の豪雨で水俣川に土砂がたまっている箇所が見受けられるが、水俣川のしゅんせつ計画はどのようになっているか。

2、本市の山間地に計画予定の風力発電について。

①、風力発電会社の3社が参入の予定と聞かすが、その内容についてどのように聞いているか。

②、環境影響評価法に沿っての今後の計画はどのようになっているのか。

③、風力発電計画によって、山間部の土砂災害、河川の汚濁、加えて風力発電の低周波による健康被害なども懸念されるが、市としての見解はいかがか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） ここでしばらく休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 杉迫議員の御質問に順次お答えします。

まず、7月豪雨の対応に関する評価と今後の対策については私から、本市の山間部に計画予定の風力発電については産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、7月豪雨災害の対応に関する評価と今後の対策について、順次お答えします。

まず、7月豪雨災害での地域防災計画を元にした対応をどのように評価しているかとの御質問にお答えいたします。

去る、8月26日に庁内各課の職員34名で、令和2年7月豪雨災害における対応と課題に関する検証会を行っております。

この検証会を踏まえた改善点として、主なものを挙げますと、地域防災計画の中で担当課の役割分担が明確ではないこと。災害救助法適用では、関係課の連携がうまくとられていなかったこと。救援物資の保管場所の確保が必要であること。家屋の浸水に伴う消毒作業の班編制が計画どおりにできてなかったこと。車中避難による、避難者数などの詳細な把握ができなかったことが認められます。

一方、評価点としては、災害発生後の被害家屋の調査や被害認定、床上浸水した市営住宅の応急対応、断水地域への飲料水の供給については、迅速に対応ができたと考えております。このような改善点を踏まえ、令和3年度の地域防災計画や災害対策本部マニュアル、避難所開設運営マニュアル等に反映していきたいと考えております。

次に、避難行動要支援者への避難連絡、避難誘導などは十分であったか。また、避難支援等関

係者からどのような意見や改善点を聞いているか、との御質問にお答えします。

本市では、避難行動要支援者の避難連絡、避難誘導に関しましては、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令を受けて、障害がある避難行動要支援者への電話等による避難の声かけや居宅介護支援事業所等を通じて高齢者への情報の提供などを行っております。

今回の豪雨に関しましては、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令をせず、7月4日午前2時、市内全域に「避難指示」の発令を行ったところです。そのため、障害がある避難行動要支援者や居宅介護支援事業所などへの連絡は、7月4日早朝から行っています。その後も、市内の避難所が閉鎖される7月8日まで必要に応じて情報提供を行っています。

これらの避難連絡、避難誘導の対応が十分であったかですが、避難連絡につきましては、現状の体制において、可能な限りの対応であったと考えます。なお、避難誘導については、今回、要請等はありませんでしたので、直接的な対応は行っておりません。また、避難支援等関係者からの意見等については、情報を受けたケアマネジャーから、地域の断水や停電等のライフラインの情報も必要、事業所の休日や夜間についてはファクスの確認ができないため他の方法を検討いただけないか、また、障がい者や高齢者の避難に対する協力を地域から市にお願いする協力体制の強化が必要という意見は伺っております。

このような意見を踏まえ、検証し、今後、よりよい体制を構築して行きたいと思っております。

次に、今回の豪雨で水俣川に土砂がたまっている箇所が見受けられるが、水俣川のしゅんせつ計画はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

水俣川等熊本県管理河川の重要水防区間につきましては、河川構造物に変状が見られないか、河川への土砂の堆積はないか等を確認するため、毎年、市と熊本県と共同で巡視を行っております。また、共同巡視以外にも梅雨前線や台風等に伴う豪雨出水後の巡視、市民から寄せられた通報に伴う現地調査も行っております。

御質問の水俣川のしゅんせつ計画につきましては、これらの巡視や現地調査により、河川内のしゅんせつが必要と思われる箇所を、管理者である熊本県が判断し、次年度以降のしゅんせつ工事に反映することとなりますが、本市としましても、今回の豪雨で土砂の堆積が見受けられるところを優先していただくよう強く要望していきたく思います。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 答弁ありがとうございます。

豪雨の次の日、私も市内の状況を見回りをしました。私が見回りをした湯の児・白浜団地にて、床上浸水があり、牧ノ内公営団地付近、陣内一部地域などでも水が迫っていたとお聞きしました。また、大小の土砂崩れなども各所で見受けられました。

水俣川のしゅんせつにつきましては、次年度以降に反映されるようですが、近年まれにみる異

常気象が相次いでいますので、優先的に早急に取りかかっただけよう県との連携をお願いいたします。

白浜公営団地付近での浸水についてですが、あの地域は、過去にもたびたび浸水や冠水があったと長く住まわれている地域住民よりお聞きしています。これに関して1つ目の質問です。

なぜ今回も白浜公営団地付近が浸水したのか、以前よりあの辺りは浸水しやすい地域であったことを認識していたと思うが、これまでどのような対策を講じていたか。

次に、ハザードマップ上の浸水が想定される地域を確認しましたところ、今回浸水した地域のほとんどに色が付いておらず、浸水の想定がされていたのだろうかと感じたところです。このハザードマップについて、質問します。

今回の豪雨での被害、また過去にどの地域でどのような被害があったかなども踏まえ、ハザードマップの見直しが必要だと考えるが、見直し計画はどうなっているのか、これが2点目です。

また、避難行動要支援者への対応も気になる場所でしたが、可能な限りの対応ができたこと、そして今回関係者からの意見も多数あったとのことで、しっかり吸い上げていただき、特に休日や夜間での対応、連絡については、別の方法の検討が必要であると思います。

この要支援者名簿の中には、様々な状況の方がおられるかと思いますが、介護福祉サービスを受けておられる方などは、ケアマネジャーなどの関係者が利用者の情報を把握していることと思います。特に、体の状態が悪い方や高齢者で独り暮らしの方などには、市と関係者が連携しながら、市内の介護福祉施設に連絡し、空きベッドがあれば施設に避難をさせると聞きました。そこで3つ目です。現在のコロナ禍にあって、介護福祉施設が感染症対策のため面会等を制限している中での突然の受け入れというのは可能であるのか。今回の豪雨で介護福祉施設に避難された方はいるのか。

続けて4つ目です。避難行動要支援者名簿には、どのような情報が登録されているのか。登録の範囲はどうか。現在何名登録されているか。また、名簿の更新はどれぐらいの頻度で行っているか。

以上、2回目4点質問しました。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の質問にお答えいたします。

4点ございました。

まず1点目が、白浜団地の浸水、これについて、浸水地域であったと認識をしていると思うけれども、どのような対策を講じていたのかという御質問ですが、今回の白浜団地周辺で発生しました浸水については、線状降水帯による想定外の雨量が原因で、各水路で水があふれ、浸水に至ったと考えております。

また、豪雨時に白浜雨水ポンプ場は、正常に機能し、強制排水を行ってございましたけれども、ポンプの排水能力を上回る雨量であったことも要因の1つと考えております。

白浜雨水ポンプ場は、浸水対策として、昭和54年度に建設をしておりますが、その後、今回の7月豪雨まで大きな浸水は起こっておりませんでした。この周辺地域からはもともと雨水が集まりやすい地性であることから、道路冠水などがポンプ場建設後も発生していたことは確認しております。そのため、これまでポンプ場及び水路の整備更新を行ってまいりましたけれども、今後改めて検証を行い、浸水被害の軽減を図る整備計画を進めていきたいと考えています。

2点目のハザードマップの見直しが必要と思うがどうかという御質問ですが、現在のハザードマップ上では、今回の災害で浸水した白浜団地付近のように浸水想定区域には指定されていないところもあり、浸水した地域の調査、熊本県との協議が終了次第、ハザードマップの見直しを行っていききたいと考えています。

3点目のコロナ禍の中での福祉施設への避難は可能か、また避難された方はいたかという御質問です。

避難所での生活が困難と思われる高齢者が介護保険施設や養護老人ホーム施設への緊急短期入所として避難するに当たりましては、感染防止対策としてあらかじめ本人の体調の確認等の聞き取りが行われており、施設の判断で利用は可能と伺っています。

なお、7月豪雨災害において、9人の高齢者の方が緊急短期入所として避難をされたと聞いています。

4点目の避難行動要支援者の名簿、この情報の登録がされているのか、またその範囲はどのぐらいか。その更新はどの程度の頻度で行っているのかとの御質問ですが、避難行動要支援者に関する情報としましては、水俣市地域防災計画の避難行動要支援者対策計画により、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所または居所、電話番号、その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他を記載するものと定めております。

同じく、この計画によって、登録の範囲については、要介護認定3から5を受けている者、身体障害者手帳1、2級、総合等の第1種を所持する身体障害者、心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く。療育手帳Aを所持する知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級を所持する者で単身世帯の者、市の生活支援を受けている難病患者、上記以外で市が支援の必要を認めたと定めています。

この定められた範囲の方々、1,186人の名簿を登録し、そのうち避難支援等、関係者への名簿情報の提供を同意されているの方々266人に対して避難情報等の提供を行っています。

また、登録された名簿の変更については、住所、住民の転入、転出、出生、死亡、介護認定、身体障害者手帳等の登録の際の更新、最新の状態を保つようにしています。

また、避難所支援等の関係者への名簿情報の提供を同意された方につきましては、日ごろの声かけ、見守り活動等に活用していくため、より細やかな情報をまとめた個別計画、避難時、避難行動要支援者避難支援計画を作成していくこととしています。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

白浜団地付近の皆さんからは、ポンプ場はちゃんと動いていたのかとの心配の声もありました。答弁では、水路の整備なども行っていたが、今回はポンプ場の排水処理能力を上回る雨量であった。あの地域の特徴でもあるとのことでしたが、そうであれば、今後もし今回ほどの降水があった場合は、あの地域の方々は浸水ありきで生活をしなければならないという印象を受けました。そういった環境の中での生活は大変不安を感じると思いますので、白浜団地付近の治水に関しましては、今後可能な限り最大級の対策と整備、実施の検討が必要だと思えます。

次に、介護福祉施設への避難についてですが、関係者との連携がしっかりとれていた。そして感染対策についても想定準備もできていて、今回は9名の方が避難されたという対応は、とても評価できると思えました。

ただ、それぞれのケアマネジャーが受け持つ利用者の数には個人差がありますので、助け合いながら継続してほしいと思えます。

次に、要支援者名簿にですが、身体的な変化が起きやすい高齢者が多いようです。体の状態の変化によっては支援の仕方も変わってきます。現在1,186人もの方が登録されていますが、名簿の更新はその都度、随時という答弁でしたので、これは今後も漏れなくやっていただきたいと思えます。

この名簿について、1つ目の質問です。登録範囲の中の市が支援の必要を認めた者という条件は、何か。

次ですが、今回の豪雨で連絡はなかったとの声もちらほらお聞きします。支援が必要な方に確実に連絡が行き渡るよう細かく設定しておく必要もあると思えます。また、要支援者名簿とは別に対象者それぞれの個別計画があるとお聞きしまして、安心したところですが、ただ、個別計画には名簿よりもより詳しい情報が記載されているようですが、これが完成していなければ、誰かには使えるが、誰かには使えないといった状況も考えられます。

2つ目の質問です。この個別計画は、ひな行動要支援者名簿に登録されている全ての方の計画はされているのか、されていないのであれば、その理由は何か。

次に、今回、全壊や半壊の被害はなかったけれども、浸水により家財道具や生活用品などがだめになった方、さらに精神的なショックを受けた方も少なくありません。そこで、3つ目の質問

ですが、被害が確認できる世帯、もしくは被害を受けた地域限定で水俣市独自に見舞金として幾らかの一律給付は考えていないのか。

以上になります。先日の台風10号の際、皆さんが自宅の窓ガラスに養生テープを貼ったり、屋根を補強したりと、対策をしていた中、避難所であるもやい館のガラス窓には、何の対策もされていませんでした。避難所が安心、安全な場所であるために、避難所の点検や対策なども今後徹底していただき、ハザードマップの更新や誰一人取り残さない避難の在り方、関係者、関係各所との連携の在り方なども含め、今後も一層の本市の防災、減災に努めていただきたいと思います。

以上、3回目、3つ質問して、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の質問にお答えします。

3点ございまして、まず1点目の名簿登録の範囲に市が支援の必要を認めた者とあるけれども、その条件は何かということです。

名簿登録の範囲の市が支援の必要を認めた者とは、市の生活支援を受けていない難病患者の方や、登録の範囲には該当しないが、避難支援を自主的に希望する方等が該当いたします。

2点目の個別計画、これが作成されているのか、完了しているのかどうか。してないのであれば、その理由は何かということですけれども、個別計画につきましては、内閣府の指針によりまして、避難行動要支援者名簿に登録されている全ての方に作成することが適切であるとされています。しかしながら、現在のところ全ての方が個別計画が作成されているという状況ではありません。その理由としましては、計画書を作成するためには、治療中の病名やその治療の内容、障害名や障害の内容、必要な支援、支援者の名前や連絡先などの詳細な個人情報を聞き取るために、承諾を得ることや納得してもらうこと、その他の情報収集が必要であります。それらに対して、時間を要しているということなどが考えられます。

しかしながら、少しずつでも計画の情報を充実させる努力を継続していかなければならないと考えております。

3番目の見舞金として、今回の被害において一律に給付は考えてないかという御質問ですけれども、水俣市としましては、見舞金として幾らかの一律給付は考えてないかということです。これについてですけれども、災害においての見舞金の一律給付は、今までも行っておりませんので、今回の被害においても見舞金の一律給付は考えておりません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、本市の山間地に計画予定の風力発電について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

(産業建設部長 城山浩和君登壇)

○産業建設部長(城山浩和君) 次に、本市の山間地に計画予定の風力発電について、順次お答えします。

まず、風力発電会社の3社が参入の予定と聞くが、その内容についてどのように聞いているか、との御質問にお答えします。

本市が伺っている各社の計画内容については、次のとおりです。まず、1件目は、事業名、仮称、大関山風力発電事業として、大関山付近で最大発電出力6万3,000キロワット、風力発電機数最大15基程度の事業を計画されています。事業主体は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社になります。2件目は、事業名、仮称、肥薩ウインドファームとして、矢筈岳及び鬼岳付近で最大発電出力12万9,000キロワット、風力発電機数最大30基の事業を計画されています。事業主体は、電源開発株式会社になります。3件目は、事業名、仮称、出水水俣ウインドファーム事業として、同じく矢筈岳付近で最大発電出力6万8,400キロワット程度、風力発電機数19基の事業を計画されています。事業主体は、日本風力サービス株式会社になります。

次に、環境影響評価法に沿っての今後の計画はどのようになっているかとの御質問についてお答えします。

風力発電事業で発電出力1万キロワット以上の事業は、環境影響評価法の第1種事業に該当しますので、3社とも環境影響評価法、いわゆる環境アセスメント制度に従い手続を実施する必要があります。環境影響評価法の手続は、4つの段階があり、第1段階が計画段階環境配慮書の作成、第2段階が環境影響評価方法書の作成、第3段階が環境影響評価準備書の作成、第4段階が環境影響評価書の完成となっており、この期間はおおむね3年から4年と思われます。

まず、第1段階である計画段階環境配慮書とは、事業の計画段階における環境に配慮すべき事項を検討し、まとめたもので、現在3社ともこの段階です。配慮書の手続は、まず、公告と縦覧による国民からの意見書の聴取、次に、関係市町村長から都道府県知事への意見書提出、関係都道府県知事から主務大臣、風力発電事業の場合は、電気事業法の関連で、経済産業大臣が主務大臣となりますので経済産業大臣への意見書提出、そして環境大臣からの経済産業大臣への意見書提出、最後に、経済産業大臣の意見書公表で配慮書の手続が終了いたします。

事業者は配慮書段階での各意見を踏まえ第2段階である環境影響評価方法書に反映させることとなります。方法書とは、事業による環境影響を明らかにするために、どのような方法で環境調査を行うかを検討しまとめた図書でございます。手続の流れ自体は配慮書と同じですが、事業者は、各意見により方法書の調査内容を修正し調査を実施いたします。方法書は配慮書の手続終了後、おおむね3か月程度で公表されると思われ、早ければ年内、遅くとも年明けには3社とも方法書の縦覧を開始するものと思われま。

方法書の手続終了後、第3段階である環境影響評価準備書に移行します。準備書とは、方法書に従い調査を実施した結果の集積であり、この事業が周辺環境に対し、どのような影響を与えるか、その影響に対し、どのような環境保全措置を行うか、そして環境保全措置を行った結果の環境影響予測を評価した図書となりますので、ここが最も重要な段階となります。事業者は準備書の作成のために現地調査を実施しますので、方法書の手続終了から準備書の公表までは、1年半から2年程度の期間を要すると思われまます。準備書の公表後の手続の流れは、配慮書・方法書とおおむね同じですが、各意見により準備書を修正し完成したものが、第4段階である環境影響評価書となります。

次に、風力発電計画によって、山間部の土砂災害、河川の汚濁、加えて風力発電の低周波による健康被害なども懸念されるが、市としての見解はいかがかとの御質問にお答えします。

水俣市におきましては、これまで大規模太陽光発電施設、いわゆるメガソーラーの建設により、近隣地への土砂の流出、河川の汚濁などの事案が発生しております。そのため、平成30年に市独自の水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインを策定いたしました。このガイドラインでは、発電事業を行う事業者に対して、災害の防止、良好な景観の保全及び生活環境の保全に対し、十分な配慮と対策を行うことを促し、また、事業計画作成の初期段階から、関係する地域とのコミュニケーションを図り、地域住民に十分配慮した事業計画を作成することを求めています。風力発電においても、今回計画されている地域が山間地であり、伐採や造成を伴うことから、メガソーラーの建設と同様に、様々な事案が発生することは、十分に懸念されるものと考えております。また、低周波による健康被害については、環境省の見解としては、超低周波音と健康影響についての明らかな関連を示す知見は確認できないものとされております。しかしながら、不安に感じていらっしゃる住民の方もいらっしゃるかと存じますので、これらのことを踏まえ、水俣市としましては、風力発電を計画している事業者に対し、法令に基づく環境アセスメントに加え、水俣市のガイドラインにもものつとり、地域住民への早い段階での十分な計画内容の説明や必要な調査の実施など、対応を求めてまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 2回目の質問に入ります。

この計画は、民間事業者の計画ですが、水俣市に関わる事業ですので、住民の生活、自然環境を含め考えていかなければならない問題だと感じています。

本市に風力発電の計画があるということを知らない方もおられるようでしたので、1つこの質問をきっかけに知っていただければと思います。

答弁では、3社の風力発電の予定場所は鬼岳周辺と大関山、矢筈岳周辺で、合わせて64基もの風力発電機が設置されるという大規模な風力発電計画だと感じています。環境影響評価法では、

現在配慮書まで終了しており、全ての手続が終了するまでに3から4年ほどかかるとの見解でした。

また、市としては独自のガイドラインにのっとりながら、今後業者側からの意見を聞き、調査を進める。そして、地域住民にも計画内容の説明を行うとの答弁でした。

この風力発電ですが、10年ほど前にも本市に同様の計画が上がったそうで、そのときには、その計画は中止になったとお聞きしていますが、これに関連して、10年ほど前に本市で風力発電計画が断念された理由は何か、これが1つ目の質問です。

この風力発電ですが、様々な資料にて調べてみました。まず、今回の計画で設置予定の風力発電機1基の大きさですが、高さ150メートル、プロペラの大きさ直径130メートルという大型のものです。高さ150メートルは40階建てのビルに相当します。これほどの大型のものですので、大規模な掘削、伐採、造成をしなければなりません。また、大型部品を運ぶために専用の作業道路もつくらなければ運べないようです。山を造成するので、豪雨や台風などが起こった場合、土砂災害を起こす引き金になる可能性があります。そして、水ですが、この計画地は水俣川本流、久木野川、湯出川の上流に当たるので、工事後、これまでどおりのきれいな水が流れるのか、調査する必要があります。この発電機が発電するためには、風速12から25メートルの強い風のときのみらしく、この風速12メートル以上の風というのは、人でいえば立ってられないほどで、ビニールハウスが壊れるほどの強さだそうです。まず、建設予定地の上空にこの限定された風が常に吹き、常に発電することが可能であるのかも調査する必要があると思います。

また、風速25メートル以上の風だと、自動停止するようです。水俣市には、台風がよく通ります。停止したプロペラに台風が直撃すると、プロペラが折れることもあるとのことで、過去には鳥取県、京都府、愛知県などで折れた事例もあり、最近では台風10号により鹿児島県南さつま市の風力発電機のプロペラが落下しました。落下したプロペラの撤去作業は、その大きさと45トン以上の重さから、費用対効果を考え、そのまま放置することもあるそうです。

あと、騒音被害ですが、発電機から半径1から2キロ程度の範囲に及ぶとの見解があります。これを考えますと、湯出では、湯出光明童園、湯出小学校、石坂川ではビハーラまどか、葛渡では、緑東中学校、葛渡小学校、久木野では、久木野小学校、くぎのの里などといった施設や、この地区の住民、職員は、影響を受ける可能性があると考えられます。

考えられるデメリットばかりを紹介しましたが、メリットとしましては、好条件の風が吹いたときに発電ができる。取付け場所の地主には、借地料が入ることのようです。

2つ目の質問に入ります。

風力発電は安定していないという事例を多く聞くが、この風力発電を有効な再生可能エネルギーと思われるか、これが2つ目です。

また、次に3つ目です。建設予定地付近には、お茶や畜産などで生計を立てておられる方がおります。建設によって、水や土壌に影響が出てしまった場合、健康被害以外にも生活そのものに影響が出ることも考えられます。そして、騒音や低周波の影響で鳥獣被害も懸念されており、周辺地域のお茶農家や畜産農家などの第一次産業への影響をどう考えるのか、これが3つ目です。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目です。10年前の風力発電建設が断念された理由は何かということですが、平成20年に鬼岳、石飛地区に計画されました風力発電建設につきましては、計画地の近隣にクマタカの営巣地が確認され、生態に影響を与えることが懸念されましたことから、事業者としては、その解決策として、風車自体の位置変更や風車の基数を減らすなどを検討されたものの、事業として採算が取れなくなりましたので、平成21年11月、事業の断念に至ったものでございます。

2つ目の質問でございますが、風力発電は安定していないと、そういう事例を多く聞くが、この風力発電を有効な再生可能エネルギーと思われるかとの御質問でございました。

温室効果ガス排出量の削減に資するエネルギーの1つとして、風力発電も有効な再生可能エネルギーだと認識しております。

3つ目でございますが、騒音や低周波の影響で、鳥獣被害等も懸念されており、お茶農家や畜産農家などの第一次産業への影響をどう考えるかという御質問でございました。

騒音につきましては、基準が定められておりますが、低周波の影響については、先ほどの答弁で述べましたとおり、環境省の見解によれば、明らかな関連を示す知見は確認されておりませんが、今後の環境アセスメントの進展に伴い、注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 10年前の計画は、クマタカの生息が確認され、生態系に影響を及ぼす可能性があるから断念したということで、生態系への配慮として、正しい判断であったかなと思います。ちなみに現在もクマタカの生息は確認されているようです。

また、風力発電は再生可能エネルギーそのものとしては、有効かもしれません。しかし、プロペラを動かすには、バックアップ電力という別の電力が必要ということです。好条件な立地のみには有効でないかと考えますと、本市でなくとも好条件が整った場所があるのではないかと思います。

低周波については、観光省の見解では明らかな知見はないということですが、実際に建設された他県などにも広い調査が必要なのではないかと思っております。

3回目の質問に入ります。

本市は、環境モデル都市に認定されており、今年、SDGs未来都市にも選定されています。どちらにも環境というテーマがありますが、本市が環境モデル都市であることの責務、そして今回SDGs未来都市に選定されたことを踏まえ、今後の本市における再生可能エネルギーとの共存、そして自然環境保全について、市長はどのような将来像を描いているか。

次に、去年の12月の一般質問の答弁で、市長は、水俣市民の皆様は共に暮らし、喜びを分かち合う家族であり、共に未来をつくる大切な仲間とおっしゃいましたが、この市長にとって、家族であり、大切な仲間である水俣市民の中には、この計画に不安を抱えている方がいること、そして、健康被害が懸念されている今回の風力発電計画をどのように捉えているか。

最後に2点質問しまして、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の質問にお答えします。

まず1点目の環境モデル都市としての責務、SDGsの未来都市を認定されたことについて、この自然環境の保全や将来像をどう描いているかということですが、本市におきましては、本年7月にSDGs未来都市に選定されるなど、SDGsの取り組みを推進しております。その中で、再生可能エネルギーを中心とした電源の主施設への電力供給実証実験の結果を踏まえまして、導入可能な施設に対して、現在再生可能エネルギーを中心としたエネルギーを導入しているところ です。

今後もSDGsの考え方に基きまして、様々な視点を持って、温室効果ガス排出量の削減に努めつつ、景観、自然環境、生態系、生活環境に十分な配慮を行い、持続可能な地域づくりの達成とみんなが幸せを感じ、笑顔あふれる元気なまちづくりの実現に取り組んでいきたいと考えています。

2点目の市長にとって、家族であり、大切な仲間である水俣市民に健康被害が出る可能性があるが、今回の風力発電計画をどのように捉えているかということですが、今回の風力発電計画は、あくまでも民間事業者による計画であり、先ほど産業建設部長が答弁いたしましたとおり、環境省の見解では、低周波と健康被害の明らかな関連を示す知見は確認されていないとされているものの、水俣の市民の皆さんが不安に感じていることに関しては、必要な調査、丁寧な説明を事業者に向けてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で杉迫一樹議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明17日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。
本日はこれで散会します。

午前11時54分 散会

令和2年9月17日

令和2年9月第5回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問

令和2年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和2年9月17日（木曜日）

午前9時30分 開議

午前11時50分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀧 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（坂 本 禎 一 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
主 事（岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（一期崎 充 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	上下水道局長（岩 井 昭 洋 君）
総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）	総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）
教育総務課長（赤 司 和 弘 君）	

○議事日程 第4号

令和2年9月17日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 平岡 朱君 | 1 7月豪雨を踏まえた市内の雨水対策について
2 気候変動問題に対する本市の取り組みについて
3 高齢者施設・事業所の利用者、職員等に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について
4 サン・エレクトロニクス(株)及びチッソ(株)、JNC(株)の状況について |
| 2 牧下 恭之君 | 1 死亡手続等を簡略化する「おくやみコーナー」の設置について
2 自転車保険加入促進について
3 認知症施策について |
| 3 淵上 茂樹君 | 1 新型コロナウイルス感染症対策における本市の経済状況と対応について
2 7月豪雨後の具体的な対応について
3 下水道事業と合併処理浄化槽事業における現状と対策について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長(岩阪雅文君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(岩阪雅文君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、赤司教育総務課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長(岩阪雅文君) 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人40分となっておりますので、そのように御承知願います。
初めに平岡朱議員に許します。

(平岡朱君登壇)

○平岡 朱君 皆さん、おはようございます。日本共産党の平岡朱です。今回は、会派を代表して質問いたします。

昨日誕生した新しい首相が強調しているのは、自助・共助・公助。なぜか、公助が最後。政治は、私たちの暮らしに直結しています。今、コロナ禍の中、自然災害が相次ぐ中、多くの皆さんが様々な不安を抱えています。

こういうときだからこそ、政治の果たす役割が重要なのではないのでしょうか。市民に寄り添った政治を行うことを改めて決意し、以下質問に入ります。

大項目1、7月豪雨を踏まえた市内の雨水対策について。

①、7月豪雨での陣内地区での被害はどのような状況であったか。

②、西回り自動車道水俣インターチェンジは、どの程度の雨量を想定して、いつ設計されたのか。また、7月豪雨は想定した雨量と比較してどうだったか。

大項目2、気候変動問題に対する本市の取り組みについて。

①、環境モデル都市アクションプランにおいて、温室効果ガスの削減目標はどうなっているか。それは達成できる見込みか。

②、昨年の9月議会で、再生可能エネルギーを受け取る枠組みとして新電力会社設立についての検討を行った上、市が保有する全ての施設で再生可能エネルギーの導入を目標とし、SDGsの推進につなげたいと答弁された。その後の取組状況はいかがか。

大項目3、高齢者施設・事業所の利用者、職員等に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について。

①、入所施設で利用者、職員双方に複数のコロナ感染者が出た場合、保健所の指示に従うとなっている。保健所からはどのような指示があるのか。通所施設、訪問事業所の場合はどうか。

②、水俣市内の各高齢者施設の利用状況について、最新の情報を市はどのように把握しているか。

③、職員が感染し、業務に支障が出た場合に公的な応援体制、あるいは事業者相互支援の仕組みはあるか。

④、市内の高齢者施設・事業所に勤務する人は何名か。希望者全員に定期的にPCR検査をする考えはないか。

大項目4、サン・エレクトロニクス株式会社及びチッソ株式会社、JNC株式会社の状況について。

①、サン・エレクトロニクス株式会社は、令和2年3月31日に会社を解散するとの発表があった後、9月までの製造を延長するとの報道があった。その後、市としてどのような情報を得ているか。

②、従業員114人の再就職の状況はどうなっているか。

③、5月27日に関係省庁は、チッソに対し2019年度決算を踏まえた要請を行っている。要請内容を把握しているか。また、把握しているのであれば、その内容はどのようなものか。

④、この前後からJNC株式会社から退職者が出ていていると聞かすが、市として真偽を確認し、今後水俣での事業継続が安定的に行われるよう要請すべきと思うがいかがか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 平岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、7月豪雨を踏まえた市内の雨水対策については産業建設部長から、気候変動問題に対する本市の取り組みについては総務企画部長から、高齢者施設・事業所の利用者、職員等に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応については福祉環境部長から、サン・エレクトロニクス株式会社及びチッソ株式会社、JNC株式会社の状況については私から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 7月豪雨を踏まえた市内の雨水対策について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 初めに、7月豪雨を踏まえた市内の雨水対策について、順次お答えします。

まず、7月豪雨での陣内地区での被害はどのような状況であったかとの御質問にお答えします。

7月豪雨による陣内地区の被害は、住家の床上浸水が3棟、床下浸水が17棟になっております。

次に、西回り自動車道水俣インターチェンジはどの程度の雨量を想定して、いつ設計されたのか。また、7月豪雨は想定した雨量と比較してどうだったかとの御質問にお答えします。

西回り自動車道は、一般国道3号の自動車専用道路として国が整備を行ってきました。道路ができることにより、周辺環境が変わることから、国と本市で計画の段階から交差する道路、河川、水路の付け替え、雨水排水計画、文化財調査など、いろいろな協議を行ってきました。水俣インターチェンジ付近の雨水排水計画に関する協議は、記録によると、平成21年から行われており、

内容としては、水俣インターができる以前の集水区域を変えないこととして、水俣インターができた後の排水先の河川、水路の断面の検討を行っております。

検討の結果、水俣インター付近の雨水はほとんどが初野川に流れるよう計画し、陣内地区にはインター建設前と状況が変わらない計画としております。

この計画に沿って設計を進められており、国土交通省に確認したところ、平成22年の国土交通省九州地方整備局土木工事設計要領の基準を使用し、時間当たり130ミリメートル程度の雨量を想定しているとのことでした。

また、7月豪雨については、直近の南福寺の気象庁の雨量計では、7月3日から7月4日の2日間での時間最大雨量は81ミリメートルを記録しております。インター付近の雨量計ではありませんので、参考ではありますが、設計の時間当たり最大雨量は超えておりません。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 今、答弁ではインター付近の雨水のほとんどは初野川に流れるとのことでした。担当者に尋ねたところ、水俣インター付近の雨水は、水俣市内のそれぞれの雨水幹線につながるとのことです。大まかな表現ですが、初野方面、大迫方面、陣内方面への流れです。陣内地区への直接的な影響は少ないにせよ、7月豪雨で被害が出たことも確かです。インター付近の雨量計がないのであれば、設定してある雨量との比較はできません。陣内地区にはボックスカルバートと呼ばれるコンクリート製の箱型の水路が地中に埋設されている地域があります。7月4日は、幅5、6メートル、深さ50センチから60センチの水量が道路上を流れて、まるで道路が川のようになっていたと何人もの方がおっしゃっていました。インターの開通に伴い、これまで山に含まれていた水がそのまま流れてきて下流域の水量が増えているのではないかと心配される住民が少なくありません。

また、温暖化が進むと、平均気温が1度上がるのに伴って、大気に含まれる水蒸気量が7%増え、降雨量も増加すると予想されています。今後雨量が増せば、現在の計画どおりでの排水が行えるとは限りません。

そこで、2点質問です。1点目に、そもそもインターチェンジの開通に伴う開発では、雨水を一時的にためておくための調整池の設置の必要はないのか。

2点目に、水俣インター付近の雨水対策について、この間の、またこの先の降雨量の変化を考慮し、国交省との協議を再度行うことは可能でしょうか。以上、2点お尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、インターチェンジの開発において、雨水をためておくための調整池の設置必要はないのかという御質問です。

国道等の道路は、都市計画法に規定する開発行為は必要としないので、調整池の設置も必要ありません。

国土交通省に確認したところ、現在の初野川に排水する方法が最善であるとの結論に至り、その方針で計画を進めてきたということです。

2つ目の御質問ですけれども、水俣インターチェンジの雨水対策について、この間、またこの先の降雨量の変化を考慮して国交省との協議を再度行うことは可能かという御質問でございました。

国土交通省に確認いたしましたところ、実施設計は常に最新の基準を基に行うこととしているとした上で、一旦供用開始した路線について、基準や指針が変わったからといって、それに合わせた改修は行っていないとのことでもございました。要望をお伝えすることは可能です。しかし、維持補修的な要望は対応できるかもしれませんが、全面的な改修は困難と思われると思います。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 下流域の住民は雨が降るたびに大きな不安を募らせているわけです。国交省の方には、ぜひ要望をお伝えいただきたいと思います。

また、気象庁の観測では、直近30年間の大雨の年間発生日数は統計開始後の1901年からの30年間と比べ、約1.7倍になっているといます。先日の台風10号でも見られたように、気候変動により、災害リスクはさらに高まっているところです。

最後に1点質問いたします。今後、市の雨水対策としてできることはどのようなことがあるか、このことをお尋ねして質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 平岡議員の3回目の御質問にお答えいたします。

直近30年の大雨では、以前の30年と比べて1.7倍にリスクが増加していると。今後、雨水対策としてできることはどのようなことがあるかということですが、想定外の大雨が至るところで起こり得る現在、取り組んでいる雨水対策として、雨水ポンプ場と水路の整備がございます。また、雨水施設の整備は多額の事業費と時間を要しますので、限られた予算の中で雨水対策を進めていくためには、浸水実績のある地域ごとの要因分析、課題整理を行い、整備優先順位を決めまして、効率的に浸水被害の軽減を図りたいと考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、気候変動問題に対する本市の取り組みについて答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、気候変動問題に対する本市の取り組みについて、順次お答えします。

まず、環境モデル都市アクションプランにおいて、温室効果ガスの削減目標はどうか。それは達成できる見込みかとの御質問にお答えします。

本市は、2008年、平成20年に環境モデル都市として国の選定を受け、温室効果ガス排出量の削減を目的として策定いたしました水俣市環境モデル都市行動計画、いわゆるアクションプランにおいて、基準年度である2005年度、平成17年度と比較し、2020年度、令和2年度は32%、2050年度、令和32年度は50%という削減目標を掲げております。

直近の温室効果ガス排出量のデータでは、基準年度である2005年度、平成17年度の温室効果ガス排出量約17.6万トンに対し、基準年度と同じ排出係数を用いて推計しました2017年度、平成29年度の排出量は約11.7万トンであり、約34%の削減を達成しております。本市としましては、今後も様々な分野において、温室効果ガス排出量の削減を推進していく予定であり、アクションプランに掲げる削減目標は十分達成できるものと見込んでおります。

次に、昨年の9月議会で、再生可能エネルギーを受け取る枠組みとして新電力会社設立について検討を行った上、市が保有する全ての施設で再生可能エネルギーの導入を目標とし、SDGsの推進につなげたいと答弁された。その後の取り組み状況はいかがかとの御質問にお答えいたします。

まず、新電力会社につきまして、本市としては、設立のためのスケジュールや必要な手続について小売電気事業者と協議を行った結果、電力会社の切替えによる市有施設への再生可能エネルギーの導入を優先して進めていくこととし、現時点では、新電力会社設立については考えておりません。

次に、市有施設における再生可能エネルギー導入への取り組み状況につきましては、市有施設44か所について、平成30年12月から令和2年6月にかけて、再生可能エネルギーを中心とした電力の導入可能性の調査を行いました。この結果を踏まえ、市役所仮庁舎に加え、令和2年8月から、条件が整った図書館、公民館本館、学校給食センター、水俣第一小学校、水東小学校、葛渡小学校、久木野小学校、袋中学校及び緑東中学校の9施設に再生可能エネルギーを中心とした電力の導入を既に行ったところです。

さらに10月からは湯出小学校、水俣第一中学校、水俣第二中学校、水俣第二小学校及び袋小学校の5施設への導入を開始いたします。これにより、消費電力に起因する温室効果ガス排出量の削減効果として導入を検討している施設全体の約7%、約219トンを見込んでいるところです。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 近年、温暖化が要因とされる気候変動により、気象災害のリスクが一層高まっています。災害への備えとともに、温暖化の影響を抑える取り組みも急務です。そして、答弁では水俣市はアクションプランに掲げる削減目標は十分達成できる見込みとのことでした。

そこでまず1点お尋ねします。市が保有する全ての施設で再生可能エネルギーを導入するという目標を達成した後、その先の具体的な取り組みについては検討されているのか。もしあれば、その取り組み内容はどのようなものかお尋ねします。これが1点目です。

また、国は2050年に2013年比で温室効果ガス排出量を80%削減するという目標を掲げています。全国的にも152の自治体でこのような宣言がなされています。熊本県も含まれています。こうした全国的な取り組みに比べて、環境モデル都市を標榜する水俣市としては、削減目標が低いように思います。そこで2点目に、水俣市の温室効果ガスの削減目標をもっと高い目標に見直すおつもりはないのか。以上、2点お尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 平岡議員の2回目の質問にお答えします。

1つ目の、市が保有する全ての施設で再エネ導入するという目標を達成した後、その先の具体的な取り組み、これについて検討しているか、また取り組み内容はどのようなものか、これにつきましては、実証試験を経て、電力切替への対象とした全ての施設に対して、再エネ導入を検討しておりました。この導入に当たりましては、電気料金の低減、CO₂排出量の低減、供給安定性と地産地消の条件を勘案しているところでございます。

長期契約を結んでいる総合医療センターや、深夜電力を活用しているポンプ場など、市有施設の中には、これらの導入条件に合わない施設があり、導入を見送っている箇所もございしますが、今後も可能性があるところについては検討を続けてまいります。その後の取り組みにつきましては、現時点では検討しておりません。

2点目の環境モデル都市を標榜する水俣市として、削減目標を高い目標に見直すつもりはないかとの御質問につきましては、本市は温室効果ガス排出量削減の取り組みとして、公共施設への太陽光発電システムの導入をはじめ、住宅への環境に配慮した設備等の導入支援や、家庭版環境ISOの普及、みなくるバスなどの公共交通の利用促進等に取り組んでまいりました。

削減目標につきましては、これまでの環境モデル都市の取り組みに加え、SDGs未来都市の視点を取り入れた施策を展開することにより、当初の目標を超えた数値を上乗せできるよう取り組みを進めてまいります。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 今、各地で気候非常事態宣言というのが行われています。国内でも、37の自治体や議会で宣言を行っています。

最後に2点、期待を込めて質問いたします。

まず1点目に、気候変動の取り組みについて、市長のビジョンをお聞かせください。そして2点目に、環境モデル都市、またSDGs未来都市に選定された自治体として、水俣市においても、

この気候非常事態宣言を行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。以上、2点お聞きしまして、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、気候変動についての私のビジョンということでお尋ねですが、気候変動につきましては、その一因であります温室効果ガスの排出量の削減に向けまして、先ほど総務企画部長が答弁をいたしましたとおり、これまでの環境モデル都市の取り組みに加え、SDGs未来都市の視点を入れた施策を今後も進めてまいりたいと考えています。

それから、気候非常事態宣言を発してはどうかという御質問ですが、気候非常事態宣言を宣言されている自治体があることは承知をしておりますけれども、現時点において、本市における宣言は考えておりません。

SDGs未来都市及び環境モデル都市として、計画をしている施策を持続可能な社会の実現に向け、今後も着実に進んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、高齢者施設・事業所の利用者、職員等に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について答弁を求めます。

一期崎福祉環境部長。

（福祉環境部長 一期崎充君登壇）

○福祉環境部長（一期崎 充君） 次に、高齢者施設・事業所の利用者、職員等に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について、順次お答えします。

まず、入所施設で利用者、職員双方に複数のコロナ感染者が出た場合、保健所の指示に従うとなっている。保健所からはどのような指示があるのか。通所施設、訪問事業所の場合はどうか、との御質問にお答えします。

水俣保健所に確認しましたところ、入所施設で利用者、職員双方に複数のコロナ感染者が出た場合、保健所は入所系施設をはじめ、通所施設、訪問事業所などの在宅サービス施設ともに、施設の消毒の実施についての指導・助言を行うほか、感染が確認された人についての濃厚接触者のリスト作成について協力をお願いするとのことでした。そのほかのことにつきましては、各施設の状況等により、施設と相談しながら指示を行っていくことになるかと伺っております。

次に、水俣市内の各高齢者施設の利用状況について、最新の情報を市はどのように把握しているかとの御質問にお答えします。

水俣市内の高齢者施設の利用状況について、市が管轄する地域密着型の入所施設の利用状況については把握しておりますが、それ以外の入所施設及び在宅サービスの利用状況等につきましては、把握しておりません。

次に、職員が感染し、業務に支障が出た場合に公的な応援体制あるいは事業者相互支援の仕組みはあるかとの御質問にお答えします。

介護施設の職員が感染し、業務に支障が出た場合等の応援・支援体制につきましては、個々の事業者同士の相互支援の仕組みはありませんが、公的な応援体制について、厚生労働省発出の事務連絡で、都道府県において感染者が発生した場合に備え、介護保険施設等の関係団体と連携・調整し、応援体制の構築等、人材確保策を講じることとされております。現在、熊本県におきましては、応援派遣可能な職員を事前に登録する人材バンクの整備が進められているところです。

次に、市内の高齢者施設・事業所に勤務する人は何名か。希望者全員に定期的にPCR検査をする考えはないかとの御質問にお答えします。

市内の高齢者施設・事業所に勤務する人は約960人です。希望者全員に定期的にPCR検査をする考えはないかとのことにつきましては、新型コロナの収束が見通せない現状において、定期的に検査を続けていくことは、必要となる費用の総額も見通せず、財政的にも厳しい本市の状況においては困難であると考えております。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 水俣市内の介護施設も一番不安なのが職員の不足だとおっしゃっています。県の人材バンクの登録もまばらで、機能するのは10月中旬以降になるそうです。

そこで2回目の質問ですが、つまるところ、今は自前のスタッフで踏ん張るか、自力で応援を探すしかないという理解をしてよいか、これが1点目です。

また、医療センターは今年度中にはPCR検査機器を導入し、検査体制を整える準備をしていると聞いています。介護職員960人全員とまではいかずとも、不安要素があり、検査を希望する職員に対し、市で検査ができれば大きな安心につながります。

そこで2点目の質問ですが、水俣市でもそういう仕組みをつくれないうか、また医療機関と検討していただくわけにはいかないか、以上、2点お伺いしまして質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

○福祉環境部長（一期崎 充君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えします。

現在、相互支援の仕組みがなく、自力で応援を探すしかないかという質問につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、熊本県において応援派遣可能な職員を事前に登録する人材バンクの整備が進められているところですし、一方では、各法人・施設において、万が一に備えた勤務体制や、法人内での職員の人員体制を検討していただいております、ほかの法人との相互応援といった人員確保策についても、各法人・施設間において検討いただくことが望ましいと思います。

次に、検査を市の負担でできないかということですが、先ほどの答弁でも申し上げまし

たとおり、検査の実施は困難であると考えております。

○議長（岩阪雅文君） 次に、サン・エレクトロニクス株式会社及びチッソ株式会社、JNC株式会社の状況について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、サン・エレクトロニクス株式会社及びチッソ株式会社、JNC株式会社の状況について、順次お答えします。

まず、サン・エレクトロニクス株式会社は、令和2年3月31日に会社を解散するとの発表があった後、9月までの製造を延長するとの報道があった。その後、市としてどのような情報を得ているかとの御質問にお答えします。

本市では、サン・エレクトロニクス株式会社とは適宜、情報交換を行っておりますが、議員の御質問にもありましたとおり、今年9月末での工場閉鎖に向け、準備を進めてこられ、製品の製造・出荷については、ほぼ終了のめどが立ったと伺っております。また、従業員の方々につきましても、大半の方々が9月末までに退職される予定と伺っております。

次に、従業員114人の再就職の状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

サン・エレクトロニクス株式会社にお聞きしましたところ、パート従業員も含めた114人の従業員のうち、9月末までに退職される方の総数は98人であり、残りの方は10月以降、しばらく残務整理等をされるとのこと。また、現在、従業員の方々の就職活動が佳境を迎えているとのことであり、9月2日時点で再就職が決まっている方の数は65人とのこと。なお、現在再就職が決まっている65人のうち、水俣市や八代市以南、出水市など、市内とその周辺地域に再就職される方の数は52人と伺っております。

次に、5月27日に関係省庁は、チッソに対し2019年度決算を踏まえた要請を行っている。要請内容を把握しているか。また、把握しているのであれば、その内容はどのようなものかとの御質問にお答えします。

要請内容につきましては、5月28日に環境省から水俣市に対して情報提供がっております。その内容としましては、まず、経常利益が目標としている53億円を上回るまでの間、現在実施している役員報酬の削減を継続すること。次に、経営に万全を期し、中長期的に安定した患者への補償支払等が実施できるよう、複数年にわたる業績改善、収益回復のための計画を速やかに策定すること。計画策定に当たっては、明確な達成目標を定め、経営責任が客観的に評価できるようにするとともに、一時的な業績改善にとどまらず、計画期間後の持続的経営を担保するものとする。また、水俣地域の経済・雇用等に最大限の配慮をすること。最後に、策定した計画の期間内に業績改善が達成できない場合には、さらなる厳格な経営責任を果たすこと。以上の要請を

されたと聞いております。

次に、この前後からJNC株式会社から退職者が出ていると聞かすが、市として真偽を確認し、今後、水俣での事業継続が安定的に行われるよう要請すべきと思うがいかがかとの御質問にお答えします。

議員の御質問にあります、JNC株式会社からの退職者が出ているという件につきましては、特段の把握は行っておりませんが、退職者については、従業員の方々のそれぞれの御都合等によるものであり、個々で事由が異なるものと考えておりますので、市がその真偽を確認し、そのことをもって同社に事業継続を要請するものではないと考えています。

一方で、JNC株式会社は本市の主要企業の1つであり、多くの雇用を生んできていただいておりますので、今後も引き続き、本市で事業継続が安定的に行われるよう、市としてできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 市長はこれまでサンエレ従業員の再就職支援に全力を挙げると何度も答弁されました。昨年の12月議会では、今働かされている従業員の方々のこれから先の生活をいかに確保していくか、そういったことを一生懸命行政としても取り組む、私自身としても取り組むことが私の役目だと述べられました。この間、サンエレの社員は本当に悩み、苦しまれています。嫌な思いもされています。

そこで2回目の質問をいたします。そのような社員の方と直接会って、御本人の希望や困り事など、お聞きする機会は持たれたのでしょうか。これが1点目です。

2点目に、5月27日に関係省庁がチッソに対して行った要請書には、紹介していただいたように厳しい注文がなっています。水俣地域の経済・雇用等に最大限の配慮をすることというのもその1つです。市長、改めてお伺いしますが、なぜ国はこのような注文をつけたとお思いでしょうか。2回目の質問は、以上2点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目の従業員の方と話をしたことがあるかということですが、市長という立場ではなくして、個人的に知り合いの方とかからのお話は伺っております。

2点目の、要請書の中に水俣地域の経済・雇用等に最大限の配慮を行うとあるが、なぜこのような注文が国から出されたと思うかとの御質問でございます。

この要請は、平成12年度以降におけますチッソ株式会社に対する支援措置に係る平成11年11月30日付文書に基づき、経営者責任の明確化と継続的な患者補償等の確実な実施をチッソ株式会社に要請したものと伺っておりますが、同様の趣旨は、水俣病特別措置法にもうたわれておりまし

て、国・県においては、その内容を踏まえ、要請に盛り込まれたものというふうと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 個別にお会いになられたケースもあるようですが、少なくとも私が聞いている限りでは、そのような場はなかったとのこと。市長は、サンエレの社員の再就職支援を公然と約束されました。期待した社員もおられたと思います。であるならば、希望に沿えるか沿えないかは別として、本人たちの意向を聞く機会はあるとよかったと思いますし、苦しい胸の内を聞いてほしかったと思います。この点については、非常に厳しい評価を耳にしております。そして、関係省庁が水俣の経済・雇用等に特段の配慮をと言ったのは、お答えのとおり、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法3条、9条、35条において、法律における救済の目的が、チッソが水俣地域で事業継続することにより、地域振興と雇用の確保に資するものでなければならぬとされているからです。サンエレ閉鎖があって、水俣市は今、危機に直面していると思います。

最後に2点お伺いします。JNCは、市民にとって最大の雇用の場です。そしてその雇用を維持することをチッソは法律によって求められています。環境省に伺いましたら、チッソには、なるべく早く業績改善計画を出すように言っているとのことでした。

まず1点目ですが、このタイミングでチッソに対し、ここ水俣での事業継続と雇用の確保を強く要請すべきでないでしょうか。

また、2点目に、水俣の危機的状況を真剣に国・県にも伝え、チッソが水俣において事業継続できるよう、さらに踏み込んだ支援を申し入れるお気持ちはないのか、この2点について市長の意向を伺って、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えします。その前に、先ほど私答弁しまして、個人的に意見は伺ったというふうにお答えいたしました。平岡議員のその後の御質問の中に、そういう機会を設けなかったことは非常に残念で厳しいと捉えているということですが、正確にその辺はお伝えいただきたいと思います。平岡議員の周りの方々がどのような評価をされているのか、私も存じませんが、私は私なりにサンエレの従業員の方々にお会いして話を聞いたということもございます。その内容もいろいろございます。今ここで申し上げるべきことではありませんけれども、そういうことを先ほど答弁で申し上げましたので、会って話もしてないというようなことは、ちょっと筋が違うんじゃないかというふうに、そこは訂正をさせていただきます。

それと、2点質問がございました。要請をするべきじゃないかということもでございますけれども、今後とも、そういった意味でJNC、チッソに対しても、様々な要望は行っていきたいと思いま

すし、2点目の国・県に対しても、そういった働きかけをするべきじゃないかということもございますけれども、地域経済の発展のためには、そういったこともしっかりやっていきたいというふうに思っております。

それと、この件は昨年度から様々な議員の方々に御質問いただいております。そういった中で、私も最大限の努力をして、あらゆる形で従業員の方々が再就職ができるようにいうことをやっておりますけれども、いろんな閉鎖をする状況がある中で、苦渋の決断をして、そういった閉鎖を考えられたということで伺っておって、じゃあ、その先の従業員の方々が少しでも不安が取り除けるようにということで、我々行政としてもやってきたつもりでございますけれども、その今までの赤字経営の体質を脱却できるかどうかということ等に関しましては、私は経営者でもないし、そういった専門家でもございません。やはりある程度、経営者の判断は尊重しなければいけないと思っておりますけれども、議員皆様方がおっしゃられるように、それでも継続をしろということであるならば、そういった代替案をしっかりと示していただいて、議員としてこういうことが必要じゃないかということもおっしゃっていただくことも大事じゃないかというふうに思っております。ただむやみに継続をしろ、撤退はけしからんということだけでは、何ら私は解決にならないというふうに思いますので、その辺も含めて議員の皆さん方も、代替案あるなり、こういうふうになれば経営改善ができるんじゃないかとか、そういったこともやっていただくのが、この水俣市の発展のためには、我々執行部だけではなく、議員の皆様方も、それぞれの負託を得て上がってきておられるのであれば、そういったこともしっかり責任を持って発言をしていただければというふうに思います。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で平岡朱議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時24分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、おはようございます。公明党の牧下恭之でございます。コロナ禍で水俣市に陽性者が発症しました。また、7月の豪雨災害でお亡くなりになられた方、被災を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い順次質問をいたします。

まず初めに、おくやみコーナーについて。

先日、窓口での手続に時間がかかるのでどうにかできないかとの相談を受けました。調べてみると、これは全国的にも課題になっているようであります。そもそも身内の死亡はあまり経験のないことなので死亡に関する手続をどのように進めればよいか、あまり知られていませんし、持参すべき確認書類の忘れ物などで後日改めて市役所に来なければならなかったケースなど、遺族は戸惑うことが大変多いようであります。

そのような状況の中で、大分県別府市では、市役所内におくやみ手続に関するワンストップ窓口が設置をされ、来庁者に好評だそうです。死亡に伴う手続は、複数の部署にまたがり、作成すべき書類も少なくありません。

この窓口では、亡くなった方の情報を基に、死亡に関するおくやみ手続をお手伝いし、必要な課への案内と、関係書類の作成を補助してもらえ、ワンストップで手続ができます。関係する課がワンストップ窓口から連絡を受けた時点で、それぞれ手続が開始され、ワンストップ窓口へ手続完了後も書類を持ってきてくれます。

利用者からは、どこで何をしたいのか分からず、死亡手続の専門の窓口があることで大変助かった。また、市民に寄り添っているこのスタイルが広がるといいのに、というような感想も寄せられているようであります。

このような発想は、窓口を担当する職員でプロジェクトチームを結成し、そこでの案がきっかけで、おくやみワンストップ窓口がスタートしたそうであります。

また、三重県の松阪市では、御遺族のためのおくやみハンドブックというものもあります。様々な手続の案内をするハンドブックとして、葬儀の依頼があったときにこれを渡してくださいということで、事前に葬儀屋さんへ届けているそうであります。

このハンドブックの表紙には、市には手続をお手伝いするおくやみコーナーがありますので、ぜひ御利用ください。申請書の作成など全力でサポートしますのでとの心強い言葉と、予約をいただくことによってスムーズに御案内ができることを記し、電話番号、受付時間などが表紙に書かれています。

そして、このハンドブックの1ページ目には、御遺族の方へと題して、市長自らのお悔やみのメッセージが載せられています。大切な身内を亡くされ、気を落としておられる御遺族に寄り添い、業務的な手続の前に、まず市長からのお悔やみの言葉が届けられています。

そして、このハンドブックには、死亡に関してよくある質問をQ&A方式で記載してあります。

死亡に関して生じる市役所での手続、また、市役所以外での手続の事例、年金や保険など、個々に違う手続や名義変更など考えられる事例を細かく記載し、故人に当てはまるものをチェックし、手続に必要なものを確認することができるようなハンドブックになっています。

窓口のスピードアップのためには、こうした事前の準備、心構えによって忘れ物などで二度手

間にならない体制が図られています。これまで一日がかりのしづつだったものが全てのしづつを2時間程度で完了できるようにされたそうです。

松阪市の担当者は、ワンストップ窓口の先進事例である別府市の取り組みを参考に研究した上で、松阪市独自のシステムを考えたとのことでもあります。

本市でも職員の斬新なアイデアやICTを活用すれば、住民に寄り添った本市独自の窓口のワンストップ化、スピード化が可能だと思います。

そして、窓口業務が簡素化され、スピードアップされれば待ち時間の大幅解消、混雑緩和にもつながります。そうすれば市民にとって時間にも心にも余裕が持て、職員にとっても仕事に余裕が生まれるのではないかと思います。

現在、本市においては、新庁舎建設の中でワンストップサービスの導入の検討を進めており、2階フロアに申請、届出、証明事務など、生活に関わりが深く来庁者が多い窓口を配置し、主要なしづつがワンフロアで完結する計画で進められています。市民の皆様へよりよいサービスを提供できるよう、そのような観点から2点お尋ねいたします。

お客様シートに死亡者の氏名や生年月日などの必要事項を書き込むと関係書類が一括作成されるようなシステムに改善するとともに、煩雑なしづつを手助けするおくやみコーナーを設置するべきと思うがいかがが。

しづつをする際に活用できるおくやみハンドブックを作成するべきではないかと思いますが、市長の御見解をお尋ねいたします。

次に、自転車保険加入促進について。

環境に優しい交通手段で、身近で手軽な乗り物として多くの人が利用する自転車の普及台数は、約7,200万台で自動車の台数にほぼ匹敵するほど多くあります。

そのため、歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は一向に減ることがありません。そこで万一の事態への備えが必要であります。

公明党は2010年、党内にプロジェクトチームを発足させ、自転車が安全かつ快適に走りやすい環境の在り方など、活発に議論を重ね、2017年12月に成立した自転車活用推進法の中に、提言内容が随所に盛り込まれております。

同法に基づく推進計画には、法律による保険加入の義務化について検討を進める方針が明記されています。

また、自転車事故の総数自体は減少傾向にあるものの、自転車対歩行者の事故は、年間約2,500件で横ばい状態にあり、近年は歩行中の女性をはねて負傷を負わせた小学生の親に、裁判所が約9,500万円の支払いを命じるなど、高額賠償の判決が相次いでいます。

そこで、3点質問いたします。

水俣市における自転車事故の推移と状況、そして重傷や死亡につながった自転車事故が発生しているかお尋ねいたします。

市民の自転車保険の加入状況とその周知について。

自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は広がりを見せています。どのように認識しているかお尋ねをいたします。

次に、認知症施策について。

ここでは冒頭に認知症の歴史をたどりながら質問に入りたいと思います。認知症の人が話題になり始めたのは1970年代からであります。有吉佐和子氏の恍惚の人が出版され、認知症の人の存在が広く知られるようになりました。

当時は精神病院や老人病院などで拘束されている光景が当たり前のように見受けられたようであります。

そして、1980年代になると特別養護老人ホームでの受入れが始まり、さらに1990年代になりますとグループホームや認知症の人を対象としたデイサービスなどが始まり、ようやく介護で対応する時代に入ってきました。

そして、2000年に介護保険が創設されてから、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムの中で、認知症の人にも対応できないかという模索が始まり、最近では認知症の人の意見を基にして、認知症の人でも地域で暮らせる共生社会づくりが目指されております。

認知症施策は、このところ急ピッチで展開されております。2012年には認知症施策推進5か年計画が策定され、認知症初期集中支援事業や、また認知症ケアパスなどの新規事業などが盛り込まれてまいりました。

2015年にはオレンジプランが改められ、新オレンジプランが策定されました。

さらに、2018年12月には官房長官を議長とする認知症施策推進関係閣僚会議が設置され、令和元年6月18日には認知症施策の大綱がまとまりました。

そして、この大綱によりますと2018年には認知症の人の数は500万人を超え、65歳以上の高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれていました。

しかし、状況は進み、現在では2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると予想されております。

認知症は誰でもなり得るものであり、また、今後も増加していくと見込まれる認知症の人への対策は、今まで以上に必要となってくると思われます。

そこで、本市の主な認知症施策の現状と課題についてお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、死亡手続等を簡略化するおくやみコーナーの設置については私から、自転車保険加入促進については副市長から、認知症施策については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

初めに、死亡手続等を簡略化するおくやみコーナーの設置について、順次お答えします。

まず、お客様シートに死亡者の氏名や生年月日などの必要事項を書き込むと関係書類が一括作成されるようなシステムに改善するとともに、煩雑な手続を手助けするおくやみコーナーを設置すべきと思うのがいかかとの御質問にお答えします。

本市におきましては、死亡に伴う手続のために来庁された方に対しまして、できる限り関係部署間で連携を図りながら、来庁者の負担軽減に取り組んでおります。しかしながら、当該手続は、亡くなられた方の状況によって内容が異なり、議員御指摘のとおり煩雑であることには変わりありません。

そのような中、来庁者のさらなる負担軽減に資することを目的として、各部署における死亡に伴う関連手続をまとめた一覧表の作成に今月から着手しております。それにより、どのような手続が必要で、何を持参すればよいかをお示しするとともに、御不明な点等があれば、一覧表記載の受付窓口にあらかじめ御確認いただくことで、書類の不備等による再来庁を未然に防止することにもなると考えております。

その上で、議員御提案の関係書類が一括作成されるようなシステムの構築といった、手続の簡素化等については、関係部署と連携しながら引き続き検討してまいりたいと思います。

また、おくやみコーナーの設置につきましては、現在建設中の新庁舎において、ワンストップサービスの1つの形態として、2階に市民サービスに係る主要窓口を集約し、市民が職員の案内の下、市民生活に関する主要な手続がワンフロアで完結できるワンストップフロア方式を採用することとしております。

この2階を中心とするワンストップフロア方式の中で、死亡に伴う手続につきましても、現在作成しているおくやみ手続に係る一覧表も活用しながら、来庁者の庁内での移動距離や滞在時間を短縮することを目指してまいりたいと思います。

次に、手続をする際に活用できるおくやみハンドブックを作成するべきではないかと思うが、市長の見解はいかがかとの御質問にお答えします。

先ほど答弁いたしましたとおり、死亡に伴う手続は、亡くなられた方の状況によって内容が異なり、非常に煩雑であることには変わりありませんので、来庁者のさらなる負担軽減に資することを目的として、おくやみハンドブックとしても活用できる、各部署における死亡に伴う関連手

続をまとめた一覧表の作成に、今月から着手をしております。今回議員に御指摘いただいたことも踏まえまして、来庁される市民の皆様にとって負担が少なく、分かりやすさと利便性に配慮した窓口サービスの提供ができるよう、引き続き努めてまいりたいと思っております。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 家族が亡くなった後の行政手続を効率化して、遺族と窓口負担を軽減しようと香川県三豊市は、タブレット端末を活用した遺族の手続システムの運用を開始しました。来庁した遺族がタブレット端末の使用に同意した上で、職員が口頭で聞いた住所や氏名などを端末に記入、最後に遺族が署名すると、入力した情報が各種書類に転記され、記入内容が役所内で共有される仕組みです。

これまでは、1人当たり、平均10種類もの申請書類に住所や氏名などを繰り返し記入する必要があったため、遺族と職員双方の負担になっておりました。新システムの導入により、各担当課では押印など一部の手続で済むようになったそうであります。三豊市ではA I 人工知能やI C T 情報通信技術などを活用した業務改革や市民サービスの提供などの施策を展開する三豊市デジタルファースト宣言を掲げており、今回の端末活用もその一環とのことであります。

八代市が8月3日よりおくやみコーナーを市役所の仮設庁舎に開設をいたしました。また、御遺族のためのおくやみハンドブック、A 4判32ページも作成しております。市民の利便性と負担軽減のため、先端技術を活用したまちづくりを推進していただきたいことをお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 次に、自転車保険加入促進について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、自転車保険加入促進について、順次お答えします。

まず、水俣市における自転車事故の推移と状況、そして重傷や死亡につながった自転車事故が発生しているかとの御質問にお答えします。

水俣市内での自転車事故のうち人身事故は、熊本県警の平成24年からの統計によりますと、平成27年の10件をピークに、令和元年は2件と減少傾向にあります。事故当事者の割合では、高校生や65歳以上の高齢者が高くなっております。

本市での自転車による死亡事故は、数十年発生していませんが、3か月以上の治療が必要な重傷事故は、現在、年間に数件発生しており、交差点での出会い頭による衝突や、車両の左折時などの巻き込みが原因となっております。

次に、市民の自転車保険加入状況とその周知についてはどうなっているかとの御質問にお答えします。

自転車の利用が多い中学校の自転車通学生は、ほぼ全員が自転車保険に加入している状況であり、各中学校では自転車通学の要件としたり保険の紹介等を行うことで、周知及び加入を推奨しております。また、小学校によっては、自転車保険制度を保護者へ周知したり、加入促進をしております。

なお、中学校の自転車通学生以外の自転車保険の加入状況は把握できておりません。

次に、自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は広がりを見せているが、どのように認識しているかとの御質問にお答えします。

自転車保険加入の義務化や促進を求める条例は、都道府県や政令指定都市等で制定しております。熊本県内では、熊本県が「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定し、平成27年4月から施行しております。

この条例の第5条第4項には、自転車利用者の責務として、自転車利用者は、損害を賠償する責任が発生したときはこれによる自転車利用者の損害を保険会社等が補填することを約する契約の締結その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする規定し、自転車保険加入を努力義務としております。

市といたしましても、県の条例に基づき、自転車を利用する市民に対して自転車保険制度の紹介や加入促進を周知してまいります。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 道路交通法上では、自転車は車両の一種、軽車両になっています。法律違反をした事故を起こすと、自転車利用者は、刑事上の責任が問われることとなります。また、相手にけがを負わせた場合や物を壊した場合は民事上の裁判、損害賠償責任を負わなければならないこととなります。自転車が加害者になった場合、高額な賠償金を支払うケースが増えています。

熊本市でも昨年6月に高校生の自転車と歩行者の79歳の男性が衝突し、その方は死亡されるという事故が発生しております。これ以外にも事例は多数ありますが、自転車事故により相手を死亡させ、また意識が戻らないなどの重傷を負わせた自転車事故で民事裁判となり、数千万円に上る賠償を求められるケースが相次いでいます。

本市で自転車の需要が一番多いのは通学に使用する学生だと思います。自転車事故対策とその周知及び学校での安全対策の取り組みについてお尋ねをいたします。

水俣市の自転車保険加入促進の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、自転車事故対策とその周知及び学校での安全対策の取り組みについてでございます。

自転車事故を含む交通安全対策の周知といたしまして、市教育委員会では、国、県等の文書を

通じて小中学校への周知を図っております。

水俣高校では、警察署、水俣地区交通安全協会とともに、新入生の自転車通学生を対象に自転車反射板を配置し、夜間の交通事故の注意喚起を行っております。

高齢者へは、毎年、水俣市老人クラブ連合会において、交通安全講話を実施しております。これまでは高齢者の自動車運転を中心とした講話でしたので、今後は老人クラブ連合会、警察と相談した上で、高齢者の自転車事故についても取り上げたいと思います。

次に、自転車事故対策の学校での安全対策の取り組みといたしまして、各小中学校では、児童・生徒の事故防止のため、警察官や交通安全指導員による道路の安全な通行の仕方や自転車の安全な乗り方等について学習する交通安全教室、通学路等の危険箇所を確認するための安全マップ作り、さらには自転車通学生の安全意識を高めることを狙いとした定期的な自転車点検等の指導を毎年実施しております。この取り組みの一環として、小学生は毎年、交通安全子供自転車地区大会へ参加しております。

次に、水俣市の自転車保険加入促進の取り組みについてでございます。

これまで、市としては、自転車保険加入促進の取り組みは実施しておりませんが、市広報紙やホームページに掲載したり、自転車利用者、学校、事業者、自転車小売業者や自転車防犯登録を事務を行っている水俣地区防犯協会連合会事務局に、熊本県の条例を基に作成したチラシを配布し、周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 次に、認知症施策について答弁を求めます。

一期崎福祉環境部長。

（福祉環境部長 一期崎充君登壇）

○福祉環境部長（一期崎 充君） 次に、認知症施策についてお答えします。

本市の主な認知症施策の現状と課題についてはどうなっているのかとの御質問にお答えします。

本市の主な認知症施策は、1、認知症予防。2、認知症の早期発見・早期対応。3、認知症を正しく理解し支援する人づくり。4、地域での見守り支えあいの4つの視点で施策を推進しております。

まず、認知症予防としましては、一般介護予防事業「まちかど健康塾」などの通いの場を通じて認知症予防に取り組んでおります。

次に、認知症の早期発見・早期対応としましては、タッチパネル式のもの忘れ相談プログラムMSPを活用した認知症のスクリーニングテストや、認知症サポート医による、もの忘れ相談会を実施しております。また、認知症地域支援推進員2名を社会福祉協議会に配置し、早期介入を図るとともに、医師や精神保健福祉士といった複数の専門家が集中的に関わり、早期診断・早期

対応に向けた支援体制を構築することを目的とした認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の方やその家族等への支援にあっております。

次に、認知症を正しく理解し支援する人づくりとしましては、認知症の方やその家族の応援者となる人を養成する認知症サポーター養成講座を実施しております。本市の認知症サポーターは、令和2年6月末現在、累計8,691人で、総人口に占める養成者数の割合は、県内5位となっております。

また、認知症サポーターの具体的な活動の場としましては、傾聴ボランティア及び介護サービス相談員、市民後見人などの養成を行い、より実践的な活動につなげております。県は、平成30年度に認知症の方やその家族を支える活動を積極的かつ能動的に行うサポーターが所属する団体を認知症サポーターアクティブチームとして認定しており、本市では初年度に「傾聴グループみなまた」と「介護サービス相談員あざれあ」の2団体が認定を受けております。

次に、地域での見守り支えあいとしましては、認知症の方やその家族、地域の方の交流の場として、市内3か所で認知症カフェを開催し、認知症介護者の交流の場として毎月1回「かざぐるまの会」を実施しております。

また、徘徊やそのおそれのある認知症の方の事前登録により、所在不明事案の未然防止と、発生した場合の早期発見や安全の確保を図ることを目的に、認知症見守り・SOSネットワークを推進しております。

この取り組みにより、万が一、所在不明事案が発生した場合は、警察や消防をはじめ、登録いただいた市内事業所等協力機関の連絡網によって情報を共有し、早期発見するための仕組みを構築しております。併せて、自治会単位で年1回、所在不明事案を想定した認知症見守り声かけ訓練を実施し、今年で11年目を迎え、地域での見守り機能の向上を図っております。

以上のように、本市では、平成21年度から国のモデル事業を受け、様々な認知症施策に先駆的に取り組んでおりますが、認知症と診断されることへの抵抗感による早期発見の難しさや認知機能低下の自覚が乏しいことによる早期診断・早期対応の遅れ等があります。

また、認知症見守り・SOSネットワークにつきましては、周知不足による徘徊やそのおそれのある認知症の方の事前登録数の伸び悩みのほか、所在不明事案の未然防止の仕組みや、早期発見のためのより迅速な情報伝達方法など、体制構築から10年が経過しており、改善が必要と考えております。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 認知症サポーター養成講座受講者の水俣市の人口の36.3%の方が受講されております。県内では水俣市は5位で頑張っています。すごいことだとこれは思います。また、認知症サポーターステップアップ講座として2団体30名の方が認定をされています。認知症サポーターア

クティブチームの増員と拡大と活用が必要になってくると思います。改善策は考えているのかお尋ねをいたします。

認知症高齢者の事前登録者数には様々な課題があることは理解をいたしました。私の知ってる方が2名、行方不明になって長い年月がたっています。認知症の人が一人で外出し、鉄道事故に遭うなどして、本人やその家族が損害賠償を求められた際の個人賠償責任保険の導入をしている自治体が増加しているが、個人賠償責任保険の導入が必要であると思うが、認識と必要性についてお尋ねをいたします。

認知症高齢者の事前登録が個人賠償責任保険加入の条件となっていますので、認知症高齢者の事前登録者数拡大にどう取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

○福祉環境部長（一期崎 充君） 松下議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、認知症サポーターアクティブチームの増員及び拡大の改善策についての御質問につきましては、引き続き、傾聴ボランティア養成講座等を広く周知するとともに、アクティブチームへの加入を依頼し、活動できる人材の増員に努めたいと思います。

また、アクティブチームの活用につきましては、現在、介護施設を中心に活動いただいておりますが、認知症の方やその家族のニーズを把握しながら、自宅や認知症カフェ等、活動の機会や場所を増やすことによって活用していきたいと思います。

次に、個人賠償責任保険に関する御質問についてですけど、個人賠償責任保険は安価な保険料で個人加入できるものであると伺っておりますが、家族や関係者からは、必要性については直接要望は聞いておりませんので、本市における導入や事前登録については考えておりません。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 認知症サポーターのように、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族の人や家族に対して、できる範囲で手助けをする方が多くいらっしゃることは、大変重要なことであります。

答弁で、家族や関係者等から必要性、要望は聞いていないので、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の導入及び事前登録については考えていないとのことでもあります。

愛知県岡崎市は、本年7月より認知症高齢者による他人への偶発的な障害や器物損壊、事故などで損害賠償を請求される事態に備えて、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を導入しました。最初は市認知症高齢者見守りネットワーク事業に登録し、補償金額は最大1億円、市が保険契約者となり、保険料を全額負担します。

今後の認知症患者の増加、その介護者の精神的な負担を考えたときに、介護者の精神的負担を

少しでも軽減することができ、認知症患者、その家族に寄り添うことは住民福祉の向上にかなうものであり、実施していく意義のある施策だと考えております。

厚生労働省が2019年度から認知症の人と地域で真に取り組む認知症サポーターをマッチングしていくオレンジリンク事業を始める方針を出しております。今後は、実際に地域や施設などで積極的に活動に参加する人の養成が求められていると考えます。

認知症サポーターステップアップ講座の充実と認知症事前登録者数の推進と個人賠償責任保険の導入が、これから増えていく認知症に対して本人、家族、介護者が地域で安心して暮らしていく重要な鍵になると思います。さらなる努力をお願いして質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、淵上茂樹議員に許します。

（淵上茂樹君登壇）

○淵上茂樹君 皆さん、おはようございます。誠心会の淵上です。

7月、熊本県南部を襲った豪雨により多くの方が亡くなられ、また、被災されました方に衷心より哀悼の意を表し、お見舞いを申し上げます。

今年は年初めから新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、観光業、飲食業や医療・福祉関係の経営悪化が始まり、他の産業へ波及し、経営は苦境に立たされております。

7月の豪雨、9月の台風と引き続き、市民生活は安心ができない日々を送られておられます。市民の安心・安全な生活を送るための質問を行いたいと思います。

昨日、今日と質問と重なる部分もありますが、通告どおりに質問いたします。執行部の単純明快な答弁をよろしく願いいたします。

1、新型コロナウイルス感染症対策における本市の経済状況と対応について。

- ①、国内で新型コロナウイルス感染症が発生した後の市内の経済状況をどう捉えているのか。
- ②、今年度と来年度の税収をどう考えているのか。
- ③、地方交付税への影響はどう考えているのか。
- ④、新型コロナウイルス感染症対策のために事業の中止や繰越しの考えはあるのか。

2、7月豪雨後の具体的な対応について。

- ①、7月に入ってから今月までの市役所の豪雨への災害対応状況をどう考えているのか。

②、災害が発生してからの災害査定までは、どのような流れになるのか。

③、災害の査定が行われ、災害復旧工事はいつ頃に終わるのか。復旧の見通しについて、どう考えているのか。

④、災害復旧にかかる費用等についての所有者等の負担割合は何%になるのか。

3、下水道事業と合併処理浄化槽事業における現状と対策について。

①、下水道事業の建設から現在までの整備状況と今後の整備計画について、どう考えているのか。

②、下水道区域外の合併処理浄化槽事業の整備状況と整備計画について、どう考えているのか。

③、下水道事業の建設費と個人負担金、また合併処理浄化槽の建設費と個人負担及び年間維持費について、どう捉えているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 渚上議員の御質問に順次お答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策における本市の経済状況と対応については私から、7月豪雨後の具体的な対応については産業建設部長から、下水道事業と合併処理浄化槽事業における現状と対策については上下水道局長から、それぞれお答えします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策における本市の経済状況と対応について順次お答えします。

まず、国内で新型コロナウイルス感染症が発生した後の市内の経済状況をどう捉えているのかとの御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症が国内で拡大し始めた3月以降、本市の地域経済も大きな影響を受けており、本市経済を支える中小規模事業者においては、長引く感染拡大や外出自粛の流れにより業績が大幅に減少しているところが数多く存在していると認識しております。

特に、本市においては、全国的な傾向と同様に宿泊業や飲食業の業績悪化が著しく、感染拡大の初期段階から深刻なダメージを受けております。議員も御承知のとおり、これらの業種では、国の緊急事態宣言解除後には少しずつ業績が回復するものと予想されておりましたが、その直後からの感染第2波の拡大により、現在は、宿泊業・飲食業に加え、幅広い業種に影響が拡大している状況にあります。

一方で、外出自粛などによる、いわゆる巣ごもり消費により、食料品や日用雑貨等の生活必需品を取り扱う事業所においては、業績の変動が少ないところもあると伺っております。

この状況は、まだしばらく続いていくものと思われまますので、関係機関と連携しながら、適切な状況把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、今年度と来年度の税収をどう考えているのかとの御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の税収については減少することが見込まれます。また、来年度の税収につきましても、今年度よりもさらに減収となることを見込まれます。

次に、地方交付税への影響はどう考えているのかとの御質問にお答えします。

地方交付税には、地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財政調整機能と全ての地方公共団体が一定の行政サービスを提供するための財源を保障する財源保障機能の二つの役割があり、一般に税収が落ち込んだ場合、地方交付税の財源保障機能により地方交付税が増額交付される仕組みとなっております。

令和2年度の本市の地方交付税交付額は、普通交付税が44億7,033万円となっており、令和元年度と比較し、約1億5,000万円の増額となっております。増額となった主な要因は、地域社会再生事業費、公債費、高齢者保健福祉費等の増額に伴うものとなっております、新型コロナウイルス感染症による影響はないものと考えております。

特別交付税につきましては、特殊事情の調査項目に新型コロナウイルス感染症対策が今年度から追加されており、制度上は特別交付税の算入対象となっておりますが、本市においては国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約5億8,500万円をはじめとした財政措置を活用しているため、特別交付税算定での財政需要の計上はない見込みとなっております、新型コロナウイルス感染症による影響はないものと考えております。なお、令和3年度以降の地方交付税につきましては、令和2年度に国勢調査が実施され、普通交付税の算定に大きく影響することが見込まれております。直近の国勢調査前後での普通交付税算定では、人口約1,500人の減少に対し、普通交付税約1億円の減少となっております。住民基本台帳人口の推移から、令和3年度においても同様の影響があるものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策のために事業の中止や繰越しの考えはあるのかとの御質問にお答えします。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国からの地方創生臨時交付金をはじめとした財政支援に加え、市議会からは政務活動費交付金を例年と比較し半減されるなど、一般財源を捻出いただいております。そのため、今のところは財源不足により必要な対策事業を実施できない状況にはなく、財源捻出を目的とした事業の中止等は考えておりませんが、今後の状況の変化で新たな対策が必要となった場合の補正予算の調製や、令和3年度以降の予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を含む必要な事業を実施していくために、一部事業を中止する判断も必要になってくるものと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 第2質問に入ります。

この新型コロナウイルス感染症の影響についてですが、熊本日日新聞社では、業績悪化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売上げ不振、業績悪化ということと、また厚生労働省におかれては、8月31日時点で5万人を超える関連する解雇や雇い止めがあったということをお知らせされております。

この水俣市は人口減少と長期化する新型コロナウイルス感染症拡大により、地域経済への影響にどう対策を行うのか、長期化により経済が縮小し、倒産や廃業も多くなり、一刻も早い経済対策を行っていかねば地域社会の崩壊につながるものではないかと思うことで質問いたしました。

答弁では、交付税のことについては変化はないという話なのですが、普通交付税においては、税収の4分の3が交付税に算入されるわけですので、その4分の1は減収になるのかなとは思っております。市内の経済状況のところをもう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

1つ目の質問として、新型コロナウイルス感染症から影響を受ける業種別の経済状況をどう分析しているのか。2つ目の質問として、新型コロナウイルス感染症から影響を受ける業種別にどのような要望があって、どのような支援策を打ってきたかをお尋ねし、以上2点についてお尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 淵上議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける業種別の経済状況はどうかという御質問でございますが、業種別の経済状況を示す一例をお示しいたしますと、現在、本市では新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した事業者を対象にセーフティネット4号、5号、危機関連保証の各制度の認定事務を行っておりますが、認定件数を見ますと、感染拡大初期の4月から6月にかけて、それぞれ45件、55件、49件と熊本地震に起因しました平成28年度及び平成29年度におきます同制度の本市の認定件数である62件を大きく上まわっており、8月の時点で過去最高の188件となっております。

傾向といたしましては、休業要請や外出自粛により客足数の減少が直接売上げの減少につながったと思われます。宿泊業、飲食業、小売業、サービス業が認定件数全体の約9割を占めております。また、前年同月比の売上げ減少率の全体での平均はマイナス47.3%とほぼ半減の状況でありまして、業種別では飲食業のマイナス47.9%、宿泊業のマイナス67.2%が目立っております。

このようなことから、新型コロナウイルス感染症拡大の市経済への影響は、近年でも例がない

ほど非常に深刻であるものと認識をしております。

次の2点目の御質問でございます業種別でどのような要望があつてどういった支援策を打ってきたかという御質問でございます。

本市では、4月から市独自の経済対策として、利子補給制度、飲食業、宿泊業を対象といたしました雇用確保補助金制度の創設にいち早く着手をさせていただきましたが、水俣商工会議所をはじめ、水俣観光物産協会、水俣市飲食業同業組合、湯の児旅館組合、あしきた農業協同組合など各種事業団体からも要望をいただいているところであります。

主な内容といたしましては、資金繰り、雇用の確保、事業継続に対する支援の拡充、市税等の納期減の延長、観光誘客を含む収束後の消費喚起策の実施等でありまして、これらの要望を踏まえた事業に取り組んでまいりました。

5月には中小企業向けの支援制度の実施、国の雇用調整助成金に係る事業者負担に対する補助制度の創設、法人市民税の申告期限及び納付期限の延長を行い、さらに6月からは農林漁業者を対象とした支援金制度の実施などを行っております。

また、消費喚起策といたしまして、7月から市内への観光誘客のための宿泊費助成や宿泊者を対象とした飲食店や小売店等での利用可能なクーポン券の配布、また8月に商工会議所が開始いたしましたプレミアム飲食券事業に対する補助など多岐にわたる支援を行っております。

○議長（岩阪雅文君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 先ほど、市経済への影響は近年でも例がないほど深刻であるものと認識しているとのことでしたが、経済対策というのは早めに決断と実行が肝要なことと考えております。

まず1つ目の質問ですけれども、市の経済活動の回復をどのように行おうとしているのかをお尋ねします。

それから、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の件ですが、例えば事業所で感染者が発生した場合には、感染者の家族や職場の濃厚接触者からはPCR検査をするわけです。そのほかの方も事業所内の方も自宅待機となっております。この自宅待機の方が問題なんです、その濃厚接触者でない方、PCR検査を受けられず、無症状の感染者かもしれない中での家族が同居する人たちは厳重な対策を行った上の生活を送ることとなっております。

濃厚接触者とされなかった方は、医師の指示に基づくものであれば、発熱症状等が出れば、医療としてPCR検査ができるようですが、また、この発熱症状は5日から10日ぐらいの間に出るようです。そのときに濃厚接触者とされなかった方で感染しても無症状の人はPCR検査を受けられないまま帰宅し、自宅待機となっております。本人や家族は不安な日々を過ごすことになっております。

長期の不安を解消するために、関係者は区分せずに速やかにPCR検査を受けられるようにす

べきと考えます。市民の直面する新型コロナウイルス感染症に対する生活の安心を図るためにも、日常生活や経済活動を維持するためにもいち早くPCR検査を受けられる施策を備えることも重要なことと思います。

2つ目の質問として、PCR検査等のウイルス検査を受ける費用を助成する考えはないかお尋ねします。

以上2点についてお尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 洲上議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の市の経済活動の回復をどのように行おうしているのかという御質問でございますけれども、先ほどお答えをいたしましたとおり、この取り組みにつきましては、急激な業績悪化に対する緊急支援として実施をしております、これまでに延べ600件以上の事業者や数千人の市民、観光客に御利用をいただいております。市内には現時点でも少なくとも1億円以上の資金が循環しているものと想定され、本市の経済を下支えするものと考えております。

しかしながら、現在の状況が長引きますと、市の経済はますます厳しい状況を迎えることも想定されておまして、地域経済を支える中小企業の経営環境の悪化はさらに深刻さを増すものと予測されます。

今後につきましては、9月4日から新たに開始いたしました事業者が行う感染予防対策への補助のように、事業者自らが行う事業継続雇用確保のための取り組みも支援してまいりたいと考えておりますけれども、市単独での支援には限界がありますので、今後も事業者の方々の声を伺いながら、国・県の制度も十分に活用して、可能な限り事業者に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

2点目の濃厚接触者や発熱者以外、関係者のPCR検査を受けるための費用を助成する考えはないかという御質問でございますけれども、このPCR検査等が必要な対象者につきましては、現在、無料で県が行政検査を行っておりますので、現段階では、自由診療分の検査費用の助成については考えておりません。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、7月豪雨後の具体的な対応について答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、7月豪雨後の具体的な対応について、順次お答えします。

まず、7月に入ってから今月までの市役所の豪雨への災害対応状況をどう考えているかとの御質問にお答えします。

本市の対応状況ですが、7月3日の13時40分に注意警戒体制をとり、18時に自主避難のための

避難所を4か所開設いたしました。18時40分に1号配備体制に移行し、23時に災害対策本部を設置、23時35分に山間部に避難勧告を発令しております。

日付が変わり7月4日1時に2号配備体制をとり、職員を増員し、1時15分に市内全域に避難勧告を発令、避難所を8か所に増やしました。1時55分には市内全域の避難指示、緊急に切り替えております。

その後、避難所は、7月8日13時の土砂災害警戒情報の解除まで開設を続けました。7月9日から14日までは、もやい館を避難所として常設し、夜間はさらに3か所の避難所を追加開設いたしました。

自主避難のための避難所は早く開設しましたが、避難準備・高齢者等避難開始の発令がなかった点を反省しております。また、避難勧告と避難指示をもっと早く発令できたのではないかと考えております。

今回の豪雨に伴う市民の皆様からの相談や申請等に対しましては、7月20日から8月31日まで専用の相談窓口を設置し対応させていただきました。また、7月14日から罹災証明発行に係る住家被害認定調査を行い、22日に初回の罹災証明の発行を行っております。

また、被害状況の調査に関しては、7月3日から通報があった被害箇所へ職員が現地調査に行き、応急対策や業者への連絡、通行止め等の措置、浸水住宅の消毒などを行っております。

迅速な対応ができていた反面、夜間の調査など職員の安全確保が不十分であったと考えております。

被害状況につきましては、8月31日までに市に寄せられました被害報告の件数については、市道に関するもの157件、国道及び県道に関するもの21件、県が管理する二級河川に関するもの26件、普通河川に関するもの85件、都市公園に関するもの7件、林道に関するもの13件、農地に関するもの55件、農業用施設に関するもの44件、民地に関するもの88件、その他里道等に関するもの18件などとなっています。このほか、パトロールにより発見された箇所もあり、この結果、道路、河川、公園等の公共施設及び農地、農業用施設、林道施設、山林等に関しては、国庫補助等の災害復旧事業や応急復旧事業などにより対応しているところですが、民地に関しましては、市では対応できない案件がほとんどでございます。

次に、災害が発生してから災害査定まではどのような流れになるのかとの御質問にお答えします。

災害発生連絡が市にあった場合、まず、調査担当職員が現場に赴き、関係者と立会を行い、被害状況や被災の原因を把握し、国の補助災害等の要件に該当するかの判断を行います。

農地や農業用施設については、受益者の負担金が生じますので、災害査定前に所有者等と協議を行い、費用負担の同意を得た上で災害復旧事業を進めていくこととなります。その後、要件を

満たす災害復旧事業であると判断されたときは、熊本県を通じて災害報告を行い、国の災害査定を受けることとなります。

なお、査定により申請と比較して延長が短くなる場合や工法の変更を受けることもあります。災害査定後に災害復旧事業の採択を受けることとなります。

次に、災害の査定が行われ、災害復旧工事はいつ頃に終わるのか、復旧の見通しについてどう考えているのかとの御質問にお答えいたします。

公共土木施設の災害査定は、8月3日から10月26日の週まで約2か月、公園施設は9月7日から1週間、林道施設は10月5日から1週間、農地、農業用施設は10月5日から3週間の予定で災害査定を終えたいと考えております。

災害復旧工事は、ほとんどの場合、査定後に改めて実施設計を行い、速やかに工事を発注することとなりますが、今年度は、市内全域で被害が多数発生しており、規模も大きいことから、全ての箇所について今年度内に復旧することは困難であると考えております。したがって、市民生活に影響が出る箇所から優先的に工事を行い、遅くとも来年度末までには完了できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、災害復旧にかかる費用等についての所有者等の負担割合は何%になるのかとの御質問にお答えします。

所有者等から工事費の一部を負担していただく災害復旧工事については、農地や農道、用水路、排水路などの農業用施設が該当します。通常、国の補助災害で採択された場合の国庫補助率は、農地では50%、農業用施設では65%となりますが、農業用施設は国庫補助金を除いた額の50%を市が負担しますので、最終的には所有者等の負担割合は、農地では50%、農業用施設では17.5%となります。

さらに、農地、農業用施設の補助災害では、通常の補助率から農家の1戸当たりの災害復旧事業費に応じて補助率がかさ上げされます。また、今回の豪雨は激甚災害に指定されたことにより、さらに補助率はかさ上げされることが見込まれます。かさ上げされた補助率は、最終的には災害査定後に決定いたしますが、全国の過去5年間の平均で農地が96.3%、農業用施設は98.4%となっておりますので、所有者等の負担率はかなり軽減されるものと考えております。

また、補助対象とならない40万円未満の工事などについては、通常、農地は100%、農業用施設は50%が所有者等の負担となります。

○議長（岩阪雅文君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 2回目の質問に入ります。時間も少し過ぎてますもので、5つ質問をしようかなと思っただけなんですけども、最後のところだけをちょっと質問したいと思います。

1つの質問なんですけど、高齢者の世帯では、国の支援、補助がない災害についてどうすること

もできず困惑しておられるということなのですが、救済を受けられない被災者に対し、住民の生命及び財産の保護並びに住民負担軽減を図るための支援策があればと考えております。また、激甚指定の災害に該当しない農地等は市単独災害事業の適用になるようですが、農地では個人負担になるようなので、農家では復旧を断念し、耕作を放棄すると聞きます。災害の復旧を断念すると地域の過疎化が進み、少子高齢化で後継者もなく、ますます耕作放棄地が増加するおそれがあります。その後継者対策や耕作放棄地防止にも私有地における災害復旧について支援制度についてお尋ねします。

このことは昨年の12月議会におきまして同じような質問をいたしまして、市民の生命、生活、財産を守ることは市の責務でございますので、助成等につきましても、他市町村の状況等について確認しながら検討を行いたいと思いますとの答弁をいただいたわけですが、1つ、最後の質問として、水俣市は災害復旧に負担軽減支援策を考えられないかをお尋ねして終わります。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 渇上議員の2回目の御質問にお答えいたします。

水俣市で災害復旧に負担軽減支援策を考えられないかということでございますが、個人所有地の災害復旧につきましては、市民に対する公平性を考慮いたしますと、基本的にはこれまでどおり個人において対応をお願いしたいと考えているところでございます。

災害で発生いたしました土砂の撤去につきましては、県内でも3自治体が補助要綱を整備しているようです。市民の生命、生活を守るために少しでも手助けになるものはないかと考えますので、引き続き検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、下水道事業と合併処理浄化槽事業における現状と対策について答弁を求めます。

岩井上下水道局長。

（上下水道局長 岩井昭洋君登壇）

○上下水道局長（岩井昭洋君） 次に、下水道事業と合併処理浄化槽事業における現状と対策について、順次お答えします。

まず、下水道事業の建設から現在までの整備状況と今後の整備計画についてどう考えているのかとの御質問にお答えします。

本市の公共下水道事業は、昭和50年度に事業に着手し、現在、計画処理面積を361ヘクタール、計画処理人口を1万2,100人として事業を推進しております。公共下水道事業には雨水処理事業と汚水処理事業がありますが、そのうち汚水処理事業に関しましては、令和元年度末現在357ヘクタールの整備を完了し、区域内人口は1万2,667人、接続人口は1万1,648人で、接続率は92%となっております。また、令和元年度までの建設費は約195億円となっております。

今後の整備計画につきましては、汚水処理事業に関しましては、整備をほぼ完了しておりますので、今後は改築更新に係る計画であるストックマネジメント計画に基づき、老朽化した施設の更新事業を行ってまいります。

次に、下水道区域外の合併処理浄化槽事業の整備状況と整備計画についてどう考えているのかとの御質問にお答えします。

本市では、公共下水道処理区域外で個人が合併処理浄化槽を設置した場合に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付しております。本事業の対象となる面積は、公共下水道処理区域を除いた1万5,968ヘクタール、世帯数は5,437世帯、人口は1万1,366人であり、事業を開始した平成元年度から令和元年度までに1,900基、約9億3,000万円の補助を行っております。公共下水道処理区域外の人口のうち本事業に係る整備人口は3,637人であり、その普及率は32%となります。

公共下水道処理区域外につきましては、今後も、本事業により公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上を図ってまいります。

次に、下水道事業の建設費と個人負担金、また合併処理浄化槽の建設費と個人負担及び年間維持費についてどう捉えているのかとの御質問にお答えします。

公共下水道事業の建設費は、国庫補助金、市債、一般会計からの繰入金、受益者負担金等の財源で負担するものとされており。また、市債の償還金の一部と運営費に充てるため、利用されている方に下水道使用料が課されます。したがって、公共下水道処理区域内の方には、下水道接続に係る排水設備工事費用、下水道使用料、また、土地の所有者に対して1平方メートル当たり285円の受益者負担金がかかります。一方、公共下水道処理区域外で合併処理浄化槽を設置した場合には、合併処理浄化槽の設置に係る排水設備工事費用、保守点検や清掃に係る経費がかかります。

公共下水道接続または合併処理浄化槽設置に係る経費につきまして、新築の場合を比較してみると、公共下水道接続工事費の平均が約80万円であったのに対し、合併処理浄化槽設置に係る工事費の平均は約120万円でした。しかしながら、合併処理浄化槽の設置に対しましては市の補助制度がございますので、当該制度を利用して設置された場合は、自己負担額は約80万円となり、公共下水道接続工事費とほとんど差がなくなるものと考えております。

下水道使用料と合併処理浄化槽の維持管理費につきましては、世帯人員によって様々です。仮に3人世帯で1人8立方メートルとして24立方メートルを使用した場合の下水道使用料と、合併処理浄化槽で5人槽を使用した場合の維持管理費を比較いたしますと、どちらも年間5万円前後になります。

○議長（岩阪雅文君） 渕上茂樹議員。

○渕上茂樹君 2回目の質問に入ります。これも幾つか質問したいんですけども、質問だったんで

すが、一つにまとめます。

先ほどの比較なんです、維持費の比較なんです、5人槽と3人世帯ということでしたが、1人2人のときには安価になると、下水道使用料が安価になるというふうなことをお聞きしております。

それと、地方交付税の考え方と地方公営企業法の考え方がある、地方公営企業法のほうで出してるという話なんです、一般財源を使ってるということで下水道のほうには一般財源を使ってることで使用料には入ってるということと考えております。

それで、1つ目の質問なんですけども、水俣の環境計画の中でも、市内に設置されている浄化槽の中に管理されてないものがあり、水質悪化と悪臭苦情が課題となっているとの記述もあるようですので、質問として、水俣の海と川を豊かにするため、また普及を図るために合併処理浄化槽の維持管理費に補助をできないかお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、淵上議員の御質問にお答えいたします。

水俣の海、川を豊かにするために、またその普及を図るための合併処理浄化槽の維持管理費に補助ができないかという御質問であったかと思いますが、公共下水道料金との公平性を図るために合併処理浄化槽の維持管理費にのみ補助を行うということは現在困難であるというふうに考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で淵上茂樹議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

次の本会議は明18日午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日はこれで散会します。

午前11時50分 散会

令和2年9月18日

令和2年9月第5回水俣市議会定例会会議録

(第5号)

表 決

令和2年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和2年9月18日（金曜日）

午前10時01分 開議

午前10時45分 閉会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀧 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（坂 本 禎 一 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
主 事（岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（一期崎 充 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	上下水道局長（岩 井 昭 洋 君）
総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）	総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）

○議事日程 第5号

令和2年9月18日 午前10時開議

第1 議第88号 専決処分の報告及び承認について

専第16号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

第2 議第89号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

第3 議第90号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

第4 議第91号 水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更について

第5 議第92号 工事請負契約の締結について

第6 議第95号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 議第94号 令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

1 議第100号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 議第93号 令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

1 議第97号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

1 議第98号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

1 議第99号 令和元年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

1 陳第2号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について

1 陳第3号 風力発電計画に対する水俣市長の慎重な調査、検討を求める陳情について

1 陳第3号 国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について

1 陳第5号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

- 第8 議第101号 教育委員会委員の任命について
- 第9 議第102号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第10 議第103号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第11 議第104号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第12 意見第8号 緊急自然災害防止対策事業の継続を求める意見書について
- 第13 意見第9号 軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書について
- 第14 意見第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 第15 意見第11号 教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書について
- 第16 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日市長から人事案4件の提出がありましたので、議席に配布しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第88号 専決処分の報告及び承認について

専第16号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

日程第2 議第89号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

日程第3 議第90号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議第91号 水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第5 議第92号 工事請負契約の締結について

日程第6 議第95号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、議第88号専決処分の報告及び承認についてから、日程第6、議第95号令和2年度水俣市一般会計補正予算第11号についてまで、6件を一括して議題とします。

順次、委員会の審査報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩村龍男議員。

（総務産業委員長 岩村龍男君登壇）

○総務産業委員長（岩村龍男君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第88号令和2年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

本案は、令和2年7月豪雨に係る災害復旧工事等の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第8款消防費に、水俣市土砂災害危険住宅移転促進事業、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費を計上している。

これらの財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第20款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣市土砂災害危険住宅地移転促進事業費補助金について、現在までの活用実績をただしたのに対し、これまで活用実績はないが、今回、南福寺地区で被害にあわれた方の住居がレッドゾーンに含まれており、その家屋を取り壊し転居されるので、初めて予算措置を行ったものであるとの答弁がありました。

また、補助対象費用についてただしたのに対し、家の解体費用の他、土地の購入、中古物件に入られる際のリフォーム費用等にも充てることができるとの答弁がありました。

さらに、市のハザードマップの状況についてただしたのに対し、熊本県が危険区域の調査を完了し、ハザードマップを公表後、それを受けて、市のほうでもハザードマップを更新することになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定いたしました。

次に、議第89号令和2年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、固定資産税等賦課事務経費、市庁舎管理事業、第

5 款農林水産業費に、農業競争力強化基盤整備事業、第 7 款土木費に、公営住宅整備事業、第10 款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費等を計上している。

これらの財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、要緊急安全確認大規模建築物建替え工事補助金等の変更を計上している。

また、地方債の補正として、公共事業等債を追加し、災害復旧事業等の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第91号水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更について申し上げます。

水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更について、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第92号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その 3）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案のように提案するものである。

令和 2 年 7 月 14 日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額 3 億 1,790 万円で坂口・岩井・上野特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第95号令和 2 年度水俣市一般会計補正予算第11号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1,418 万 3,000 円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ 214 億 771 万 7,000 円とするものである。

補正の内容としては、第 5 款農林水産業費に、被災木材加工流通施設等復旧対策事業を計上している。

この財源としては、第14款県支出金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回、補助金申請を行う林業機材の被災状況についてただしたのに対し、市内の林業事業体の山林作業を行うために現場に置いていたトラック 1 台とグラブプル 1 台が今回の 7

月豪雨により土砂が流入、全壊し、使用不能となったため、県に創設された補助金を活用して購入することになったとの答弁がありました。

また、補助金を使用した場合の機械の管理、取り扱い等はどうなるのかとただしたのに対し、5年間の減価償却期間は適正に管理する必要がある、また10年間は国に使用実績等を報告する必要があるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、厚生文教委員長谷口明弘議員。

（厚生文教委員長 谷口明弘君登壇）

○厚生文教委員長（谷口明弘君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

まず、専決処分されました議第88号令和2年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

本案は、令和2年7月豪雨に係る災害復旧工事等の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第3款民生費に、熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金給付事業を計上している。

この財源としては、第14款県支出金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第89号令和2年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、戸籍住民基本台帳費、第3款民生費に、社会福祉費、児童福祉費等、第4款衛生費に、保健衛生費、環境対策費、第9款教育費に、埋蔵文化財発掘調査事業等を計上している。

なお、財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第20款市債をもって調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、武道館管理委託料の追加を計上している。

また、地方債の補正として過疎対策事業の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金は、介護予防事業まちかど健康塾を実施している公民館の介護予防整備に伴うものであるとの説明があり、整備を行う公民館の場所及び補助の内容についてただしたのに対し、場所は宝川内のたから館で、大広間のエアコン工事費と道

路から公民館に入るアプローチの手すり等の工事費に対する補助であるとの答弁がありました。

また、小中学校のトイレ改修工事について、工事予定がある第一小学校以外で、トイレが洋式化されていない学校をただしたのに対し、袋小学校、袋中学校、葛渡小学校、第二小学校、緑東中学校の5校であるとの答弁がありました。

また、遺跡発掘調査の調査概要についてただしたのに対し、場所は久木野の山上地区で、現地が山上遺跡に該当する。田んぼの圃場整備に伴い、遺跡の記録保存を行うため、発掘調査することとなった。調査期間は12月下旬から3月上旬としている。調査を行う人数は、調査員2名と作業員延べ846名であり、1日当たり25名程度が作業にあたる。遺跡は、主に縄文時代のもので、矢じりとその材料の黒曜石であるとの答弁がありました。

特に、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第90号令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,357万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ37億5,004万1,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金などを計上している。

これらの財源としては、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年9月11日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第88号	専決処分の報告及び承認について 専第16号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第9号）付託分	承認	全員賛成
議第89号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第10号）付託分	原案可決	全員賛成
議第91号	水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更について	原案可決	全員賛成
議第92号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成
議第95号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年9月11日

厚生文教常任委員長 谷口明弘

水俣市議会議長 岩阪雅文 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第88号	専決処分の報告及び承認について 専第16号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第9号）付託分	承認	全員賛成
議第89号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第10号）付託分	原案可決	全員賛成
議第90号	令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成

○議長（岩阪雅文君） 以上で委員会の審査報告は終わりました。

これから、委員会の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員会の審査報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

藤本壽子議員から議第92号について、討論の通告があります。

これから発言を許します。

藤本壽子議員。

○藤本壽子君 おはようございます。無限21の藤本壽子です。私は、議第92号工事請負契約について、反対の立場で討論いたします。

今議会の一般質問冒頭においても、水俣市の財政状況について質問があり、市長の答弁によると、介護、福祉にかかる扶助費は増加の一途である。さらに、大型事業なども財政悪化の要因である。また、6月議会の私の質問に対する答弁にも、水俣川河口臨海部振興構想事業を含めた全事業の見直しを行うということでありました。しかしながら、どこをどのように見直すのか、いまだに明らかではありません。何度もこの事業について反対討論しておりますが、施工費用は34億円。その内、改めて、費用負担の内容を聞きました。国交省が2億7,000万円、環境省からが環境首都創造事業ということで8億7,000万円、環境省県負担金が1億円ということです。20億と言われる水俣市負担金は、それ以上になると見込まれます。今議会において、財政健全化のため、公民館の指定管理者への移行などが出ておりました。着眼するところは、それだけでよいのでしょうか。見直すとなれば、必要不可欠でないと思われる、また、億単位の費用がかかるところに目を向けるべきではないでしょうか。さらに、今後、災害を防ぐための土木費へと使途を変えということも有効ではないかと思えます。

そして、主にこの工事が、水俣市の海域に環境の影響がないかということで、市民から、熊本県の工事への環境影響評価について、不服の申し立てがあり、また、それに対する弁明書への反論書が提出されています。この反論書の中には、八幡残渣プールの中身の調査をしないまま、工事をする事への懸念を再三のべられています。これを放置したままであるなら、まず、何より安全対策を優先させるべきであると思います。

少なくともその上での、環境産業などへの誘致、そのような議論になってくるのではないかと思います。この新型コロナというウイルス、人類の脅威を経験する中で、自然、環境を真に守るということは、どのようなことか。手付かずの自然を思いどおりにしてきた人間への警告が根底にあると私は考えます。疲弊した水俣市を再生させるためには、この、水俣川河口臨海部振興構想事業は、早期に縮小し、水俣市民の暮らしを立て直す、水俣市民の安全へと予算を傾けて頂きたい。そのように思います。

よって私は、今議会に上程された、議第92号工事請負契約には、反対であります。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第88号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員会の審査報告は承認であります。

本件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の審査報告のとおり承認しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第89号令和2年度水俣市一般会計補正予算第10号から、議第91号水俣市過疎地域自立促進計画の一部変更についてまで、3件を一括して採決します。

本3件に対する委員会の審査報告はいずれも可決であります。

本3件は、委員会審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも委員会審査報告のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第92号工事請負契約の締結についてを採決します。

本件については、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員会の審査報告は可決であります。

したがって原案についてお諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（岩阪雅文君） 挙手多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第95号令和2年度水俣市一般会計補正予算第11号を採決します。

本件に対する委員会の審査報告はいずれも可決であります。

本件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の審査報告のとおり可決しました。

日程第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 議第94号 令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

1 議第100号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 議第93号 令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

1 議第97号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

1 議第98号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

1 議第99号 令和元年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

1 陳第2号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求め

る

陳情について

1 陳第3号 風力発電計画に対する水俣市長の慎重な調査、検討を求める陳情につ

いて

1 陳第3号 国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を
求める」意見書提出の陳情について

1 陳第5号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳
情について

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（岩阪雅文君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題としま
す。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調
査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付する
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、
水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和2年9月11日

総務産業常任委員長 岩村龍男

水俣市議会議長 岩阪雅文様

記

事件の番号	件名	理由
議第94号	令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分 について	慎重審査を要するため
議第100号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定につ いて	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水 道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、
水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和2年9月11日

厚生文教常任委員長 谷口明弘

水俣市議会議長 岩阪雅文様

記

事件の番号	件名	理由
議第93号	令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第97号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第98号	令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第99号	令和元年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第2号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第3号	風力発電計画に対する水俣市長の慎重な調査、検討を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第3号	国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について	慎重審査を要するため
陳第5号	安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和2年9月14日

議会運営委員長 松本和幸

水俣市議会議長 岩阪雅文様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第8 議第101号 教育委員会委員の任命について

日程第9 議第102号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第10 議第103号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第11 議第104号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第12 意見第8号 緊急自然災害防止対策事業の継続を求める意見書について

日程第13 意見第9号 軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書について

日程第14 意見第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

日程第15 意見第11号 教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係

る確実な財源保障等に関する意見書について

○議長（岩阪雅文君） 日程第8、議第101号教育委員会委員の任命についてから、日程第15、意見第11号教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書についてまで、8件を一括して議題とします。

議第101号

教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年9月18日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市平町2丁目9番51-15

氏 名 堀 浄信

生年月日 昭和46年6月21日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第102号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年9月18日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市天神町1丁目5番1号

氏 名 田中 孝典

生年月日 昭和25年11月5日

（提案理由）

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第103号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年9月18日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市大川55番地

氏 名 梅下 正孝

生年月日 昭和27年6月29日

（提案理由）

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第104号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年9月18日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市陣内2丁目12番1号

氏 名 遠山 正行

生年月日 昭和27年1月11日

（提案理由）

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

意見第8号

緊急自然災害防止対策事業の継続を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年9月18日

提出者議員 松本和幸
高岡朱美
小路貴紀
藤本壽子
岩村龍男
真野頼隆

水俣市議会議長 岩阪雅文様

（別紙）

緊急自然災害防止対策事業の継続を求める意見書

我が国では、近年、全国各地で、豪雨、暴風、地震など、気候変動の影響等による自然災害が頻発化・激甚化している。熊本県においても、平成24年熊本広域大水害、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨などにより、県内各地で甚大な被害が発生している。

このような自然災害に事前に備え、国民の生命・財産を守る、防災・減災、国土強靱化の取組は、一層重要性が増しており、ハード・ソフト両面から対策の推進が急務となっている。

こうした状況を受け、国においては、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策と併せて、平成31年度、緊急自然災害防止対策事業を創設していただき深く感謝する。

この制度は、河川（護岸、堤防等）、治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、農業水利施設、港湾・漁港防災などのうち、国庫補助の対象とならない地方単独事業を対象とし、令和2年度までの時限措置として、特別な財政措置を講じていただいております。本市においても、本制度を積極的に活用することにより対策を強化している。

しかしながら、緊急自然災害防止対策については、対策を講ずべき箇所が多いため、令和2年度までの取組で完了できるものではなく、長期的かつ計画的な取組が必要である。

加えて、令和2年7月豪雨により、甚大な被害を受けた本市においては、被災個所の早急な復旧が急務であるため、今年度、緊急自然災害防止対策事業に取り組むことが困難な状況もある。

よって、国におかれては、令和3年度以降も、引き続き、緊急自然災害防止対策事業を継続し、対策に必要な予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 菅 義 偉 様
総務大臣 武 田 良 太 様
財務大臣 麻 生 太 郎 様
国土交通大臣 赤 羽 一 嘉 様
農林水産大臣 野 上 浩 太 郎 様
内閣官房長官 加 藤 勝 信 様
内閣府特命担当大臣(防災) 小 此 木 八 郎 様
国土強靱化担当大臣 小 此 木 八 郎 様
衆議院議長 大 島 理 森 様
参議院議長 山 東 昭 子 様

意見第9号

軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年9月18日

提出者議員 岩 村 龍 男
高 岡 朱 美
小 路 貴 紀
藤 本 壽 子
真 野 頼 隆
松 本 和 幸

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様
(別紙)

軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除の特例措置は、平成21年度税制改正において、道路特定財源の一般財源化に伴い目的税から普通税に改められた際に、平成24年3月末まで3年間の期限が設けられて以降、3回にわたり延長されてきたところであり、令和3年3月末で適用期限を迎えることとなっている。

この課税免除の特例措置により、熊本県の農林水産業、船舶を使用する事業、セメント・生コンクリート・砕石等の建設資材事業など県内の幅広い産業の収益向上、ひいては関係事業者の経営安定が図られてきたと言える。

平成28年4月に発生した熊本地震からの復興に県民一丸となって取り組んでいる中、新型コロナウイルス感染症による地域経済活動への影響も顕在化しており、さらに、令和2年7月豪雨の大雨による被害の影響も懸念されるところである。

このような状況の中、軽油引取税の課税免除の特例措置が終了することになれば、課税免除対象事業者の経営環境が悪化し、地域経済に大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、国におかれては、本市の地域経済を支える産業の衰退を招くことがないよう、今年度末までとなっている軽油引取税の課税免除の特例措置を、令和3年4月1日以降も継続していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 菅 義 偉 様
総務大臣 武 田 良 太 様
財務大臣 麻 生 太 郎 様

農 林 水 産 大 臣 野 上 浩 太 郎 様
経 済 産 業 大 臣 梶 山 弘 志 様
国 土 交 通 大 臣 赤 羽 一 嘉 様
衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 様

意見第10号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を 求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年9月18日

提出者議員 真 野 頼 隆
高 岡 朱 美
小 路 貴 紀
藤 本 壽 子
岩 村 龍 男
松 本 和 幸

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

(別紙)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を 求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

内閣総理大臣 菅 義 偉 様
内閣官房長官 加 藤 勝 信 様
総務大臣 武 田 良 太 様
財務大臣 麻 生 太 郎 様
経済産業大臣 梶 山 弘 志 様
経済再生担当大臣 西 村 康 稔 様
まち・ひと・しごと創生担当大臣 坂 本 哲 志 様
衆議院議長 大 島 理 森 様
参議院議長 山 東 昭 子 様

意見第11号

教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年9月18日

提出者議員 藤 本 壽 子
高 岡 朱 美
小 路 貴 紀
岩 村 龍 男
真 野 頼 隆
松 本 和 幸

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様
(別紙)

教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年3月以降、全国の学校で一斉臨時休業が行われるなど、学校現場では感染症対策と子どもたちの学びの保障が喫緊の課題となっている。

その中で、我が国の学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していく一方で、「学校における働き方改革」も求められている。国の指針に基づき、全国の教育委員会が教育職員の在校等時間の上限方針を定め、今後実効性ある取り組みを行っていく中、この改革を推進しながらより質の高い学校教育を実現するためには、学級編制の標準の引き下げや加配の充実など教職員の定数改善が必要である。

また、義務教育については、地方自治体の財政事情により格差が生じることなく、「教育の機会均等」と「教育水準の維持向上」が図られる必要があり、義務教育費国庫負担金及び地方交付税が重要な財源となっている。そのため、国の責任において、財源が確実に保障される必要がある。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、地方自治体が子どもたちの学びの保障と安全・安心な環境整備を確実に行うことができるように、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 学級編制の標準の引き下げや加配の充実など教職員の定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担金及び地方交付税について、財源の拡充も含め、所要の財政措置を講ずること
- 3 オンライン教材経費その他の人的配置等の学びの保障及び感染症対策に係る財源を確実に確保するとともに、

感染症の状況に応じ機動的に予算措置を講ずること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

水 俣 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	菅	義 偉 様
総 務 大 臣	武 田 良 太 様	
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様	
文 部 科 学 大 臣	萩 生 田 光 一 様	
衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様	
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 様	

○議長（岩阪雅文君） 順次、提案理由の説明を求めます。

初めに、議第101号教育委員会委員の任命についてから、議第104号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第101号教育委員会委員の任命について申し上げます。

このたび、本市教育委員会の堀浄信委員の任期が9月30日をもって満了となりますが、引き続き同氏を任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

堀氏につきましては、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見に優れ、教育委員会委員として適任であると存じます。

次に、議第102号、議第103号及び議第104号固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

このたび、田中孝典委員、梅下正孝委員、遠山正行委員の任期が9月30日をもって満了となりますが、引き続き三氏を選任いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

三氏につきましては、人格、識見ともに優れた方で、固定資産評価審査委員会の委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第101号から議第104号について、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 次に、意見第8号緊急自然災害防止対策事業の継続を求める意見書について。

提出者代表、松本和幸議員。

(松本和幸君登壇)

○松本和幸君 提出者を代表して、緊急自然災害防止対策事業の継続を求める意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

我が国では、近年、全国各地で、豪雨、暴風、地震など、気候変動の影響等による自然災害が頻発化・激甚化している。熊本県においても、平成24年熊本広域大水害、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨などにより、県内各地で甚大な被害が発生している。

このような自然災害に事前に備え、国民の生命・財産を守る、防災・減災、国土強靱化の取組は、一層重要性が増しており、ハード・ソフト両面から対策の推進が急務となっている。

こうした状況を受け、国においては、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策と併せて、平成31年度、緊急自然災害防止対策事業を創設していただき深く感謝する。

この制度は、河川（護岸、堤防等）、治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、農業水利施設、港湾・漁港防災などのうち、国庫補助の対象とならない地方単独事業を対象とし、令和2年度までの時限措置として、特別な財政措置を講じていただいております。本市においても、本制度を積極的に活用することにより対策を強化している。

しかしながら、緊急自然災害防止対策については、対策を講ずべき箇所が多いため、令和2年度までの取組で完了できるものではなく、長期的かつ計画的な取組が必要である。

加えて、令和2年7月豪雨により、甚大な被害を受けた本市においては、被災個所の早急な復旧が急務であるため、今年度、緊急自然災害防止対策事業に取り組むことが困難な状況もある。

よって、国におかれては、令和3年度以降も、引き続き、緊急自然災害防止対策事業を継続し、対策に必要な予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 次に、意見第9号軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書について。

提出者代表、岩村龍男議員。

(岩村龍男君登壇)

○岩村龍男君 提出者を代表して、軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

軽油引取税の課税免除の特例措置は、平成21年度税制改正において、道路特定財源の一般財源化に伴い目的税から普通税に改められた際に、平成24年3月末まで3年間の期限が設けられて以降、3回にわたり延長されてきたところであり、令和3年3月末で適用期限を迎えることとなっ

ている。

この課税免除の特例措置により、熊本県の農林水産業、船舶を使用する事業、セメント・生コンクリート・砕石等の建設資材事業など県内の幅広い産業の収益向上、ひいては関係事業者の経営安定が図られてきたと言える。

平成28年4月に発生した熊本地震からの復興に県民一丸となって取り組んでいる中、新型コロナウイルス感染症による地域経済活動への影響も顕在化しており、さらに、令和2年7月豪雨の大雨による被害の影響も懸念される場所である。

このような状況の中、軽油引取税の課税免除の特例措置が終了することになれば、課税免除対象事業者の経営環境が悪化し、地域経済に大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、国におかれては、本市の地域経済を支える産業の衰退を招くことがないように、今年度末までとなっている軽油引取税の課税免除の特例措置を、令和3年4月1日以降も継続していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしく申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 次に、意見第10号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について。

提出者代表、真野頼隆議員。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 提出者を代表して、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により 意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしく申し上げます。

- 議長（岩阪雅文君） 次に、意見第11号教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書について。

提出者代表、藤本壽子議員。

（藤本壽子君登壇）

- 藤本壽子君 提出者を代表して、教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明いたします。

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年3月以降、全国の学校で一斉臨時休業が行われるなど、学校現場では感染症対策と子どもたちの学びの保障が喫緊の課題となっている。

その中で、我が国の学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していく一方で、「学校における働き方改革」も求められている。国の指針に基づき、全国の教育委員会が教育職員の在校等時間の上限方針を定め、今後実効性ある取り組みを行っていく中、この改革を推進しながらより質の高い学校教育を実現するためには、学級編制の標準の引き下げや加配の充実など教職員の定数改善が必要である。

また、義務教育については、地方自治体の財政事情により格差が生じることなく、「教育の機

会均等」と「教育水準の維持向上」が図られる必要があり、義務教育費国庫負担金及び地方交付税が重要な財源となっている。そのため、国の責任において、財源が確実に保障される必要がある。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、地方自治体が子どもたちの学びの保障と安全・安心な環境整備を確実にを行うことができるように、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

- 1 学級編制の標準の引き下げや加配の充実など教職員の定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担金及び地方交付税について、財源の拡充も含め、所要の財政措置を講ずること
- 3 オンライン教材経費その他の人的配置等の学びの保障及び感染症対策に係る財源を確実に確保するとともに、感染症の状況に応じ機動的に予算措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び提出者代表から提案理由の説明がありました8件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました本8件については、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本8件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本8件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第101号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

次に、議第102号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

次に、議第103号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

次に、議第104号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

次に、意見第8号緊急自然災害防止対策事業の継続を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

次に、意見第9号軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

次に、意見第10号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

次に、意見第11号教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る
確実な財源保障等に関する意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

日程第16 議員派遣について

○議長(岩阪雅文君) 日程第16、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

1 第274回熊本県市議会議長会出席

派遣目的 熊本県市議会議長会に出席し、地方自治の確立と都市の興隆発展を図る。

派遣場所 熊本市

派遣期間 令和2年10月15日(木)～16日(金) 2日間

派遣議員 牧下恭之議員

経 費 既決予算の中から支出

○議長(岩阪雅文君) お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長(岩阪雅文君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和2年第5回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩 阪 雅 文

署名議員 平 岡 朱

署名議員 松 本 和 幸

令和2年9月第5回水俣市議会定例会（8月28日～9月18日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第88号	専決処分の報告及び承認について 専第16号 令和2年度水俣市一般会 計補正予算（第9号）	8月28日	各 委	9月18日 承 認	
議第89号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第 10号）	8月28日	各 委	9月18日 原案可決	
議第90号	令和2年度水俣市介護保険特別会計補 正予算（第2号）	8月28日	厚生文教	9月18日 原案可決	
議第91号	水俣市過疎地域自立促進計画の一部変 更について	8月28日	総務産業	9月18日 原案可決	
議第92号	工事請負契約の締結について	8月28日	総務産業	9月18日 原案可決	
議第93号	令和元年度水俣市病院事業会計決算認 定及び剰余金処分について	8月28日	厚生文教	9月18日 継続審査	
議第94号	令和元年度水俣市水道事業会計決算認 定および剰余金処分について	8月28日	総務産業	9月18日 継続審査	
議第95号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第 11号）	9月10日	総務産業	9月18日 原案可決	
議第96号	令和元年度水俣市一般会計決算認定に ついて	9月10日	一般会計 決算特別	9月18日 継続審査	
議第97号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特 別会計決算認定について	9月10日	厚生文教	9月18日 継続審査	
議第98号	令和元年度水俣市後期高齢者医療特別 会計決算認定について	9月10日	厚生文教	9月18日 継続審査	
議第99号	令和元年度水俣市介護保険特別会計決 算認定について	9月10日	厚生文教	9月18日 継続審査	
議第100号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別 会計決算認定について	9月10日	総務産業	9月18日 継続審査	
議第101号	教育委員会委員の任命について （堀 浄信君）	9月18日	省 略	9月18日 同 意	
議第102号	固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて （田中 孝典君）	9月18日	省 略	9月18日 同 意	
議第103号	固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて （梅下 正孝君）	9月18日	省 略	9月18日 同 意	
議第104号	固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて （遠山 正行君）	9月18日	省 略	9月18日 同 意	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第8号	緊急自然災害防止対策事業の継続を求める意見書について	9月18日	省 略	9月18日 原案可決	
意見第9号	軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書について	9月18日	省 略	9月18日 原案可決	
意見第10号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について	9月18日	省 略	9月18日 原案可決	
意見第11号	教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書について	9月18日	省 略	9月18日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第11号	継続費の精算報告について	9月10日
報告第12号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月10日
報告第13号	損害賠償額の決定及び和解について	9月10日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月18日	総務産業	9月18日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月18日	厚生文教	9月18日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月18日	議会運営	9月18日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第2号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について	水俣市葛渡 260-2 久木田 尚子	厚生文教	8月28日	9月18日 継続審査
陳第3号	風力発電計画に対する水俣市長の慎重な調査、検討を求める陳情について	水俣市石坂川石飛 326-132 道家 哲實	厚生文教	9月10日	9月18日 継続審査

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所 及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第3号	国、熊本県へ「不知火海沿岸住民(山間部含む)の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について	水俣市桜井町 2-2-20 上村 好男	厚生文教	令和元年 9月12日	9月18日 継続審査
陳第5号	安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について	熊本市中央区神水 1-20-15 一三三 美香	厚生文教	令和元年 11月29日	9月18日 継続審査